

## 平成19年第7回（12月）定例会一般質問議事録目次

質問 順位	議 席	質問者	質 問 事 項	頁
<a href="#">1</a>	7	成瀬恵津子	1. 県道（春日街道）の延長工事推進について 2. 5歳児健診の推進について 3. 小学4年生の心臓検診（心電図検査）の実施について	3
<a href="#">2</a>	10	中谷 道文	1. 平成20年度の予算編成に向けての考え方について 2. 辰野病院の医師確保対策の進捗状況と今後の展望について	14
<a href="#">3</a>	1	中村 守夫	1. 辰野町の人口問題について 2. 平出団地建設工事について 3. 辰野町協働のまちづくり指針について	21
<a href="#">4</a>	12	山岸 忠幸	1. 教育関連について	31
<a href="#">5</a>	11	岩田 清	1. 廃プラスチック油化還元プラントについて 2. 後期高齢者医療保険制度について 3. 団塊世代の管理職の退職を迎えて	46
<a href="#">6</a>	3	永原 良子	1. 学校給食民間委託についての検討状況について 2. 町の産科医療体制について	60
<a href="#">7</a>	4	前田 親人	1. 協働のまちづくり実現に向けて	70
<a href="#">8</a>	13	根橋 俊夫	1. 超高齢化社会における今後の高齢者福祉対策について 2. 在宅療養を支援する医療と介護の機能分担・連携について 3. 町のリスク管理のあり方について	83
<a href="#">9</a>	8	船木 善司	1. 障害者支援について 2. 20年度予算について 3. 町内道路網の整備について	100
<a href="#">10</a>	9	三堀 善業	1. 全学年の共通学習 2. 企業の持つ頭脳を活用 3. 全国学力テストについて	113
<a href="#">11</a>	6	宮下 敏夫	1. 医療制度改革について 2. 防災対策について	125
<a href="#">12</a>	2	矢ヶ崎紀男	1. 辰野総合病院の移転新築計画について 2. ガソリン・灯油価格高騰対策について 3. 水田農業推進について	134
<a href="#">13</a>	5	宇治 徳庚	1. 自立を選択した町政のその後について 2. 両小野病院存続のための施策について	148

第7回辰野町議会定例会第7日目一般質問会議録

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 平成19年12月10日 午前10時
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	中村守夫	2番	矢ヶ崎紀男
3番	永原良子	4番	前田親人
5番	宇治徳庚	6番	宮下敏夫
7番	成瀬恵津子	8番	船木善司
9番	三堀善業	10番	中谷道文
11番	岩田清	12番	山岸忠幸
13番	根橋俊夫	14番	篠平良平

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎克彦	副町長	赤羽八洲男
教育長	古村仁士	総務課長	平泉栄一
まちづくり政策課長	小澤辰一	住民税務課長	野澤修一
建設水道課長	根橋正美	産業振興課長	桑沢高秋
保健福祉課長	赤羽敏明	会計管理者	加島範久
教育次長	白鳥義政	病院事務長	金子文武
福寿苑事務長	小沢睦美	消防署長	丸山均
開発公社常務理事	竹淵光雄	代表監査委員	小野眞一

6. 地方自治法第123号第1項の規定による書記

議会事務局長	竹入俊男
議会事務局庶務係長	飯澤誠

7. 地方自治法第123号第2項の規定による署名議員

議席 第9番	三堀善業
議席 第10番	中谷道文

## 8. 会議の顛末

### ○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

### ○議 長

皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、第7回定例会7日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

始めに、今議会初日議案第12号、平成19年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第1号）の質疑における、答弁に誤りがあったので、これを訂正したい旨の申し出がありますので、これを許可します。

### ○病院事務長

えー去る12月4日、本義会におきまして平成19年度辰野町立辰野総合病院事業会計補正予算（第1号）におきまして、えー根橋議員よりこの4月からの赤字額はどのくらいかというご質問に対しまして、8,000万から9,000万とご答弁申し上げましたけれども1億9,000万円の誤りでありましたので、訂正してお詫びを申し上げます。以上です。

### ○議 長

よろしいですね。

本日の議事日程は、一般質問であります。5日、正午までに通告がありました、一般質問通告者13人全員に対して、質問を許可いたします。質問時間は、一人40分以内として、進行して参りたいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。質問順位は、抽選により決定いたしました。只今から質問順位を申し上げます。

質問順位1番 議席7番 成瀬恵津子議員

質問順位2番 議席10番 中谷道文議員

質問順位3番 議席1番 中村守夫議員

質問順位4番 議席12番 山岸忠幸議員

質問順位5番 議席11番 岩田 清議員

質問順位6番 議席3番 永原良子議員

質問順位7番 議席4番 前田親人議員

質問順位8番 議席13番 根橋俊夫議員

質問順位 9 番 議席 8 番 船木善司議員

質問順位 10 番 議席 9 番 三堀善業議員

質問順位 11 番 議席 6 番 宮下敏夫議員

質問順位 12 番 議席 2 番 矢ヶ崎紀男議員

質問順位 13 番 議席 5 番 宇治徳庚議員

以上の順に質問を許可して参ります。質問順位 1 番、議席 7 番成瀬恵津子議員。

### 【質問順位 1 番、議席 7 番成瀬恵津子議員】

#### ○ 7 番（成瀬）

皆さんおはようございます。また傍聴の皆さま、早朝よりたいへんにありがとうございます。日頃は町政に対しまして、関心を抱いていただき心より感謝申し上げます。ありがとうございます。それでは質問に入らせていただきます。1 項目目としまして、県道、春日街道の延長工事推進について質問いたします。今、辰野町は国道 153 号線の渋滞問題、特に羽場の信号とオリンパス方面に右折する車による渋滞、また歩道の整備が大きな課題となっております。一日の車の量が 1 万 3,000 台、朝は町道から国道へ抜けていく車が多く小学生が通るに非常に危険な状態であります。しかし、これは、羽北地区、辰野町だけの問題ではありません。辰野町は塩尻、諏訪、伊那方面に抜ける町としてどうしても辰野町を通らなければならない、通過交通の重要な位置にあります。国道 153 号線整備促進協議会でも、毎回国道 153 号線の渋滞問題、春日街道延長について協議されております。11月15日に行われました商工会役員と議員との懇談会、また12月7日に行われました北大出区の町政懇談会のなかでも、国道 153 号線の渋滞問題、春日街道延長工事推進に関する意見、要望が出されました。地元区民はもとより辰野町民からも、国道 153 号線の渋滞解消と交通安全対策のために、早急に春日街道の延長工事の推進を望む声が出されております。それでは質問に入ります。県は「地元の理解を得られれば県としてコンサルタントを入れて、デザイン設計を考えてく」と言われているようであります。県知事が代わり、県もこのように前向きに動く方向でいるなか、町として国道 153 号線の渋滞解消、また春日街道延長工事推進についてのお考えをお聞きします。

## ○町 長

え、おはようございます。12月議会、今日から一般質問でありまして、傍聴の皆様方も早朝からありがとうございます。それでは質問順位第1番の成瀬恵津子議員の質問にお答えをしていきたいと思っております。えー、153号線のえー特に北大出地区、また羽場交差点ないしはインター入る所の交差点などの渋滞などが問題ということでありまして、12時間の交通量で大体1万台位。1日とりますと1万3,000台ってご指摘のとおりかとこんなように思っております。えー、だいぶやはり車社会になりまして、えーまたインターチェンジも羽北にあるというようなことのなかから、渋滞も起こっているわけでありまして、なおまたこの郡下、上伊那郡の中の、まあどっちかって言いますと、中を通り抜ける道は沢山こうできてきていますけれども、郡境に対して境目、例えば塩尻、諏訪圏、あるいは下伊那の方はえー今度は、上伊那から下伊那に抜ける道などがボトルネックになっている、というようなことをよく言われているわけでありまして、中だけの生活は良いんですけれども今もう、多広域に動く時代でありますから、いくら中を良くしても通り抜けができないと意味が成さないと。中央道があるではないかという話でもありますが、それはもう少し中、長距離的に使う道でありまして、普段の生活圏、あるいはまた経済圏、産業圏のえー動きなどはやはり国道、あるいはまたメイン道路が大事であると、こんなようなことはご指摘のとおりだと思います。えーこれに関しまして、あのう今ご指摘のとおりであります。えー、だいたいあのこれ知事が代わって、知事がやる気になったということではないんです。そういった各所のものに対しまして、えーこの陳情がとおりつつあると、こういうことであると思っただきたいと思っております。ただ知事さんの姿勢がえー、いろいろと違う場合には陳情してもとまらないってということですが、今はえーその可能性も出てきたということでもありますから、そこだけやるんじゃなくて長野県中がそういった道路整備の、おー陳情が上がるでしょうから、沢山上がるなかでどれかが選ばれていくとこういうことでもあります。伊那建の前の所長にもお願いしたりして、で今度の所長もその機にお願いをして陳情をし、そしてまた現実を見てもらい、そしてまた、通過交通台数も計ってもらいそういうなかで、「なるほどこれはしていった方が良さだろう。」ということでもあります。それで153号線だけの改良ということになりますと、さきほど言いましたように羽場交差点の、

あの拡幅改良あるいは右折レーン付きという形にもなってくる、同時にまた 153 号線の一部住宅もありますけれども拡幅をし、各所に右折レーンなどを設けていくとこんなような形になっていくわけでありまして。ま、しかし、よく考えてみますと、箕輪から伊那の方へは 5、6 本道が行って、辰野へ入ると 2、3 本になってしまうとこんなようなことよく言われてますが、事実上これあの谷の始まる所でありまして、非常に狭くなってきております。えーこの伊那谷の始まるなかで一番狭い所は下雨沢ですね。あそこは山があつて山がある、その間に川が流れ、鉄道が流れ、道路があり、もういっちょ生活道路がある。ま、田んぼが 1、2 枚あればそれで一杯になっちゃいます。というようなことで、段々狭隘に箕輪から辰野にかけて狭くなっていきますんで、いくら道路造ってみてもはけ口がないと、道路を造る場所がないというようなことでもありますから、えーそのなかでの有効な 153 号線を利用していかなければならないと思ひますし、同時に農免道路だとか竜東線だとか、いろんなあの 3 本の道もあるわけですので、それらをどうふうに活かすのか、新たにまた、えー春日街道などを延長してバイパスを造るのかどうなのか、造るならどこへ造るのか、そこだけ造ってもダメですから、ずーっと抜けないとダメですのでどこで 153 へ整合性を持たせるか非常に問題であります。えなおまた、前からも以前からも言われておりますが、あそこの羽場交差点に關しましては与地辰野線っていう県道が伊那から来ておりますし、そしてまた今言いましたようにえー春日街道も辰野に入りまして、これが止まっているということでもあります。あれもあのう「辰野に入ったら止まっちゃったじゃないか」っていうんですけれども、えー春日街道はだいたいあそこまでできるのが遅れたんですね。7、8 年遅れていると思ひます。遅れて造られた、さあいよいよ辰野の地域って入った時に、こういう経済事情になったと、同時にまた県知事さんの考えの違う方もいらっしやう。あのその道路に關してはですよ。道路とかそういうものに対しては。ということであそこは止まっているわけでありまして、一応あの腹案は路線延ばすように持っていますが、えーまあチョチョ切れになっているということで、もしあれ延ばすんだつたらあの今の 153 号線とあの今の春日街道と与地辰野線、えーそれなどをどのように整合性で結びつけていくかということがとても大事であります。え部分改良だけでそこだけそこだけっていうことも、あの緊急避難的には必要であります、一応構想を作つた上でご質問でありますの

でお答え申し上げますが、そういうなかでえ一部分改良も緊急避難的にどこを早くやっていくかと、こういう時にはあの、羽場交差点の拡幅なども考えていく、というふうなことを考えて今現在いるところであります。え一指摘でありますので、急いでやるっていうことではありますが、あのうまた話合いか、また話合いかっていうことで、今の整合線につきましてはもうここんところ十何年、羽北地区でも検討いただいております、え一話合いがつかず、あるいはまたチョチョ切れになってしまっているっていうのが現状でありますから、またこの話合いでそうなるかっていうふうにお思いでかもしれませんが、議員ご指摘のとおり、県もその気になってもうすでに19年度予算も付いておりますので、あ、予算って言いますのは進捗させる、一番スタートの予算が付いてますので、研究予算って言いますか、それで今言われましたように、コンサルにプロポーザル（提案、定義）方式で、いろんなコンサルに頼んで一番良い名案を作ってください、え一3、4案ぐらいに絞ってそして住民の皆さんと話合いをし、そして区の皆さんや地主の皆さんや住民の皆様方一緒になって、町と一緒に話合いをし早く路線を決め、決めたなかで何処が一番急ぎかとこんなようなことで進めていきたい。以上であります。お願いします。

○7番（成瀬）

あのう、じゃ今町長が言われましたこの今後の春日街道延長工事推進につきましては、まずあのう地権者との話合いとかそういう進め方はあの、羽北地区がまず中心となってあのやっていくという解釈でよろしいのでしょうか。

○町 長

あのうあそこは宮所からあの北大出までですね、羽場北大出までの間の区、まあ例えば宮木とか新町、一緒になりまして153号線の整備促進協議会っていうのがございます。えさきほど言いましたように、そこだけやってもダメでやっぱり、通り抜けていかないとダメということですから、本来でしたら今村から、え一まあ唐木沢の一部も入りますか、小野の方からずーっとあの協議会作って一線を引いてしまわないと、本来の仕事にはならんかと思いますが、まとりあえず一番あの混雑している所という意味で、この期成同盟会ができておりますから、あ協議会ができておりますので、その皆さん方も中心に話をさせていただきます。加わっていただきたいとこういうことでもあります。ただあのう、まず春日街道、まずどっ

から延ばすかということ、それから同時に一番このさきほど言いましたように、渋滞の原因、起因はどこにあるかということ、それからそれぞれの道が交差し合っ  
てどういうふうに活かすかというところ、それは羽北地区になりますので、えー  
まあ地権者と言いましたが、それ路線が決まらないと地権者あの後になりますが、  
先にまず住民の皆さま方と、最終的にはあの地権者の皆さままで含めてみんなで  
話し合いをして、そして納得した上でもって路線をあの決定されてましたら、あの  
大急ぎの進捗した、あ進捗率の高い予算を導入して、そして道路の拡幅あるいは  
また改良、あるいはまた新道の新しく道路を設けるというようなことに進んでい  
きたいと、こういうことであります。以上です。

○7番（成瀬）

あのこの春日街道延長工事、またあのこの153号線の解消の問題につきまして  
は、辰野町も前向きにあのうやっていきたいというふうに捉えてよろしいんです  
か。

○町 長

はい。

○7番（成瀬）

はい。分かりました。じゃああのう県があのもうコンサルタントを入れていくと  
言われておりますが、あのこのどういった形でこのコンサルタントを決めて、ま  
たあの図面とかプラン作りはどのように決めていくのでしょうか。でまたあのう、  
県はこの町とか地元の考えを、案などをあの最重視してやってくださるって  
いうことは、県としてはどのように言っていらっしゃるのでしょうか。

○町 長

え、再質問にお答え申し上げます。えー県がどのように今のような案を出すか  
ということですが、例えばあのう誰が考えましてもですね、例えば春日街道をうー  
ん、153号線に平行に延ばすと過程します。そうするとどこへもっていくだろう  
と思いますよね。まず北大出の方へ入って来る、それからあと神戸・新町の方へ  
どういうふうにしていくのか。いったんあのあれですね、天竜川沿いへでも下ろ  
すのか、交差さして。あるいは今の農免道路、まあこれあの農水省の方の関係が  
ありますから許可になるかどうかですが、それ合わせて相乗りして拡幅してい  
くか。じゃそれをずーっと延ばしていった時に、えー湯舟の方から、それでさきほ

ど宮所とかいうのも全部必要になってくるわけですからけれども。小横川口まで下ろしたところで山に突き当たっちゃいますね。それからもしそこトンネル掘ったとしても、もう 153 号線と平行といってもすぐ横に道ができるような形になりますよね、というようなことで誰が考えても実は難しいんです。どのようにやっていったらいいのか。じゃあもう最初に適当な所で 153 へこう結びつけてしまうかと、というような形もあります。あるいはまた、もっと簡単に言えば、153 号線までいくんでなくて、春日街道延長して当初構想にありましたように東西線の方へ 153 号線に交差して、あの結びつけて終わりにしちゃうかと、こういう話もあるわけです。したがって、えーこのようなことでありますから提案が幾つもないと、そんな中から住民の皆さんが選ぶわけにいかないと、こういう意味でありますから提案の専門家の皆さん方はですね、我々素人がいろいろこう考えるよりも、道の起伏だとか勾配だとか、それから拡幅する今の道路構造令にあったような方法だとかですね、あるいはあまり補償問題があつた多発しちゃってもいけませんので、それをどうやってくり抜けるのか、同時にあまりさきほど言いましたように羽北の段階でも、153 号線と新しく造る例えばバイパスと春日街道いうとするとですね、その距離があまり近い所にありますとこの経済投資効果がないという形も出てまいります。そうかって山あいにもっていても、片側山あいであのもしえー、道の両側利用とすれば片側利用できない、右側だけだなんてこんな道路もまたあのおそらく経済投資効果が少ないということで、えー国土交通からはねられる可能性もありますから、そういったことで専門的な知識、あちらこちらのそういった道路を心掛けているあの、業者があつたいろんな提案をすつとこういう意味でありますから、まずはあのなんですかね地図上であつたいろんな今までの問題などを頭に入れず、とりあえず理想的に作ってもらいます。それを住民の皆さま方におろして住民の皆さまが、こうだあだつというふうなあの意見を出していただきたいと思います。なお住民の皆様方の声に関しましては、もうここさきほど言いましたように十数年話合ひしておりますので、決定はされておられませんけれども、このような意向あつたような意向 3、4 通りに分かれてはあの町は吸収しているつもりでありますし、伊那建設事務所の方にも報告してあります。こんなことでお分かりいただけたと思います。以上です。

○7番（成瀬）

この春日街道が延長されあの道路が広がることによって、あの国道 153 号線の渋滞が解消されるだけでなく、あの企業の誘致またあの住宅増、人口増に繋がり、辰野町の発展にも繋がると思います。あの春日街道延長工事推進に関しましては、早々に地元とまたあの町の関係の方達と話し合いをするなかで、是非あの進めて頂いていただきたいと思っております。

えーっと 2 項目目に入らせていただきます。あの 5 歳児健診推進についてであります。以前私はこれと同じ質問をしたことがあります。再度質問させていただきます。現在乳幼児健康診査は母子健康法により、市町村が乳幼児に対して行っております。健康審査実施の対象年齢は 0 歳、1 歳半、3 歳となっており、その後は就学前健診になります。実は 3 歳児健診から就学前健診までのこの期間の開き過ぎは、特に近年増加している発達障害にとって、重要な意味を持っています。なぜなら発達障害は早期発見、早期療育の開始が重要で 5 歳程度になると健診で発見することができるのです。就学前まで健診の機会がなく、ようやく就学前健診で発見されたのでは、遅いと言われております。発達障害は対応が遅れるとそれだけ症状が進むと言われております。質問に入ります。発達障害の早期発見、早期対応には 5 歳児健診が非常に重要であります。全国の自治体でも 5 歳児健診の実施が序々に増えており、近隣では駒ヶ根市が実施しておりますが、辰野町ではこういったあの重要なこの 5 歳児健診に対して、以前あの私もこの 5 歳児健診の重要な有用性をしっかり訴えさしていただいたと思っておりますが、あの辰野町がこの 5 歳児健診をしない理由というのはどういったところからあるのでしょうか。お聞きします。

○町 長

えー、二つ目の 5 歳児健診の推進についてということで、発達障害えー ADHD とかですね、アスペルガー症候群とかいろいろあの確かにあるわけでありまして。辰野町がどうしてしないのか、ということでありまして逆に言うと上伊那でもご指摘のとおり、駒ヶ根しかやっていないということですから、他もやっていないですから、これはどうしてもやらなければいけないとか、やれば相当 100 % 意味があるでないからしてない所もあるんじゃないでしょうか。ま今後いろいろ医学の進みあるいはまた、時代の要求から見てあちらこちらでやらなきゃならない

ということになれば、当然行政的にはやっていくと思いますが、まだ取捨選択の段階にあるとこんなふうに考えていただいていいのかなとこんなふうに思います。えーこういったあのう症候群が、健診だけで果たして分かるかどうかですね、短時間お医者さんがえー普通の血液検査をしてみるとか、えーあるいはまた血圧計るとか、えーCT撮るとか、MRAを撮るとかそういう検査で分かるものじゃないんですね。したがいましてある一定の時間、ずーっと一人を追って診ていかないとならない、っていうことでありますから、逆に保育所とか保育園、あるいは家庭ですね、親戚の方々。ま家庭では一緒に育っていくと、あのーマンネリ化して分からない部分もあるでしょうけれども、一番近い皆さん方が、もし変だっ て気が付く方が健診より早いんじゃないかというようなことも言われているわけ です。そういうことで、健診だけですべてが解決できないのでやる所もあり、や らん所もありというようなことではないのかなと、いうふうにも思っております。 えー、是非そんなようなこともご理解いただいて、もう少し様子を見させていた だきたいと、こんなふうに思っております。

○7番（成瀬）

えーとこの、早期発見、早期対応は発達障害の基本であります。あのう辰野町 でこの就学前にはこの、発達障害があつた発見することができなかったが、就学後 に発見できたっていう例はありますでしょうか。

○保健福祉課長

えーっと今のご質問であります、ちょっと資料を持ち合わせておりませんの でえーお答えできません。

○町長

えー、計数的に今どのくらいかということに対しましては、ちょっと今課長の 言ったとおりで、えーございますがあつた理論的に見てですね、こういったあの症 候群などはえー5歳児ぐらいから、あるいは3、4歳児ぐらいから出て、ずーっ とこう後進してしまう人と、あるいは兆候は少しはあつても学校行ってグーッと 出るのと普通の病気と同じことではございますので、それぞれパターンが違うわ けでありますので、当然学校行って出てくるというのもあり得ると思います。理 論的には、そのとおりです。以上であります。

○7番（成瀬）

あの学校で出るって言うより、学校へ入ってから気が付く、それまで気が付かないってことが多いということを知っています。またあの、この親が受け入れられないってこともあの聞いております。であのうこのう、例えばこの早期発見の発達障害児があつた場合、辰野町でもあの、今あのう把握できていないと言われておりましたが、把握したなかで、あのう本人また家族に対する支援等は、辰野町はどのように行っておりますでしょうか。

○保健福祉課長

え今のご質問でありますけれども、え一医師によるさきほど町長の答弁にもありましたように、医師がそこでもって診断する時間は短時間であります。したがって、え一長時間見られている保育園、あるいは学校、え一あと家庭ですね、そういう所でもって普段え一生活しているなかで、この子はこういう時にこういう状態になるとそういうのが具体的に、その時々によってまたその子によっても状況は違ってくると思います。ですので、え一そういう観点からの判断が大切ではなかろうかということ、そういうことでえ一理解をしておきます。で補助につきましては、え一その時にご相談があった時にはそれでもってえ一医療等の紹介にも当然あのう、スタッフ的には医師それから看護師それから保健師、それから保育所であれば保育師それから臨床検査師等、皆さんでもって集まっていただいて、その子についてね、十分対応できるようにえ一協議し、またそれも学校、保育園あるいは家庭にもその旨を知らして対応をしております。以上です。

○7番（成瀬）

え一っと、そういった場合、あの親の方がしっかり受け入れていただいて、あのそれなりのあの処置なんかはしていますでしょうかね。

○保健福祉課長

あのケースにもよるかと思いますが、素直に受け入れてもらえないという親御さんも確かにいます。ですけれどもそこは時間をかけて、それで保育士あるいは学校の先生等、え一からも話をさせていただいて、理解をしてもらうように町の方では努力をしております。

○教育長

只今学校に入ってから支援はどうかというようなご質問がございましたので、

少しお答えをしたいと思いますのですが、えー学校を中心として就学指導委員会というのを作っております。で、今保健福祉課長が言われましたようにいろんな立場の方々が集まってきて、その子の状況をみるというふうなことをやっております。でももちろん、外部の医師とかですね、というような人にもいろいろ相談をしながら、またご家庭にも理解をいただきながら、えーできれば必要に応じて、例えばえー特別支援学級の方へ入るとかですね、えーあるいは必要な介助員を付けるとかですね、というようなことが行われております。えー学校へ入ってから、どうもおかしいぞというふうに発見される場合もありますし、状況の出方がえー違いますのでそれに合わせた対応を行っているというのが現状であります。以上です。

○7番（成瀬）

このあの5歳児健診は、あの3歳児健診では見落としがちな注意欠陥多動性障害、またあの学習障害、軽度精神遅滞などの軽度発達障害の疑いをより早く見つける支援であります。えーと小児神経学の先生が言われておりますが、「就学前健診で発達の遅れが見つかって、十分な対応ができないまま就学してしまう可能性があり、3歳では差が目立たず親が納得しにくいので、5歳が丁度良い健診の時期である。」と話されております。早期発見で多くの子ども達を救うため、5歳児健診の実施を要望いたしますが、辰野町では今後これをどのようにあの考えておりますでしょうか。

○町 長

どのようにってことでございますが、今までのあのご質問のなかでの町の姿勢を示したと思います。そのように考えているっていうことになっちゃうんですけども、おーまあこの今ご指摘の問題は、結構いろいろあるんですね、あのADHDとかですね、LD、ADDそれぞれ注意欠陥多動性障害とか、あのう沢山あります。学習障害とかですね、こういった病的なことだということでもあります。えーそういったことでございますので、早期発見は保健福祉課を通しましてあのう、十二分にそういったことをまず熟知していることも、大人が知ってて発見する知らなくて発見できないということでもありますから、やりますが、ただ5歳健診はさきほど言ったとおりでありますので、繰り返しませんけど短時間あるいはまた科学的なあのう、データで分かるものではない。したがって、分かる場合もあるでしょう何分の一かですね、当たる確率的には非常に少ないだろうと思

われますので親にも回りにも、そして特に幼稚園、保育園関係者の皆さま方に注意深く追って見ていただくなかで発見をしないと、こういうことでこういうこととございますのでよろしくお願いいたします。なお学校へ入った後は今教育長の方からお答えしたとおりでありますので、お含みいただきたいと思います。以上です。

○7番（成瀬）

それでは3項目目に入らせていただきます。小学4年生の心電図健診の実施についてをお聞きします。最近全国で小・中学生の運動中に心臓発作を起こすケースが増えております。AEDが各学校に設置され、とてもありがたく思っております。一般的に小学校の低学年のうちはそれほど運動量が多くないので、健診をしても異常が見つからないことが多いわけではありますが、小学4年生ごろから身体が成長期に入り、また身体の変化の時期に入ります。質問に入ります。現在辰野町では小学4年生で、心電図健診を実施しておりますでしょうか。

○町 長

えー心臓ってというのは、一番すぐ止まると死亡に至る大事なことでございますので、そういうことを留意しながら現在はやっているわけであります。えー何かそのことで詳しくいろんなお話があるようでしたら、教育長の方からまたお答えしますが、質問を続けていただきたいと思います。

○7番（成瀬）

あ、4年生でやっているということですので、あのう小学校1年生、4年生、中学1年生の3回とも実施しているということでもありますね。

○町 長

はい。

○7番（成瀬）

え、心電図健診を行うことで、親も子どもも不安感を取り除くことができますので引き続き今後も実施していくことを要望いたします。以上で質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位2番、議席10番、中谷道文議員。

【質問順位 2 番、議席10番、中谷道文議員】

○10番（中谷）

それでは私の方から 2 点質問をさせていただきます。第 1 点目でありますけれども、平成20年度の予算編成に向けてのえー考えでありますけれども、国の三位一体の改革方針にのっとり引き続き地方交付税の削減、臨時財政対策債等の支援措置の削減等が予想され、一方、えー町の自主財源の確保の関係につきましても町長の企業立町に基づき、積極的に努力されている現状は敬意を表するところでもありますけれども、えー当面税収も大幅にそれによって期待ができるというような実態までいっていないじゃないかとこんなように考えられます。また一方、町の人口も減少化傾向にあり、また高齢化が進行しておりまして、えー医療費の増、民生費の増等、傾向が予想され新年度の予算編成は一段と厳しいものと思われまます。町長の予算編成に向けての基本的な考え方を説明いただきたい。よろしくお願ひします。

○町 長

それでは質問順位 2 番の中谷道文議員の質問にお答え申し上げます。えー、平成20年度の予算編成に向けての考え方ということでございます。えーご指摘のとおり非常に財政、まあ多事多難の時であります。これ理由がありまして我々の税金国へ持ってって、そして国民どこに、日本中どこにいても一定水準以上のあの行政サービスを受けることと、ということになっているのでえー税金の少ない所へは、特に地方みんなそうですけれども、あの交付金として交付税として、あのフィードバックはされてくわけですが、それをどんどん下げられているから当然苦しくなっております。町の税収はおかげさまで、町の税収だけ自体をとったりとっていってみると、逆に上り勾配ぎみで落ちてはおりません。ただ国からフィードバックされるのと一緒に合わせて一般会計組み立てておりますので、それが大変だということでもあります。えーしたがいまして今度は19年から20年という、今19年進めておりますので19年度中に20年の予算を作るわけではありますが、これに対する見方ということについてこの間、職員に町長予算編成方針として告示したことがございます。これは当然あのう今も言いましたように、地方交付税がまだ更に今年よりこんなに下がってきて、更にまたです。4.2%減ぐらいが予想される。

交付税だけかと思えますと臨時財政対策債、臨時財政対策債というものが今、国の方からも出されているわけでありますが、これも15.5%の減が予想されます。したがって金額的にはまだ国の方もいつもはっきりした数字を出さなくて、いよいよ出す時になってスパンと切って出してくるものですから、地方はみんな大慌てになるんですが、こういう予測でありますので今年としては、20年度の当初予算についてはということで、出してあります。前年度当初予算を下回るを得ない状況であることを理解いただいて、予算を組み立ててくるようにと出しております。以上が予算編成方針であります。

○10番（中谷）

えー、只今町長より来年の予算編成については、えー本年度を下回ると、こんな説明でありましたけれども、えー今町民の考え方というか、えー巷でも経費節減は限界にきているのではないかと、町民のえー不満というかガスとかそういうものが溜まりつつある展開で、もう削減はこれ以上限界ではないかと、こんなように判断をしているところでもあります。特にえー予算の配分等みますと、少し5年ほど先上りますけれども13年度対比では、あの全体的には22.7%のえー削減であります。衛生費それから衛生費は47.4%、えー農業関係の予算については56%、商工関係のえー予算関係については71%、特に重要なのは教育関係につきましても32%、それから土木関係については一部のものを除いて実質59%と、大変な減額で運営をしているとこういうことで、どこの地区でも大変だとは思いますが、一つ町長の指導性を発揮していただいてがんばっていただきたいなあと、こんなように思うところでございます。そこで4点ほど私の所管というか、感じを述べさせていただきたいと思っておりますけれど、特に1点につきましてはさきほど町長も言われておりますように、えー重点配分をして特に町として重要な部分、学校教育の予算、医療費及び民生費、災害等安全安心のための投資、えー町の目玉であります、ほたる関連だとか美術館関係等、特に配慮していただきたいなあと、たつののシンボルであるまた一番重要な教育等につきましては、重点配分をお願いしたいなと、こんなように思うところでございます。それから、いろいろな手法がありますけれども、一つとしてはあの、えー現在打ち出されています、地区担当職員制度を強化して町議とともに、町民に実態を説明し理解を取り付ける努力を一つお願いをしたい。こんなように考えるところでございま

す。それから3点目はこれも協働のまちづくりということで、たいへん前向きな取り組みをされておりますけれども、えーこの取り組みは全地区一斉に取り組むというような段階にあらず、それぞれの地区によってえー規模、取り組みができないえー地区等ございますので、十分指導と協力をお願いする努力をお願いしたいと思います。それからもう一つこれはいつまでも財政が悪いと、先がないということでは町民も非常に疲弊をしておりますので、町財政の好転する時期、これは分からんよと言えればそれまででございますけれども、えー国も地方への投資を考えている実態もありますし、それからえー、町のいろいろの借金も段階的に切れてくるところというようなことを明確にして、町民にえー今後のえー姿をみせていただきたいとこんなように思うところでございます。えー最後にもう一言申し上げるならば、現在の辰野町の財政は国の交付金の減少もありますけれども、長年の町政の付けが現在に回ってきていると、こんなように思っておりますので、町長の思い切った指導性発揮と町民に深く理解を求めるとともに、町政推進に協力を求める姿勢を、えー維持して欲しいと思っております。特に来年度については、思い切った町長の英断と地区担当職員制度の活用、協働のまちづくりの展開が全町的に展開できることを大いに期待して第1項の質問を終わらせていただきます。

次にえー2点目の質問であります、辰野病院の医師確保対策の進捗状況と今後の対応についてということで質問をさせていただきます。医師不足、えー国の医療体制の考え方、町民の希望する病院像、町財政の対応能力、現状の病院医師並びに関係者の加重労働、えー病院老朽化の進行状況等、えー病院新築移転問題は難題山積のなかにあると思います。とりわけ医師確保ができるかどうかは病院建設のキー・ポイントと思えますが、えー現状の見通しはどのようになって進行しておるか。また建設に対応していくための町財政負担能力等については、どのようにお考えか質問を、2点について質問をいたします。

#### ○町 長

えー、大変あのご心配いただいております辰野総合病院、町立辰野総合病院のこれからの方向ということであります。えーこんなに財政が疲弊されてなければ、とっくに造ってたろうと思います。あるいはまたこれほど医療費の診療報酬が下げられなければ、とっくに造ってたろうと思います。またこれほど医師不足に地

方がされていなければ、とっくにできていただろうと思います。えーそういったこと、今言ったことが全部逆に言う原因でありまして、えー議員の皆様方も一緒に国の方へもこの間、陳情に行っていたとおりでお分かりのことかと思えます。つい4、5日前、長野行った帰りに車の中でニュースを聞いておりましたら、長野中央病院ですね、あそこはまああちらこちらで産婦人科なくなってしまったので、医者がないのでまあ閉科って言いますかね、科を止めているわけですけども、まあ長野中央があるからということで4人の医師がやっておりましたが、あそこは昭和大学の医学部から派遣で4人のあの、産婦人科医師がやってくれて、周囲の分まで合わせてやってたんですが一気に4人引き上げで、長野中央ゼロになってしまいました。さあ長野地区としてのあの産科、まあよく辰野の住民の皆さんも言うとおりで、「産めよ増やせよ人口増やせ、そうしておいてお産するところないじゃないか、なんだこれは。」というようなことですが、それがまざまざとあちらこちらに起こっているような状況でありまして、大変にえー苦慮しているところでもあります。これはあのうお医者さんがいつも言ってますとおり、急に消ちゃったわけじゃありません。結局うー厚生労働が財務省から言われて、予算措置を立ててくなくて、結局まあ最終的には小さい病院を減らし、医者を減らせばそうすれば住民が掛からないだろう、掛からなければ医療費が削減できるだろうとこんなとこまで入り込んだ政策をとってしまったからだと思っております。まあそのためにいろんないくつも項目があるわけですが、大きく見るとそんなふうです。さあそのなかで辰野町はどんなふうな方向でかっていうことではありますが、えーほんとは12月一杯までに明示しなきゃいけなかったとこういうことですが、国の指標がまだまだまだはっきりしない点も出てきておりますし、同時につい9月末以降からまた総務省がガイドラインなんてもの出してきました、これも出すなら出すではっきり出せば良いんですが、これもまた「出すが一応の指標を出すけれども決定ではない。」なんてこと言ってますので、こういうことにまた振られちゃっておりますので、まあ時間がもう少し予算編成の最終時期まで掛かろうかと思えますけれども、えー明らかにしなければならぬとこんなふうに思っております。住民の皆様方のおかげさまで、おかげさまで言いますか大体この長い時間掛けてきましたので、えー今年のえー1月にいよいよあのう、着工するというのでえーこの入札を開始しようと思ったのを止め

させていただいたわけですが、それまでの住民の皆様方の意見も把握しております。それから後も当然住民の皆様方の意見も把握しております。まあそれこそ、お一あちらこちらいろんなあの意見もあるわけですが、多く絞り込んでいきますとまずは人命、人命に関するものは他の事業よりも第一義的にやるべきだ、というようなあの住民の皆様方の意見がまず第一に多い。それともう一つはえー、年取ってから通院できる町内病院ということで、通院っていうことはとても大変なことのようでありまして、他の市町村へ行くのはとても大変であるということでもあります。えー国の皆さん方は、40分50分ぐらい通院東京だって当たり前だって言うんですけども、全然需用が違うんですよ。えーそういった大都会の場合は、行けばすぐ3分間隔でどんどん電車なりバスなりが来ています。この辺は50分掛かるにしても、1時間待ちとかですね1時間半待ちとか50分待ちとか待ち時間が組み込まれていないわけです。同時にまた、えー大都会の場合はそこである一定の乗り物降りた場合、次のまた交通機関がすぐ待っているということですが、えーこの地方というのはなかなかそうは事情がいかないもので、通院して帰ってくるだけで1日仕事になってしまうとかですね、とても大変だから風邪ひいてるからタクシー使ったらえらいことになるとかですね、いろんなことが出てきておりますので、まず通院ということが非常に主だった要因として出てきております。まあ入院とて同じでございますし、家族も見舞いに行ったりするのとても大変ですが、まだまだその入院者は1回入ってしまえば、ずーっとそこにいるんですから良いんですけれども、通院を重んじていただきたい。こんなようなことにだいたい集約されてくるかと思っておりますので、良い方向をもっていきたいとこんなふうに思います。えーまずはそれには、今のあのお医者さん達に一生懸命がんばっていただき、またよそへ引き抜かれても行ってもらっては困るということも、更に再三またお願いとしてですね、これ自由ですからどこ行っても自由なんですけれども、お願いとして住民の要望を伝えていかなければならないと思っておりますし、更にまた医師確保につきましても今言いましたが、あの手この手ということでインターネットを使ったり、口利きで聞いたりそれからいろんな情報を取ったりということで、まして日本中どこの病院も今現在それやっていますので、えーただお金だけで来ていただくようなお医者さんでもまた困るわけでありまして、さりとてお金も安くてはこれは来ないでしょうから、だいたいあのう公立病院って

うのは、だいたいこの水準というのが決まっておりますから、あのまそうかって若干この今日の新聞なんか見てみましても、少しえー給料が日本中医師が少し上がりぎみだと、それはあのうみんなが要望するから無理はないことなんです、いうふうな方向性は出ております。まして、上げてしまうとまた更に病院の経営圧迫に入るのかなあと、これはどこの病院もそうであります。だいたいあのう公立病院は不採算医療をやってますので、採算医療もやらなければならない宿命にありますので、えー採算が合わなくてもやってますし、ま更にまた採算医療だけを採っていっていてもなかなかあのう、黒字に転換できない理由は、同じように同じスタッフでみると、診療報酬が下がっちゃったということでもありますし、またあの薬価差もなくなってほとんど院外処方になってしまった、というようなことをいろんなことがあの絡んできまして、現状になっっているわけであります。えーできるだけ一人でも多くのお医者さんを探すなかで、そしてまた病院建設が早くあの決断して、着工できるように私も考えているところであります。以上であります。

○10番（中谷）

一つあのうお尋ねをしたいわけでありましてけれども、先般行われたあの辰野病院の医局との懇談会とのなかでは11月までに町の方針、あるいは情勢が明確にならないとよそへ行っちゃうと、あるいはもう辞めちゃうというような非常に医局の皆さんがこの病院の方向性を心配しておりましたが、えー医局とのお話し合いなり情勢をもう少し待つなかで町長判断をすると、こういう答弁でありましたけれどもその、えー病院関係者の内部の調整はどんなふうなのか質問いたします。

○町 長

あの本来、行政っていうものはいったん決めたものはキチッとやっていくのが、あのう当たり前でございますけれども、ましてあのうこれ自由に町でえー自立というほんとの意味での事業であれば、もちろんそうでありますけれどもご存知のとおりこの医療、病院運営というものは規制でがんじがらめなんです。規制でがんじがらめだから、一生懸命やっても今の規制のとおり赤字になっちゃうということです。診療報酬も決まっていますし、えー看護師さんの単位も7人に1人とか、患者さん7人に1人、7対1とか10対1とか全部決まっています。この医師がいたら何々やっていいが、これ以上なければこうやってはいけないとか、全部決

まり決まっているわけでありまして。同時にまたこれ着工にあたりまして、えー国の規制ががんじがらめで規制緩和なんかとんでもない話で、どこの話かなと思うぐらい、まあ100%規制のなかと言ってもいいですね。そういうなかでありますので、国の指針がぐらついているとこちらもぐらつかざるを得ないということ、ぐらつかざると言いますか、決定がその分だけ遅れざるを得ないということでありますから、これあのう今の日本のこの行政におきまして、えー市町村は末端行政になっておりますので、これやむを得ず県、国が指針が明らかにされなければ、それに従わざるを得ませんので、それを待たざるを得ないということであります。病院の事務長の方からその内部につきましては、お答えを申し上げます。

○病院事務長

えー、医師の確保の関係の部分でありますけれども、先般医局との懇談会は確かにやったなかで、その後の状況でありますけれどもえー、当院の優秀医師大勢いるなかでやはり、この医師をという話は事実上ございました。そんななかで、えー信州大学医局とのやはり接点を持つなかで、えー当町の町長の意志を是非汲みたいという状況でございました。えーうちの町長も是非、回答するドクターに私の親書をお持ちいただいて、是非自分の気持ちを表してきて欲しいということをやった経過がございます。えーそんな意味で親書等の関係も通じたせいか、当面は現在の医師の人数等でなんとかいけそうだなというような、見込みは立ってまいりました。なお来年度以降、お一月、何月以降によっては状況がまた変わってくるということがございますけれども、まあなんとか当面はいけそうだなあというふうに、汲んでいるところであります。以上であります。

○10番（中谷）

えー只今の町長の答弁、事務長の答弁で、えー現状の状態には大変な努力の様子が伺えるし、またあの医局との話合いももう少し、えー町の方向を待つと町長の親書により、留まっていただけそうだとこんなことありますので、安心をしておるところでございますけれども、いずれにしろ病院は辰野町の医療の中心であり、重要な施設で町づくりに欠かせない施設と考えております。国の方針は極力基幹病院に集中化し、医療費削減のため予防医療に徹する方針と思います。えー特にそのなかで中小の、中小規模の病院の統合整備の方針を隔年から打ち出してきております。えー先だって11月の7日、えー国の各関係機関への陳情、要

望のなかでも要請の数のなかで、えー非常にあの前向きな意見をされる省もありますが、実際その業務に所管しております省庁におきましては、えーなかなかそう簡単にはいかないというような情勢をつぶさに、えー見てまいりました。いずれにしろ、各省も正面的にはえー、予算措置あるいは方向性を一部変えたいというような、えー考え方はみえましたけれども果たして、えー現在辰野病院のおかれています状況のなかで、医師が増えたりいろんな予算の関係だとか、えー公債費の比率の関係だとかいろいろの面で便宜を図るといようなことは、とても無理の実態ではないかと、こんなように考えておる次第でございます。えーそこでまたあの町の財政も大変な時期でありますので、えー町民も病院建設の一部を直接負担するぐらいの覚悟と決意がほんとはあるのかどうか、そういった意志固めをした上での、えー一層の推進をお願いしたいなあとこんなように思っております。町にはお金がないから、さきほど町長が申し上げたとおりに病院建設は無理と、輕輕に論づけることができない実態でありますので非常にやっかいな、えー問題だと、こんなように私も認識をしております。えーまた町民が要望するような病院像、また特色あるような病院の建設は今のところ、見えづらい実態にあります。えーどんな方法で決着するか、たいへん決断を迫られる事項であると思っております。いずれにしろ、町民の理解を得る形で早期決着が必要であり、今の財政に大きく影響しますし町の町政の方向にも影響あることでございますので、えー国の流れもありますけれども、早期の方向付けを要望して私の質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位 3 番、議席 1 番、中村守夫議員。

**【質問順位 3 番、議席 1 番、中村守夫議員】**

○ 1 番（中村）

先に通告いたしました件につきまして、質問いたします。辰野町の本年 9 月 1 日現在の人口 2 万 2,574 名から 12 月 1 日現在 2 万 2,363 名と、3 ヶ月で 210 名ほど減少しております。たかが 210 名。私が調べた昭和 48 年から途中、多少増えた年もありますがえー33 年間で人数的には、600 人足らずの減少です。33 年間でたったの 600 人。えー大した問題ではなさそうに感じますが、しかしお隣の町では同

時期50%以上9千数百名の増加、そのお隣の村に至っては、倍増の7千数百名も増加しています。近い将来人口3万人都市を目指す隣町に比べ、10年ほど前よりも約1,160名ほど減少し、将来2万人を割る恐れも出てきそうな町となる気がするのには私だけではないと思います。さきほど成瀬議員も申しましたが、道路網の充実は渋滞緩和とともに、人口増の手段として大いに関係があるかと思えます。人口が減少していく町と、増加していく町とではどこが違うのか、なにが大きな原因となるのか、お聞きいたします。

○町 長

えーそれでは質問順位第3番の中村守夫議員の質問にお答え申し上げます。人口減ということでありまして、えーどこもそのことは憂いているわけでありまして、まあ国政、人口が増えても増えなんでもいいじゃないか、なんていうこともよく言う人もあります。えー住み心地良く、楽しく生きられれば良いなんてことを言っているわけでありまして、今の経済すべてがえーどっちかって言いますと、多数決って言いますか、多数が有利になるようなことばかり国が計算しておりますので、やはり人口はまあ減る、減らないより増えた方が良いでしょう。増えるまでもなくても維持ができれば一番良いということでありまして。時あたかも日本全体の人口に対しまして、えーこれは予想よりちょっと2、3年早くすでに昨年からの減少に転じまして、日本全体のなかで今あの中村議員の言った「わずか」という言葉をあの借りますと、わずか3万人減ったというふうなあの指標が出て、また今年も段々減ってくるだろうと思えます。ましかしそのなかで、地域間格差が非常にあのう謳われているし、そのとおりであろうかと思えますし、大都会一極集中型の所は人口が逆に増えているでしょうし、えー人口が増えても更に減っているような所は、更にまた加速して減ってしまうでしょうし、こういったあのう人口の地域間格差も大変憂いているところであります。まあ辰野はえー、隣の町からとかそのまたその向こうの隣の町とか、いろんな所から比べてみますと逆に今度は諏訪湖の今辰野に一番近い所、市と似ているような現象が起こってきております。まああちらの方もやっぱり辰野町の方も、この宅地が十分取れない、狭い。しかし「大城山から見渡すと一杯空いている所があるじゃないか」って言いますが、よく調べてみると農地調整区域だらけ。更にまた掘り下げずっと見てまいりますと、埋蔵文化財指定地だらけというふうなこと。えーそれからまた三方に

分かれておりますが、そこを大きな川が、天竜川あるいはまた小野川、横川川でもいいですけども、この真ん中をしきっております。でいつも言うておりますが、それでもっていつか加えて、これはいいことですが鉄道が三方へ同じように走っています。したがって縦には通れますが、こう横断するに非常にしにくい町であるということも一点、そのそちらの観点から見ると言えるのかなあとま交通の便から見ると要衝かなと。しかし最後ほんとに分断されているなあというふうにも思えます。最近では中央道がありまして、中央道はまあまあそこで分断されてる地狭は限られておりますけれども、この間も計算したんですが道を一本抜くのにさきほどの成瀬議員の質問じゃないんですけど、一本そこへ穴をぶち空けてあの要するに、高速道路の下を一本通せるか、とんでもない話になっちゃうんですね。ですからそこも絶対こう通れない突っかかっちゃうという形になってきます。高速道路あることは良いことですが、その下をこぐり抜けるには、新たにこぐり抜けるには大変なことだと、今あるトンネルをもう少し広げるにはどうだろうというようなことですが、とても許可にならない、やれば大変なことになる、何百億と掛かっちゃうというようなことでありまして、非常にこのお一、地形的に狭隘であり、えーまさまざまな良い面、悪い面持っているなかで人口を増やすには増やしにくい所だということは言えるかと思えます。町の85%が山林森林であります。15%のなかをこの狭隘の所を人々が苦勞をし、谷間も利用しながら伊那は7谷を辰野は小さく7谷やっつてのけるというようなことでありまして、各谷もあります。人々がえー、また歴史を持って知恵を出し合ってそこで生きているところでありまして、即刻この人口がドンドン増えるような様相を持った町では確かにないと言われております。ましてそれにめげず、そんなことばかり言ってもいけませんのでめげず、企業誘致、企業立町ということを旗を掲げまして、いろんな各社企業など来ていただいて、そうするとま回りからも入って来ますので昼間人口が、前にも言ったかと思えますが増えます。昼間人口が増えてくるということは、これは段々夜間人口、定住人口に何%ずつかこう繋がっていつてくれると、いうことでえー人口が減っていくカーブが少しなせになる、あるいはまた維持できる。もっとやっつていけば、プラスになるだろうというふうにも思われます。えーそういうことの中なかで、結局あのお宅地が狭いがために、狭いと言いますか限られているがために、前に岡谷市から箕輪町の方へ岡谷村が

できたのは辰野を飛び越えて行ったんです。辰野に良い所があれば当然近い所にあのう定住したに決まっているんですが、結局狭く、狭いと言いますか適地がなく、あっても高かったと、こういうことが経済の原則のなかで起こっているというふうに思われます。えー第1段の答弁に換えさせていただきます。

○1番（中村）

えー確かに人口が減っていくよりは、増えていく方がよろしいかとは思いますが、最近の少子化傾向がございますので、えーある程度維持していくようなことも必要かと思えます。

次に人口対策プロジェクトチームについてでございますが、本年6月下旬新たに再発足されました会議につきまして質問いたします。昨年度あたりから会議録を見せていただけてきましたが、次のようなご意見が出されておりました。「仮称ではありますが『土地利用対策室』を当委員会の意見として理事者に報告し、判断を仰ぎたい。土地区画整理事業実施済みの区域内宅地化を誘導する施策を講ずる。推進方法として住宅系用途に限定した利子補助、固定資産税相当額の補助等を行う。アパート、空き家等の賃貸より実効性の上がる住宅、つまり持ち家を建てていただく。住宅取得の見込みのある若手職員を加え、新メンバーで取り組む。」また、他市町村の施策も参考にしながら検討しているようです。えー質問いたしますが、えープロジェクト会議のその後の進捗度について説明をお願いいたします。

○住民税務課長

えっとあの、今中村議員から人口対策のプロジェクトチームについての、その後のおー、状況、進捗状況ということでありましたけれども、まあ9月にも中村議員にお答えをさせていただいたわけでありまして。今あの質問のなかでも、えーありましたように6月下旬に昨年から行われている、人口対策のプロジェクトチーム、えー新たな若手職員を加えまして6月に行いました。またあの内容につきましては、あー、今あー質問のなかで言われますように、えーあれですか区画整備事業の、おー地域についてのおー持ち家、宅地を増やすことを、おー誘導していくような施策をどういうふうにしたらいいか考えている途中であります。まああの9月の時とあまり進展という形ではありませんけれども、まああのう、それらについて持ち家を増やすにはどうしたらいいか、あの現在も継続で考えている

ところでありますけれども、あの農振地域逆に言いますと、農振地域内の土地、農地はなるべくそのままにしておくようなことも、えー農地転用の抑制なども考えていかなければいけないかなあ、とこんなふうも考えておりますし、また逆にいー区画整備内の農地、これにつきましては宅地、少し税金を上げさせていただいてあのう宅地をしていくか、まあそれはあのう皆さんのお考えも、あの住民の方のお考えもありますしいろいろな考えのなかで、進めてまいりたいと思っております。まああのう持ち家を増やしていけば、人口が増えるというような考えでやっているわけでありますけれども、まあ一戸、一生のうちに家を建てるということこれがまたあのう、本人にとりましても大変、えー難しいことでもありますし、えー真剣に考えなければいけないことでもありますので、これをその気にさせる何か良い方法はないか、あーまたあのこれらにつきましては若手職員を加えてやっておりますので、えーなるべく早い時期にそれらをまとめて、あのう町長の方へ答申はしたいと思っております。以上であります。

○1番（中村）

えー、私は辰野町に生まれまして60年、えー町の人口対策問題は6月から続く私の一般質問事項であり、住みよい魅力あるまちづくりをしていきたい気持ちは、私も十分に思っております。前回もお聞きしましたが、改めてもう一度お伺いいたします。えー現在、町職員で構成されている既存のプロジェクトチームに新たに町内から、募集した職員以外のメンバーを加えて検討する考えはないのか、その理由も含めましてお聞きいたします。

○住民税務課長

えーっとあの9月の時も、おーその今のおーチームに一般の方を加えて、えー新しいメンバーで考えたらどうかというようなあー意見もいただきましたけれども、現在はあのう、役場のなかの職員だけでえーあのやっていきたいと思います。まあ考えにつきましては、まああのうそれを、案を作ってからそれ以後それを推進するときに、あのう各区の区長さんを始め地区を代表するような方にもご協力をいただきながら、あの進めていきたく思っています。まああのう去年から職員で始まったことでもありますので、最初から一般の方も入っていれば良かったわけでありますけれども、まああのう進み方がまあこれでいいのかどうなのか分かりませんが、職員で進めてまいっておりますので、途中からっていうことは今

のところ考えておりません。

○1番（中村）

えー次に町内への移住者の募集、企業誘致の9月以降の進捗度についてお伺いいたします。えー、まちづくり政策課より出された空き家、空き地情報の募集について9月定例議会以降に入った情報があったかどうか、また町のホームページで空き家、空き地情報を発信したりポスター、ちらし等を使っての宣伝を都会等県外でやっているのかどうか、そのへんをお伺いします。

○町長

えー、次の質問は企業誘致の進捗率ということでしょうけど、えらいまた短いタームで9月以降どうかということで、そんなにあのポンポンと企業くる、来る側に立ってみてください。えーいくら辰野が良い所であったとしても、仮に有利だったとしてもそんなに来るものではないんですが、ましかしえー議員のおっしゃるように努力をいたしておりまして、現在用地交渉、県内の方でえー1企業話しております。町内でも、これは町内のなかの意向ですが更に発展増大、増大って言いますか拡大というような意味で相談に乗っております。えーまた県外からも一つ、もう用地交渉に入っている会社もあります。もちろん大小そんな大きな会社ばかりとは限りませんが、企業立町でありますのでそんなことを進めているところであります。え細かくはまた課長の方からお答えいたしますが、答弁にさせていただきます。

○まちづくり政策課長

えー6月以降の状況でございますけれども、企業につきましてまあ今町長の方から説明あったとおりでございます。えー6月以降のあの空き家情報はその後いただいておりますので、それであの町の方ではまあ現在、あの空き家情報のストックはない状況であります。ただしえー宅地につきましてはですね、えーこれはあの幾つかの土地開いの持っている土地もありますし、えー紹介をいただければ案内のできる所もあるわけでありましてけれども、なかなかこのPRの方、あの町単独で何かをやっているかというご質問ですけれども、まあポスター作るだけですけどそのくらいの予算化はできるかと思いますが、それをじゃあ今度貼っていただくにもまたお金が掛かったり、でイベントをくんで外へ出て行くとなるとまたその経費が掛かるということで、非常にこのPRを単独でやることは経費の掛かる

部分でございます。で現在ではあのどんなふうに進めておるかといいますと、まあ当然インターネット等でホームページを開いていただきますと、まあリンクはされるわけでありますが、長野県であの進めております「田舎暮らし楽園信州」というまあ、推進協議会がございましてえーそちらの方にえー加盟をいたしまして、一緒に足並みをそろえて進めさせていただいております。えーこの協議会は今年計画が15回、すでに8回ほど終了されておりました、えー東京、大阪、名古屋方面を中心にイベントを組んでチラシを配布するといった活動をしております。でそちらにえーPRをして町の方に紹介があれば、えーまちづくり政策課の方に問い合わせをいただくことになっておりますが、えー現在のところ9月以降の動きはございません。以上でございます。

○1番（中村）

えー先日あの駒ヶ根市で機会がありまして市長の話をお聞きしましたが、駒ヶ根市では結構多くの企業誘致に成功しているようでございます。えー辰野町も是非がんばってよろしくお願ひしたいと思います。

次に平出団地建設工事についてですが、えー18年度から20年度の3箇年計画で建設されると、えー6月議会の一般質問で聞いておりますが、最近工事が進んでいないような気がいたしますが、またあの説明会も開催されたようですが、えー埋蔵文化財調査の期間も考慮した上で工事が止まっているのか、あるいはまた予定どおり進んでいるのかをお伺ひいたします。

○町長

えー2番目の質問の平出団地の建設であります。えーまあ埋文がまた出てまいりますので今進めているところであります。えー今回の場合はそれを目論んでおりました、着工は来年の8月というかたちを予定しておりますので、えー当初予定からみると、理想的予定は違いますけれども、おーこの実施段階にあたっての予定からみると遅れていないというふうに認識いたしております。詳しくはまた課長の方からお答えいたします。

○建設水道課長

それでは具体的な計画でありますけれども、えーおっしゃったとおりに18年から20年の3箇年事業で実施をしているところであります。えー6月の時にも説明を申し上げましたけれども、えー19年度につきましては既存の住宅の解体除去、

それから埋蔵文化財の調査、えー地質調査と設計業務が予定をされておりました、建設につきましては20年度から造成と建築工事に掛かる予定であります。えーこのうち埋蔵文化財につきましては、試掘調査を終わりました遺跡があるということが確認され、えー調査に入っているわけですが、たまたまあの埋蔵文化財の遺跡につきまして二重構造になっているということで、ちょっと手間が掛かっておりますが、現在の12月一杯には調査の方、完了していただけるというふうに聞いております。またあの先般、地元説明会をさせていただいて具体的な建設計画について説明を申し上げたわけですが、えーまあ一部あの道路の付替えについて、えーいろいろのご意見をいただきました。ただまああそこの土地につきましては、将来の土地利用を考えて、えー最善の方法で建設の配置を決めさせていただいている、ということでありまして地元の皆さんのこれからのえーご協力等ご理解をいただきたいこんなように思っております。よろしくお願いいたします。

#### ○教育次長

えー埋蔵の関係ですけれども、おー現在えー、本調査を行っております。状況ですけれども、縄文時代と思われる礫群（れきぐん）が出ておりますけれども、おー調査の期限に間に合わせるような形のなかで、今回写真測量の補正等もお願いして現場につきましては、12月一杯で終わらしたいと思っております。それと後おー記録整理の関係、報告書の関係、3月一杯で終了というこのとの予定で取り組んでおります。以上です。

#### ○1番（中村）

最近あのを、住宅、アパート、団地等、空き家が多くなっているようでございます。えー人口が減ってきているので、それも仕方ないと思いますが平出の団地につきましては、北側に団地を造成現在しておりますが、南側の方は時に予定がないそうでございますが、えー造成だけはしておいていただきまして将来、平出保育園があちらへ移っていけるようなことも考慮しておいていただきたいと思っております。

それでは次に移らせていただきます。えー先月辰野町まちづくり委員会委員の募集をやっておりました。担当の課で聞いたところ2名の応募があったそうでございます。えー担当者より今年8月に委員会から答申された「辰野町協働のま

ちづくり指針」～だれもが住んでみたいまちをめざして～の冊子をいただきました。以前にもいただいたような気もいたしました。改めて読んでいたところ疑問に思った箇所が何箇所かありましたので、質問いたします。協働のまちづくりの定義のとおり、町民の誰もが安心して住み続けることのできる、魅力ある町づくりを目指していかななくてはなりません。「辰野町第四次行財政改革大綱」の具体的方針に、「開かれた行政の推進」とありますが、「協働のまちづくり」を行政としてどのように進めていかれる所存かお伺いいたします。

○町 長

では3番目の質問に入る前に、今の平出団地につきましの要望がありましたのでそういった意味も議員の指摘などところも含めて、えー南側をできるだけ空けて、北一杯側の方に建てるように予定を変更して現在進めているところでありますので、ご了承いただきたいと思います。なお今度建てるものにつきましては、当初2階建てでしたが、そういった回りも少しは空けていった方が良さだろう、また増築するにも良さだろう、また多目的にもその方が良さだろうということで、3階建てにしてエレベーター付きということでありまして、であの入所、あーと言いますか中に入る方、利用いただく方もその所得制限がですね、上限と下限があったわけですが幅をうんと広げまして、えー入りやすくしてある素晴らしい建物ができるというふうに思いますので、ご期待をいただきたいと思います。えー少しでも人口増の一助になればというような気持ちで、進めておりますしまた今後いろいろ考えていきたいと思います。えー協働のまちづくりにつきましのご質問であります、「開かれた行政の推進」というところをどういうふうに行っていくのかということですが、まず「聞く耳町政」ということで私も当選させていただいておりますので、こういう時にこそ更にまた、えー「公聴活動」を進めていきたいというふうに思っておりますし、えパブリックコメントということのなかで、住民意見の公募をさせていただいております。ま審議会委員に対しましても公募いたしておりますし、えー「男女共同参画によるまちづくり」これなどが開かれた行政のなかに入ります。また情報をあの上に入れるだけでなく、情報公開というような形のなかでは、広報ほたるチャンネル、あるいはまた町のホームページ、他の報道機関などにもお願いして、えー常時必要に応じてこれを公開していきたいと思っております。なお委員会の審議会の結果報告

も当然えーさせていただいております。そんなことが開かれたご指摘のところの行政ということでもあります。えー以上であります。

○1番（中村）

えー町民の誰もが良いまちづくりということは、考えていると思います。え、協働のまちづくり答申の冊子の第2章文頭に、「協働のまちづくりとは」と書かれておりますが、内容は省略しますがこの指針にもとづく具体的な取り組みとして、「おわり」の文中に協働のまちづくりの手引き書の作成と、事業評価を行う委員会の設置の2点が提案されております。えー後者の事業評価を行う委員会の設置はともかくといたしまして、えー最初の協働のまちづくり手引き書の作成は、えー答申のなかでも述べておりますが、えー町民に分かりやすくするために、早急に作成が必要な手引書かと思われます。8月の委員会答申から早3箇月ほど経過しておりますが、えー手引書の作成はどの程度進んでおりますでしょうか、お聞きいたします。

○まちづくり政策課長

えー今あのおうご指摘をいただきました、あのまちづくり、あ協働のまちづくり指針の手引書の関係でございますけれども、えーこの協働のまちづくり自体がえー町民の方と行政とが一体となって進めていくなかで、意識の醸成をま図っていかなければいけない事業かと考えております。で、えーこの答申をいただきまして前回のまちづくり委員の皆さん方、ここで退任をされます。で、さきほどあのおう、ご案内のとおり2名の方の応募をいただきましたので、えー1月から新しい委員の皆さんでこのまちづくり委員会を立ち上げてまいりたいと思っております。えーそのなかで、このまちづくり指針、立派な写真をいただきまして、これにもとづいて行政も進めているわけですが、もう少し具体的にそういう実践的な手引書が欲しいという意見が多ければ、そのまちづくり委員会のなかでご検討いただいて、えー今後そんなふうな形でもって進めさしていただきたいと、そんなふうにご考えております。えーその委員会でありますけれども、まあ、あのおうここ2年間の任期をお願いをいたしまして、えー最終的には23年度から始まります、第五次の総合計画のあー計画の反映にあー、あの参考とさしていただけるような形のなかで、えー考えております。えー議員さんのおっしゃられるように3箇月4箇月のスパンということではなくて、1年2年をまあ単位としたスパンで考えてお

りますので、ご支援のほどをよろしくお願いいたします。

○1番（中村）

えー確かに協働のまちづくりの指針のなかに、えー「手引書の作成には町民と行政職員とが協力し合ったことが重要であり、特に若手議員の参画により職員の協働意識も高まり、町民との信頼関係が生まれることとなります。」とあります。確かにそのとおりでございます。えーここで募集いたしましたえー新しい委員会が、えー早めに発足されるように祈念いたしまして、えー新しいまちづくりに邁進していただきたいと思います。私の質問はこれで終わります。

○議長

只今より、暫時休憩といたします。なお、再開時間は11時40分といたします。

暫時休憩 11：30

再開 11：40

○議長

休憩前に引き続き、再開いたします。質問順位4番、議席12番山岸忠幸議員。

**【質問順位4番、議席12番山岸忠幸議員】**

○12番（山岸）

今回私は教育関連の事項に関して、何点か質問いたします。えー、まず学校給食の業務見直しに関してであります。この件に関しては6月議会、9月議会と取り上げられており、えーその答弁では、9月中には学校給食業務検討委員会より答申が出されるということでありました。えー特に9月議会の永原議員の質問に対して教育長は、このように答弁しておられます。「現在検討委員会のなかに小委員会を作って答申案を作成中であります。したがって、この前お答えをしましたように、9月中には答申をいただけるということになっております。それなので、多分9月中にいただけるというふうに思っておるところであります。今小委員会がつくっているところですので小委員会の原案をまた、検討委員会にかけて検討委員会で、きちっとした答申案を作って、答申をいただくとこんなふうに思っているところであります。」とこのように答えています。この質問が9

月10日のことであります。それから推測すると、9月10日から30日までの20日間に小委員会で原案をまとめ、それを検討委員会で諮り答申を出すというスケジュールになります。それを考えますとこの質問のあった時点で既に小委員会ではかなり煮詰まった原案ができていたものと推測します。今日は、それから丁度3か月になります。しかしまだ答申は出ていませんし、経過の説明もありません。本日この議場には父兄の方も傍聴に来ておられます。この件は一体どうなっているのかと心配しているところでもあります。そこでまず、この間の検討委員会、また小委員会の経過と、答申が出されない事情についての説明を求めます。

○町 長

えー4番議員のあー、もとえ、4番、質問順位4番の山岸忠幸議員の質問にお答えをしまいであります。この件に関しましては教育委員会の方へ、えーお聞きしましたところ、更に慎重に検討すべき課題もあり、ということでえー現在もなお検討しているところだと、いうふうに聞いておりますので教育長の方からお答えを申しあげます。

○教育長

只今ご質問の件でございます。9月の議会で確か私もそのように答えております。えーっと現在、実情で言いますとまだ答申が教育委員会へ来ていません。でそれにつきまして、えー今ご指摘がありましたように、更に深く詳しく検討を重ねているわけであります。と言いますのは、えー当初からさまざまな機会を設けて、意見徴収を行ったわけでありましてけれども、意見徴収のなかでかなりいろいろな問題が出されてきておりましたので、更にそれに答えるためにえーいろいろな既に行っているようなところへ、調査を出したりアンケートをしたりしながらその結果を慎重に検討しているの、ま多少遅れているのかなとこういうふうなことであります。ですでに小委員会でえー案ができて11月のえーと30日には、小委員会の検討会をもっております。その後更にそこでもって検討の必要なことが出てきましたので、えー12月の20日にもう一度小委員会をもつという予定になっております。でその12月の20日の段階で、えーま小委員会としてオーケーができれば、次の全体の検討委員会へいくわけですけれども、更に小委員会としてまだ不足だということになれば、また小委員会をするかもしれません。で全体の検討委員会がそうしますと、ま早くても1月かあるいは2月になるか、あるいは全体の

検討委員会も、何回かやらなければならなくなるかもしれませんので、えー少なくともまあ教育委員会へ答申をいただけるのが1月の終わりか2月になろうかなと、こんなズレであります。で答申をいただいた時点で今度は教育委員会としては、答申を尊重した形で、じゃあどのようにやっていくかということをして今度、教育委員会のなかで検討をしながら、あーことを進めていかなければなりませんので、いずれにしても、それじゃ来年度4月からすぐにパッとできることはやっちゃまえということには、ちょっといかないかなというふうな状況であります。えーそんなことをごさいますので、えー多少遅れておりますけれどもご了承いただければとこんなように思います。以上です。

○12番（山岸）

えー今の答弁で更に検討する事項があの出ていると、いうことなんですけれども、その中身はどういったことがあの検討課題として新たに上ってきているんでしょうか。

○教育長

え、いろいろな場合を想定しているわけでありましてけれども、えーどうも一つに答申を絞れないのではないかな、というようなことがありまして、その場合例えば民間委託をした場合に、どんな問題点があるのかというようなことが主なえー議論の的だというふうに考えております。

○12番（山岸）

えー、最初の質問であのう検討委員会、小委員会のこの間の経過ということも聞いてあるわけなんですけれども、えーこの検討委員会また小委員会まあ年度など変わって、あのメンバーの交代等もあったと思うんですけれども、構成は11人で変わっておらないのか、それからメンバー交代はどれだけあったのか、それからえー検討委員会11名中、小委員会に何名出て小委員会を構成しているのか、それとそのこの間のそれぞれの委員会の事実経過、あの何回くらい委員会が開かれたとか、そういうことを答弁を求めます。

○教育長

検討委員会は、えー1、2、3、4、5.....11名そのとおりであります。えーなおそれに事務局が教育委員会の方から入っております。それから、えー小委員であります。小委員は1、2、3、4、5、6.....7名であります。そのなかに

教育委員会の事務局も入っております。えーそんな人選でやってきております。えー今までの経過につきましては、え細かく言うと今までの検討経過、非常に沢山あるわけですけれども、えーと19年度になってきてからは検討委員会全体の検討委員会を、えー2月に2回、えーっと待ってください。えーっと2月に2回検討委員会をやっております。それからそれぞれの先進地の視察、訪問などもあります。で各学校での意見を聞く会もやっております。えーっと3月には第12回目の検討委員会をやりました。それから6月には、13回目の検討委員会。それから8月には14回目の検討委員会、更に小委員会が案を作るのに時間が掛かっておりましたので、さきほど申しあげましたように11月、それから今度12月の予定とこういう予定であります。

○12番（山岸）

えーとそここのところあまり深く追求しないんですけれども、9月の答弁のなかで、すでに小委員会の方で原案はできているんだと、言ったにも関わらず小委員会が開かれたのは11月の末だと。そういうことですよね。ですから小委員会というのは、この先月末まで一度も開かれておらないと、で答申案というのもそれまで話されてもいないと、にも関わらず9月の答弁では9月中には答申をいただけるだろうと、いうことのようにすけれどもそこらへんの事実関係はどうでしょうか。

○教育長

えーっと当初の予定が9月を目途に答申を行う、行ってくれるとこういうことでしたので、そのように申し上げたわけでありましてけれども、今申し上げたようないろいろな事情がありましたので、えー答申案を作るのが遅れてきたとこういうことをご理解をいただきたいと思います。

○12番（山岸）

そのことはこれ以上深くは追求いたしません。えーそれでこの答申案がなかなか出てこない、新たに検討する事項が増えているというなかで、あとう私が推測、これは私の推測なんですけれども、なかなか答申案が出てこないっていう背景に国のあの食に対する政策、この変化が大きく影響しているのではないかというふうに考えるわけなんです。えーまずあとうこの、給食業務の見直しということは17年3月に策定された第四次行財政改革とその推進プログラムのなかに、載せら

れて給食業務のコストの削減という視点から、あの見直せということで、えーその17年の6月にその検討委員会が設置されてきたわけです。また一方あの国の方では、17年7月に食育基本法というものが策定されて、18年3月にはこの基本法に基づいて「食育推進基本計画」っていうものが策定されてきています。でその「食育推進基本計画」のなかでえー学校給食の充実という項目があって、その中で謳われているのが、「子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、学校給食の一層の普及や献立内容の充実を促進するとともに、各教科等においても、学校給食が「生きた教材」としてさらに活用されるよう取り組むほか、栄養教諭を中心として、食物アレルギー等への対応を推進する。また望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心と理解を深めるとともに、地産地消を進めてゆくため、生産者団体等と連携し、学校給食における地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及・定着を図りつつ、地域の生産者や生産に関する情報を子ども伝達する取り組みを促進するほか、単独調理方式による教育上の効果等についての周知・普及を図る」とこういう内容になっていると思いますけれども教育長はこれは、この内容はどうかでしょうか。

#### ○教育長

えーご指摘のとおりだというふうに、私も認識をしております。で、そもそもこの給食の改革につきましては、第四次行財政改革のなかにあることでありまして、主にえー財政面でどんな工夫をしてプラスにさしていくかということが、そもそもの発足でありまして、食育ですね食育の関係は、えーこれとはあまり直接に関係していなくて、えー食育については従来どおり、あるいは従来よりもオーバーしてきちんとやっていくと、いうことでもありますのでこの改革によって食育がマイナスになるとか、あるいは地産地消ができなくなるとか、そういうことは考えていません。そのことについては従来どおりであります。また今ご指摘ありました栄養教員の件であります。国の施策でもって段々あの各都道府県へ、えー栄養士でなくて栄養教諭ですね、を配置するようになってきております。で県におきましては今年度、長野県内で5名の栄養教諭を配置しております。来年度えーもう少しこれを増やしたいというふうに県では言うております。で20人くらい来年は増やしたいよ、ということをお聞きしております。そこで「希望がありますか」というふうに聞かれましたので「辰野町は是非欲しい」というふうに言うて

おりますので、あの「一つの市町村に2人以上は配置しません」というふうに言っておりますので、少なくとも1人栄養教諭を町内の学校へ配置してもらうように、えー依頼をしてあります。えー実現できるかどうかは、4月になってみないと分からないわけですが、えー依頼をしてあります。以上です。

○12番（山岸）

えーこの、えー食育推進基本計画のなかでも、えー単独調理方式っていうようなことがいわれてまして、これはおそらく自校給食であろうと思うんですよね、っていうことであればもうその業務見直しの方で考えている集中化ということは国の政策とはね、あのうこう相反すると言うか馴染まないものではないかなあというふうに考えるわけなんです。であのうこの国が進めようとしている食育という観点から見ると、あの教育長は「そういうことはない」っていうことを言うんですけども、やはりそういう集中化、単独調理方式が良いとか、あるいは郷土食、行事食を取り入れていこうとかね、あの地産地消であるとかいうものを考えれば、やはり自校給食でありそこで調理するのがいいんだろうということで、あのうこの国の食に対する食育という観点からの学校給食と、それから町から要請されているそのコスト削減の面からの業務の見直しと、いう言葉がこう馴染まない、折り合っていないということで教育委員会のなかでもその、苦慮しているのではないかというふうに推測するわけなんですけれども、そこらへんはどうでしょうか。

○教育長

えーと今ご指摘のようにですね、えー単独方式が良いということは私たちもそうに思っています。えー集中化の考え方も少しはあったことはあったんですけども、現在の段階で集中化して、えー給食センターですね、を建設をしてそこで移転になってえーやると、んで後各学校へ配達するというようなことは、まちよつと難しいだろうと。コスト的にも非常に高くなってしまいますし、センターを建設しなきゃいけないって大事業になってしまいますので、それはむしろコスト的にはマイナスになってしまうし、今ご指摘のように各学校できめ細かいことを、行事食なども含めてですねやっていくことが良いだろうと、もっともあのセンター化になっても、行事食が全くできないということではないというふうに考えております。私、松本の学校にいたことありますけれども、松本は大きな給食センター

2つで全学校やっています。でそこでも結構小回りが利いたし、えーいろいろなことはやってくれるし、行事食も出るし暖かい物は暖かいまま、冷たい物は冷たいままに食べさせてくれるようなことはやられておりましたので、全く不可能ではないと思いますけれども、現在のところ考え方ではえー、町で、辰野町で集中化をすることはコスト的にマイナスだろうというふうに私は理解しております。

○12番（山岸）

えーそれではまだ幾つかあの質問事項あります。でこの件に関しましては、あの後で永原議員も質問に立ちますんで、そっちでの答弁を期待するところです。ただあのう今、ま検討委員会の方が検討、新たな検討事項もあるということでまたあの、国の政策も文科省もおそらく来年には学校給食法の改正を提出しよう、という動きもあります。でそのなかでもやはり、あの食育っていうものを再目標にするんだと、でなおかつあの地場産物や郷土食、行事食ってというようなものも盛り込まれてくるだろうと。で学校給食実施基準あるいは、学校給食衛生管理基準ということも明確化されてくるだろうと。それとあのさきほどの食育推進基本計画、さきほどのは国でしたけれども、長野県でも今策定中でおそらくこの12月議事に掛かって、来年には決まってくるんじゃないかという動きもあります。でまあ近隣市町村のなかで今まで民間委託していたものが、取りやめているといった事実もあるようです。ですからあのう大きく今学校給食というものが、あのう見直されてきているというか、考え直さざるを得ない時期にあると思うんですね。ですから検討委員会あの、私遅れるのは結構だと思うんです。もっともっとあのいろんなところを研究して、その民間委託を見直したってというような事例も、どういった事情でここで見直さざるを得なくなったのかと、そういうことも更にあの研究して、あの進めていってほしいと。あのプログラムに載っているからといって、そんなに急いでやる必要はないと思います。子どものことに関わることですので一番最後に、コスト削減かなんかの手をつけて良いべきことだと思いますんで、あのしっかりした検討をお願いいたします。それとまああの答申、まあ1月2月出された後、教委でこれからまた考えていかないといけないと、答申をいただいた後ね、そのなかでは是非あのう父兄の方達の意見も更に聞いて、この10月1日にもあのPTA会長名であの要望書等も出ているようでもありますんで、そこらを是非、意見を聞き入れてあの深い検討を進めていっていただきたいと思

います。

次にあの2点目、えーこれも教育委員会でえー行っているわけなんですけれども、緊急連絡用メーリングリストシステム、一斉メールって言うことらしいんですけども、私もこれつい最近まで知らなかったんですけども、昨年からの実施されているようなんですけれども、えーこのシステム、えー主に町内の不審者情報をあの指定された受信者に、まあ学校教育関係者やらPTA関係者と思うんですけども、それに不審者情報を携帯メールに流すということのようなんですけれども、こういった情報がこういった流れの中で発信されてゆくのか、このシステムの概略の説明を求めます。

○教育長

えー一つご指摘のメーリングシステムであります。えー昨年度からこのシステムを始めました。で今年2年目であります。で主にこれに登録をさせていただいている方々は、町のPTAの役員さん達を中心に登録をさせていただいております。えー一つと現在、本年度ですね登録をさせていただいているのは、各学校えー一つと役員さんの数等にも多少変動がありますので、えー多い学校と少ない学校もありますけれども、現在町内また両小野小学校も含めて、138人の加盟者がございます。で教育委員会でですね、発信すべき情報をキャッチした場合にこれらの人達に、えー教育委員会からメールを送ると、こういうシステムになっています。えー一つと情報源は、各学校とかあるいはPTAの方でも、それから警察からの連携などなどによってえー情報を得ておるところが実情であります。なお昨年度この情報システムを11回利用しました。で今年度は現在までに10回利用しております。そんな状況であります。

○12番（山岸）

えーあの不審者情報などをリアルタイムであの学校関係者、父兄、PTAの方たちに連絡入れるということで、非常にあのうありがたい大事なシステムだと思うんですけども、えーあのつい先月末ですかあの、まあ新聞報道で知ったんですけども、伊那富地区内で女子高生がその若い男性にこう引っ張られるかして、倒された。でまああの女子高生は大きな声を出したためにその男性は逃げて行ったといった事実、事実と言うか事件があったようなんですけれども、その時の情報はこの配信、配信と言うか、あの一斉メールでは流されなかったということな

んですけれども、そこはあの流されなかった理由っていうのはどういうことで流されなかったのか、答弁求めます。

○教育長

えー今ご指摘の事件は、11月28日水曜日の出来事だと思っているわけですが、えーまあ町内で女子高校生が男に引き倒された、ということだったわけがあります。でこれはですね、えーっと警察の方がキャッチしたことでありまして、こちらがキャッチはできなかったわけがあります。警察の方のメーリングシステムは県のえー県警察ですね、県警のメーリングシステムがライポくんというのがあります。でそちらの方で先に流れたわけがあります。でそれが事件が起こったのは28日ですが、えーライポくんが発せられたのは29日木曜日のえー夕刻でございました。調べてみるとそういうことでもございました。したがってですね、えー教育委員会ではライポくんの情報を得てやるためには、29日にそれを確認できませんでした。30日の朝でした。したがって、30日にはもうすでに新聞等報道が済んでしまっておりまして、えーこの件につきましては直接警察の方からも情報が来なかったりするんで、今回このことでは、うーん町の教育委員会のメーリングシステムでは流さなかったというのが実情であります。なお今までのなかでは、警察と連携をしてありますので、警察からの情報で流した場合もありますし、また県警のライポくんのメールシステムを見て、えーこちらでもって町に関係することであつたら、出すというようなことも何回かはありました。今回はそういうことで、流せなかったというのが実情でございます。

○12番（山岸）

えーさきほども言ったようにこういった情報はあのう、リアルタイムすぐ流されるのが一番の理想だと思うんですよね。で今回こういうことの情報が、まあ事件が28日で町の教育委員会でキャッチできた、キャッチできたと言うか、えー発信できる状態になったのが30日、という状況だということで2日も経って発信してもいかなものかということで発信しなかった、ということのようなんですけれども、まあこういう体制ではちょっとあの、同じ町内、同じって言うか町内で起こった事件があのおう2日後にこう発信するには時間が掛かってしまうと、いう体制ではちょっとまずいと思うんで、このことに対して警察等との対応、対応と言うかそれを協議するっていう考えはございませんでしょうか。

○教育長

えーっと現在のところそのこの間の件で警察と話をしてはなりません。ただ日常的にえー警察との連携は綿密に取っていく必要があるだろうというふうには思っておりますので、一層綿密な連携が取れるように考えていきたいというふうに思っています。またここは辰野交番署との連携、そしてまた岡谷警察署との連携もありますので、そのへんも考えていきたいというふうに思っているところであります。えー、昨年12月には非常にあの連携が良くてすぐタイムリーな、あー情報が警察とえー教育委員会の間であったこともございます。

○12番（山岸）

えーそれとあのこの発信元が教育委員会のまあ担当の職員が発信するようになると思うんですけども、これがあのお土日や祭日に何か起こった時、これの対応はどのようにされておられるのでしょうか。

○教育長

えーっと教育委員会での担当者の携帯へ情報が入ってくるようになってますので、そしてまたその携帯から情報が発信できるようになってますので、えーそれが、あー一番ベストな対応かなあと思ってやっているわけでありまして。

○12番（山岸）

えーと確認しておきたいんですけども、その担当職員の携帯へ各まあ学校であるとか警察であるとかそれから情報が入ってきて、で職員の携帯からえー138名の携帯へパッと流す、流せれるような状態になっていると。であの町民会館のあの事務所へ来なくてもできるということによろしいわけですか。

○教育長

はい。

○12番（山岸）

分かりました。

○教育長

ちょっ、ちょっと待ってください。

○12番（山岸）

はい。

○教育次長

えーとあのう今まで教育長の方からいろいろ説明しましたけれども、お一、さきほどその発信者の関係ですけれども、町内のその小中学校の関係、これにつきましてはあのう教育委員会の方へいろいろ連絡がありまして、学校の方確認をしながら、もし間違った情報でしたら困りますので確認をしながら教育委員会の方で流すということで、あのう教育委員会の方へ連絡が入るって状況です。それで携帯の方じゃなくて、各学校からは職員の所へ、教育委員会の所へ連絡が来るとい状況です。それでただ、さきほどのその警察の関係、ライポくんの関係これにつきましては、あー一応教育委員会の方のパソコンの方に入ってくるというような状況のなかで、それで一応さきほどのようにえー前の日にあった事件が、あー次の日のお一夕方になったという状況のなかで、確認が取れなかったというような部分がありますけれども、あのう外からの情報ですね、あの外からと言うかあー県警から入ってくるとかそういう情報につきましては、えー一応今後できましたら、そのさきほど教育長話ありましたように岡谷署それから、あー辰野交番署がありますのでそちらの方からライポくんでなくて、教育委員会の方へ連絡をいただくような、今後そういうような検討を考えていきたいと思っています。それで早く情報を流すというような、そんなような形で今後検討はしていきたいと思っていますのでお願いしたいと思います。

○12番（山岸）

えーあの子どもの安全を守るためのシステムですんで、あのまあ現在 138 名っていう利用状況のようです。でまあこれも実施要項の一番最後にあのできれば全父兄の希望者にあの発信できるようなふうにしていきたいと。でまあ大勢の父兄が知った方がよりあの子どもの安全を守れると思うんですよね。学校関係とか学校の中であの連絡網等、学級毎にね、あると思うんですけれども、まあ二重三重の安全対策という意味で、より多くの父兄が知っていた方が良いと思うんで、この全父兄の希望者にこのシステムを利用してもらえる、という方策はお考えでしょうか。

○教育次長

えっとあのうメールアドレスで個人情報の関係ですね、そういう関係と後は料金的な問題、そんらの関係がありますのでそんらを理解ちよっとしていただきな

がら保護者にも大勢入っていくような形は、理解をしてもらいながらの勧誘をしていきたいと思っています。

○12番（山岸）

え、是非検討していただきたいと思います。

えあの続きましてえー小学5、6年生の30人規模学級に関してあのお聞きします。えー今現在はあの県と市町村が協力して5、6年生の30人規模学級っていうものを実施しているわけです。4年生までは全額県費負担であのう、実施されているということで、で先日って言うかあの県の方針でこれから2年間掛けて、この5、6年生のあの30人規模学級を全額県費でやっていくようにしていくということが発表されたわけなんですけれども、まずその前にちょっとこの30人規模学級っていうこと自体が、町民の方もよく知らないと思いますんであの簡単に分かりやすく、ちょっと説明していただきたいのと現在町内でこの5、6年生の30人規模学級というのがあのどのように実施されていて、で今は町の負担額は、この30人規模での負担額はどれくらいになっているのかお聞きします。

○教育長

5、6年生の30人規模学級について、ほいじゃちょっとお話をさせていただきます。えーっと県の教育委員会のえー、「信州細やか教育プラン」という事業があります。でこの「信州細やか教育プラン」のなかの一環として、5、6年生のえー、いや失礼。1年生から全部6年生までの30人規模学級という制度があります。でこれは、国の1学級の定員は40人でありまして。しかし県でこれを35人の定員にしてくれているわけでありまして。これがその「細やか教育プラン」の一つであります。で更にその他にもまだ、例えば、んーっと小学校1年生2年生で31人から35人までの数になってしまっている場合は、えー学習習慣形成のための課題をあげましょうとか、あるいはえー国語と算数について、更に少人数指導ができるように、該当する所には加配の教員をあげましょう、というようなそういったいくつかの事業がこのなかに入っているわけでありまして。でその30人規模学級につきましても、ご指摘のように小学校1年から4年生までは県が全部、金を出してくれています。で5年生と6年生につきましても、んー任意の協力金という形を言っているわけなんですけれども、えー市町村の財政指数によって応分の負担をすれば、えー35人定員を実現させますよ、というこういうシステムであります。し

たがって辰野町はそれにどういうふうに、該当するのかもしれないのかということでございますが、えー今年度、昨年度もそうですが、町内の4つの小学校につきましては、これは5、6年生の該当はありません。今年もありません。ただ、えーと組合立小学校である両小野小学校については、該当があります。えー4年生と6年生が今年度該当しています。しかし4年生は全額県ですので、町では負担はありません。で6年生両小野小学校の6年生についての負担は、えーっと財政力指数によってえー辰野町の場合は、費用の5/12を負担しなさいとこういうように言われています。したがってえー負担する額は、229万円が両小野小学校の6年生のために使われています。こちらの町内の小学校ではありません。来年度も両小野小学校で1つ該当がある予定です。町内は予定がありません。以上です。

○12番（山岸）

今、来年度の予想がされたわけなんですけれども、あのう現行の児童数で推移していったならば、来年度以降、まあ来年は両小野で1個あるということなんですけれども、その先の見通しはどうなんでしょうか。そしてもし発生するとしたら、その時の費用の軽減額、負担しなくて済むようになった金額はどれくらいになるか、分かったらお願いします。

○教育長

えーっと来年も再来年も町内ではえー予定がありません。今のところの人数でいきますとね。えーしたがって、えー負担はしなくても良いというふうに思います。であのう県が先日、教育長会でもって説明をしてくれたところによりますと、えー来年と再来年2年間を掛けて、この5、6年生の協力金を廃止して全額県で費用を出すというふうに言っております。でしたがって、えーっと町の負担は20年、21年に減額されてえーと22年からは、なしになるとこういうことであります。ただその20年にどれだけ減り、21年にどれだけ減るかっていうことについては細かい説明がまだございませんので、これからどういう形になってくるかは分かりません。減額になることは確かだということは、県教では言明をしております。

○12番（山岸）

えー時間がありません。えー一次の全国学力テストの件につきましては、あのう三堀さんの方でもあの質問に取り上げるようですので、私の方では省略させていただきます。最後にあのう中学3年生のインフルエンザの予防接種を受けた時に、

あの町の方で一部費用負担を補助できないかということなんですけれども、これはあのう3月議会でも私取り上げたんですけれども、あれ以降あの子どもに対するあのインフルエンザの特効薬と言うか、タミフルの使用が、原則できないということでおそらく子ども、まあとにかく受験を控えた中学3年生なんかは、特にインフルエンザの予防接種を受ける割合が、増えるんじゃないかということが予想されるわけで、ここでまたあえてあの今回その質問するわけなんですけども、あのまあもう質問時間がないんで、現在のあの中学でのインフルエンザの状況とそれから去年は確か、中学3年生半分くらいの人数が予防接種受けたということなんですけれども、今はまだその時期のなかにあるわけなんですけれども、その現在の予防接種を受けている子どもの割合はどうなっているのか、でまああの町内のあのこれ予防接種受けるか受けないかは自由で、自由診療になって金額もあのう各医院によってまちまちになるわけなんですけれども、辰野病院ではその、まあ中学3年生はあの本来は1回で良いんですけれども、あの薬が効くと言うか予防接種が効くように2回受けるそうなんですけれども、辰野病院では1回目が4,000円で2回目が2,000円っていう費用のようです。でまあ町内それぞれ各病院によって違うんですけれども、できればその2回目くらいの2,000円を町の方で補助できないかと、であの1学年だいたい200人前後で推移していくと思うんですけれども、そこであの半分の子どものが受けて100人だとして、2,000円として20万の予算、まあ全員受けたとしても、えー40万くらいのその町としての負担になってくると思うんですよね、えーそこらへんのところはあのうこういう中学生なんかに対する町の補助とかそういうものもないです、あの少ないですし、あの子どもを、そういう子どもを持った親に対する支援っていう意味でも、あのう町としてもこう一つ明るい話題にもなると思うんで、そこらへんを是非あの検討していただきたいと思うんです。でその町としてそういう考えが持てないかどうか答弁をお願いします。

○教育長

えーとご指摘の点でございます。えーと最初に罹患した、あー失礼。予防接種をしたえー数であります、えー中学3年生につきましては、193人中125人がえー12月3日現在の調査であります、えー予防接種を受けているという数字が出ております。なお2年生については20人、1年生については37人、というふう

にえー下の学年は非常に少ないようであります。またそれぞれの小学校も調べてみたわけですが、まあ学校規模によっていろいろありますけれども、えーと人数の少ない学校では数名、多い学校では140名、というような形で何人かが予防接種を受けているという状態であります。いずれも12月3日現在の調査であります。またインフルエンザに罹っている、罹患している子どもの数であります。えーと中学です、2年生の所にちょっと沢山流行りました。12月に入ってからであります。したがってえー調査をしたところ、一番多い日でインフルエンザに罹っている子どもが24人、2年生でした。で3年生につきましては、インフルエンザの数非常に少なかったもので、1とか2とかそんな数でありました。えーしたがってえー推移を見ていたわけですが、1回2年生についてはお昼を食べて午後、早退をさせたということがあります。それ以後の対応は取っておりません。で段々今減ってきておまして、ほとんどインフルエンザはゼロというのが、の状態であります。えー罹患、いや予防接種についてはそんなところあります。それから、えーと補助の関係につきましてはですね、えーこの前も確かあのそういうご質問をいただいて私も答えた、というふうに覚えているわけありますけれども、えーと今おっしゃるようにね、病院によってえー接種の料金が違くと、回数も違うわけあります。で調べたところで安いのは3,500円、多いところは6,200円とかなりの差があります。えーそんなことも分かってきたわけありますけれども、確かにあのう予防接種をすることも大事なことだというふうには考えます。えーしかしあの基本的には、んーこういったものはあー、補助しても悪くはないですけれどもまあ、基本的に自己責任を大切にしたいなあというふうにも思っておりますし、えかつてですね、全員やった時に副作用等で事故が起こったことがあって、全員接種を止めたという今までの事情もありますので、まあ補助をして事故があったというようなことになったら、これは大変だなあというふうに思いますし、えー接種をした予防接種の型と流行ってきた風邪の型が違くと効かない、というふうにもお聞きをしております。また手洗いとかうがいとかですね、ということが非常に防ぐのに有効であるとかいうことも聞いておりますし、学級内のえーと空気の入換えとかですね、マスクをすとかですねそういうようなことで日常生活習慣の中で、防げることも沢山あるというふうにも考えておりますので、ここは是非自己責任を大切にしたいかな、というよ

うなことを思っているところであります。

○12番（山岸）

最後にあのを、実際3年生の予防接種の受診率とか受ける人数が増えてきてます。であのをインターネットで見ても、全国でやっている市町村は沢山あるわけなんですよね。ですからあのを、副作用が云々じゃなくて、それは受ける側が考えて、受ける受けないやるんですけども、受けた者に対してあのを補助をするっていう考えもあると思うんで、是非検討をお願いします。以上で質問を終わります。

○議長

只今より昼食をとるため、暫時休憩といたします。なお、再開時間は午後1時20分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩 12:22

再開 13:20

○議長

休憩前に引き続き、再開いたします。質問順位5番、議席11番、岩田清議員。

**【質問順位5番、議席11番、岩田清議員】**

○11番（岩田）

「歲月人を待たず」と言う格言にもありますけれども、記録的な猛暑であったこの夏が終わり、えーもう辰野町では未曾有の松茸の不作だったという短い秋が過ぎたと思いましたが、師走となってしまい、えー早朝の霜が厳しい信濃路の冬を告げております。省みて比較的暗いニュースが多かった1年だったように思います。えー去る12月4日の信濃毎日新聞によれば、子どものチンパンジーの瞬間記憶力が人間よりも優れているという実験結果が、京都大学霊長類研究所により発表されたそうです。所長は「人間はこうした能力を失うのと引き換えに、言語能力を進化させたかもしれない」と結んでおります。さすがにチンパンジーの社会には言葉により議論を戦わせ、コミュニケーションを語る議会というものは存在しないと思います。えー人間に与えられた言語能力を感謝しつつ、通告しました3つの課題について質問させていただきます。えーまず始めにえー廃プラスチック

クの油化還元プラントについてでございます。えーこの事業は、町商工会が経済産業省の傘下にあった、新エネルギー産業技術総合開発機構、えー通称N E D O（ネド）と称しておりますけれども、そこの補助金を受けて早稲田大学と技術提携し、辰野町も側面から援助する、いわば産・学・官の一体となった画期的なベンチャープロジェクトだった筈であります。5年経過した現在、数日まえに見学に行きましたところ雑草が生い茂り無人の廃墟と化しています。不思議なことに事業主体であった辰野町商工会の文字のみが削られ、協力辰野町の文字は鮮明に残っています。そこで町長にお伺いします。町として現在この事業の現況をどういう形で基本認識しているのか、また商工会の方より事業撤退の報告やあるいは相談を受けているのかどうかご質問申し上げます。

○町 長

えーそれでは午前中に引き続き一般質問で、えー質問順位5番の岩田清議員の質問にお答え申し上げたいと思います。えー廃プラスチック油化還元プラントの問題でありまして、産・学・官という形、という形に強引にしていたわけですが、まいずれにいたしましても発想は非常に良かったということで、まず商工会とそしてその業者、当時プレストという会社だったと思いますがえー大学の応援を、応援と言いますか研究成果なども踏まえて研究するまあ場所である、ということで同時にまた量産もすれば、油化も売れるだろうというようなことで話がありました。辰野町といたしましては土地を貸して欲しいということでありまして、土地を貸してそして賃料をいただくと、ただしこれは研究機関であるので一応5年間を目途にして、5年経ったら明け渡しをして欲しいという形でスタートしたものであります。え同時にまたこのプロジェクト自体はお聞きしたところによりますと、この研究をずうっとやっているんでなくて、研究してっていけばもっと大きなあの構想があり、そしてまたそういった油化プラント自体をあの販売ができるだろうということであったかと思えます。またいろんな見学も来たり、そういうことによって町の活性化にも一助を成すというようなことも、当時商工会からかお聞きした記憶があるところであります。えーさてそれが進むにつしまして、特に私どもが途中の話合いその他のことに応じたわけでありませんし、また報告もなかったわけであります。えーある一定の時間が過ぎましたところで、どうも稼働している日数が減っているとか、煙が出たとかいろんなこと

は住民の皆さんからお聞きして、商工会の方へ問い合わせたことがありますが、この修理中だとか、ま最初に作ったあー開発されたものであるのもので、なおまた修正することもまた研究の一つだというようなことも言われてて、その後もまた油化を作るようにプラスチックから研究はされていたと思います。えー3年間は最初の3年間ぐらいは、あの順調に回ったかどうかは別として町の方は地賃料は払っている、あのいただいているわけではありますが、そのぐらいからどうも問題が、問題と言うよりも実質的にその、んーその会社自体が商工会でなくて会社の方がもっと小型の物を造り出して販売したいというようなことに発想が変わり、えーまた世の中のニーズも変わってきたというようなことも、えー後でお聞きしたことでありますが、その頃からあまりこちらの方の研究はせずに、同時に商工会自分でまたそれを運営しなきゃならん、というようなことも聞いております。いずれにしてもそういった研究機関が上手く稼働をしなく、またえー途中から方向変換をされたというような形のなかで、えーそこのところの研究があ的事实上ストップしたと。えー辰野町の方はそれではあの契約という5年間以内であっても、研究しないならお返しを願いたいということになっておりますが、法的な今度のはあの金銭的な問題がえー、誰が払う払わない、あるいは今までのおー借入金に対してどうする云々というようなことが起こったようでありまして、そのことに対しては町は、あのお金的な支援その他は一切いたしておりませんので、えー口を出すことでもありませんし、上手く、止めるなら幕を退いてもらった方が良いかなど思っていたところでもありますし、なお町の方は払っていただけないもう2年の賃料を請求したりと、同時に現在となれば、あの使用をしていない以上はあの明け渡し、明け渡しと言うよりも更地にして返して欲しいと、こういうふうな望み、えーまたそのことも伝えてありますし、また伝えてもなかなかあどこに主体があるのか分かりませんので、商工会さんの方に、契約した相手の商工会にまたお願いを更に強くしていきたいとこんなふうには思っているところであります。以上であります。

○11番（岩田）

えー今あの町長の方から該博の説明があったわけでございますけれども、おー今のあの町長のご答弁伺いますと、おー町は当初この事業の趣旨に賛同し協力しまして土地開発公社が所有している地番、大字伊那富5,912-1と3、これ地目が畑

になっておりますけれども、面積合計 898 m<sup>2</sup>の土地の一時使用賃貸借契約を平成14年9月24日に締結しています。えーそのちょっと契約書を見ますと、いろいろ問題点が見つかるわけですが、第4条において契約期間が定められていますけれども、「更新期間は双方の意思表示がない限り自動的に1年ごとに更新され」あのちょっとさきほどの町長の認識とは違うと思うんですけども、意思表示がないと1年ごとに更新されること。でその期間は4年の範囲となっています。ちょっといろんなことに解釈できるような条文で、分からないんですけどもね、5年だけだという話なのか、言わなければ1年ごとにどんどん更新されていくのか、したがって条文をきっちり読む限り、いったんですね平成19年9月23日ですね、先々月になりますよね、えー9月23日に契約が終了していると解釈をしたわけですが、それでよろしいでしょうか。端的にお答えください。

○町 長

えー最初の5年間と言ったものは当然、当然と言いますかその契約書に書いてあるとおりでありますから、お互いに都合が悪くなければ研究を続けるならば、なおまた賃料もいただけるならば、自動更新で1年ごとにやっていくという更新の契約期間5年間であります。えーなおその当初の5年が来て、えー意志を確認する間もなくやっておりますので、ここで9月23日とありますから更に、えー更地明け渡しを強く請求したいとこういうことあります。

○11番（岩田）

えーこの契約をですね、えー更に読み込んでいきますと、まあ契約の内容の表現にですね、非常に不明確、不明瞭な個所があるわけです。まずその第一はですね、契約の当事者なんですけれども、賃貸人（甲）辰野町開発公社理事長、これはまあ町長でございますけれども、と賃借人（乙）辰野町商工会、これは個人名がありますけれども会長との契約になっており、油化プラント建物所有者たる株式会社ブレストが入っていない。これは大きな問題だと思いますけれども、更に第7条に「乙、商工会はこの契約により生ずる権利を譲渡し、又は本物件を転貸してはならない。」となっているんですね。そうするとこの時点で実質的に違反しているんですけども、おーしかし結局ブレストを所有権者（丙）として契約書を作成しておけば、こういうことは起こらなかったと思いますけれども、結局町は要するに、株式会社ブレストにですね取り壊しは請求できないんですよ、

これね、条文で読む限り。(乙)、商工会に対してのみ請求できる話になるかと思えます。で、えーところであの当該プラント建物がある限り、えー法的にみますと契約は継続していると考えerべきでしょうが、それとも契約は終了しているという今ね、あのう申し込みをやっているという、もう終了したよというこちらの町長のような意思表示があれば、じゃ現在の建物を(乙)が乙なり要するに株式会社ブレスト、建物の所有者がですね不法占拠しているという状態にあるのか、ということになるわけですけどもね、ちょっとこのへんのところを説明していただきたいと思えます。

○町 長

えー一つご指摘のように土地開発公社と辰野町商工会が契約したものであります。えー当時あのう結果的にはブレストという形でよく分かってきたわけですが、私どもはそのブレストと交渉したわけでも何でもなし、ブレストからも頼まれたわけではありません。あくまで商工会がそういうふうなことで大学とそういう会社を組んで、その特許とか言っていました、特許のものを使うということのなかで、あくまで商工会が辰野町にお願いされたことであるし、商工会が辰野町と契約したことでありますので、私どもは商工会にお願いするよりしょうがない。その先はあの商工会で決めた、またそちらの提携もあるでしょうから、そちらの方で進めてもらうよりしょうがないとこんなように思います。えーなお、意思表示云々で立ち退き云々という形にもなってくるわけですが、えー不法占拠その他の問題は商工会とそちらのブレストとの会社の問題であります。辰野町は賃料が入っていない、たとえば賃料が入っていて研究これからまたするけれども、現在していないっていうことだったら、また話は別ですが事実上やってもいないし賃料が5年のうち3年入って2年分入っていませんので、えーその賃料の請求と同時に賃料払わないものは、その後権利がなしと私どもも思って、一応請求するつもりであります。以上です。また相手の出方、商工会さんの方のどのようなお考えになるか、また反応を見てということでもあります。

○11番(岩田)

えー第6条にですねえ、賃貸借料は年40万9,000円となっております。とお一今のお話でいきますと2年間は支払われていないと。でもうここで契約が終了するわけですよ、そうすると商工会からですね、えー地代遅延の理由説明、あるい

は軽減の申し込み、役場担当者との話合いがあったのか、あったなら何回、それから期日を明確にした上でご回答いただきたいと思います。

○まちづくり政策課長

今の件でございますけれども、商工会との話合いは18年の9月15日にあの今後のまあ進め方ということで、話をさせていただいております。それでその時にも一応うちの方からは、あと2年分の賃料のお願いをしております。そんなところでございます。

○11番（岩田）

そうすると1年前ということ1年前以上ですね。ということですが、今年には行われていないということでございますけれども、やはりですね、えーもうもし期間が終了ということの意思が町にあるのならばですね、えーキッチリ申し出て、話合いを行わなければならないってことを指摘しておきます。更ですね商工会の方に伺いますとですね、もう商工会はこの事業から完全撤退しているという話をですね、まあ正確ではないけれども、おーいろんな人が商工会関係者が言ってますけれども、えー、そこにごさいますさきほどのプラントですね、建物、えー伊那富後山5,923-3に建たっております、鉄骨造合金メッキ鋼板葺2階建約347㎡の建物は現に存在しているわけです。当然あのう所有権者は株式会社ブレストになっておりますので、この建物には固定資産税が掛けられている筈です。その金額及び納入状況はいかがでしょうか。

○住民税務課長

今言われたブレストのこの建物の固定資産税の関係でありますけれども、これはあのう個人情報でありますので、この金額がいくらである、またあのこれをついでいただいておりますと、どのくらいの滞納があるとかこのことについては申し上げられません。

○11番（岩田）

えー税務課より個人情報保護による守秘義務があると言われてきたけれども、これは当然だと思います。でえー昨年ですね、当町において制定された条例におきまして、悪質不良滞納者については公表できるということになっています。まあこれ悪質かどうかは別にして、産・学・官三者の極めて公共性の高い、しかも国から補助金を交付されている事業。まあ相手方法人の了解を得られればもちろ

ん、万一なくても町民益の観点からも、公表すべき典型的なケースだと考えております。その点について町長どうでしょう。

○町 長

えー、別に公表をあのおー抑えているとかそういうことではありませんし、十二分にこれは新聞にも出たことであると思います。今議員のご指摘のことは、言うような固定資産税とかあるいは賃料が入らないとか、そういうことなのかということのように思いますが、検討はさせていただきたいと思います。なお、今まずは商工会に対する請求、原形復帰、復旧して返していただくというような交渉をまずはしなけりゃならないとこういうふうに思います。以上です。

○11番（岩田）

えー、ここでちょっとあのその建物ですね、えー不動産の表示の登記がありますけれども、えー実はこれあの抵当権が設定されてるわけですね、であのう取り壊しのためにね、そういうものがネックになる可能性があると思うんですよ。でそのへんも含めましてですね、あの町の方で検討していただきたいと思います。で更にですね、問題はえー、ここにそのコピーがありますけれども、えー新町区建物が今あります新町区と商工会が交わした覚書があります。で、プラントの運転期間は5年以内にする。公害防止のため4ヶ月に1回、ダイオキシン類の測定を行い新町区に提示するなどの事項が盛り込まれているわけです。えー、商工会が事業撤退した現在、この巨大な産業廃棄物、というのはこれは建物だけでなくで内部に設置した油化還元プラントが数年間に渡って、まあ飛び飛びでも動いていたと、そうしますとプラント内部には当然この協定でも結ばれてるように、ダイオキシン類など有害物質が付着、残存している可能性が大だと、いうことを考えております。そうするとその恐れがあるためにですね、これをキッチリですね処理するためには、大変莫大な費用が掛るといことが予想されます。えー新町区あるいはあの近くの宮木の区の住民のなかでは不安は増して、私の所へもいろいろな声が上がっておりますけれども、この点につきまして町長の見解を伺いたいと思います。

○町 長

えー、町はこのことに対しましては、あくまで土地を貸し土地の賃料で上手くいけば良いなということをお互いに願ったということになってくるわけでありま

す。えーたまたま上手くいなくて土地を原形復帰さして明け渡して返していただくには、その土地に関しましてのいろんな問題につきましては、相手契約者の方にあるということで、そちらの方へ請求させていただきます。

○11番（岩田）

えー一応ですね、えーこれはまあ良い事業だという話のなかで、町も要するに土地を貸したと。あーで相手も商工会であり、それからNEDOの補助も受けられると、そうしますとですね、あの一般的にはみんな善意でやってる話でありまして、えー民法にはですね「契約における信義則」の原則もあり、お互いの信頼関係を大切にすることが大前提があるわけですが、実際に今までの経緯を見ますと、これが守られなかった事業であることが判明しています。特に今回の場合、賃貸借契約が極めて不完全であります。当町においては、今後パークホテルの指定管理者との契約をはじめとして、民間との契約も増えることが予想されます。したがって、えー契約業務全般について契約担当のスペシャリストを役場の優秀な人材の中から育てる必要があると考えますけれども、町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○町長

えーご指摘のとおりかと思いますが、あー一応このスペシャリストと言いましても、だいたい民法で決まってるわけでありまして、同時にまた町には顧問弁護士もいることでありますし、なおまた議員のご指摘のようにえー、もちろんこういったことに精通しなければならん職員、えー1人2人でなくて大勢がそうになっていかなきゃならないというように思いますので、えー更にこういった民間の賃貸借契約に対しまして、ただ賃貸借といってもいろいろありますので、賃貸借なのか、パークホテルみたいに請負契約なのか、それぞれによってまた全部性質が違うわけですが、そのようなこともまた精通して精査していきたいとこんなように思います。なおさきほどの話の中で、仮抵当がある、おー抵当権の仮登記がついているということでありまして、これはあくまで契約がしっかり施行されている場合のことでありまして、まあすなわち町の場合は契約違反のなかで、えーさらに仮抵当権が付いた建物ということでもありますから、町の方は請求権があるところというふうに思っております。以上であります。

○11番（岩田）

えー、ここにですねえージャスダック市場に上場予定である、エアイティという会社のパンフレットがございます。これはあの6月頃私の所にも郵送されて来たんですけども、上場新規公開株の募集案内に同封されていたものでございます。この会社の提携事業として株式会社ブレストの油化装置が、油化還元装置が社長とともに写真入りで出ております。ここに出てます。でえー驚いたことにこれがですねえー新町のプラントそのものなんですよね。で私の調査によりますと、えー廃プラスチックの処理技術はまさに日進月歩であります。さきほどこれは町長もおっしゃっておいりました。しかし、はっきりしているのはですね、はっきりして今あのういるのは、廃プラスチックをエネルギーに変える場合、これをまあサーマル化と呼んでいますけれども、いたずらにコストアップする油化というようなもう、回りくどい手段は採らずに直接燃料として燃焼させることが最も合理的であるという、もう主流のそういう流れでございます。えー従ってですねプラスチックの油化技術の将来性は極めて厳しいという評価でありますけれども、えーこういうことをですね、あのう不成功でもですね、こういうことをまあ悪い意味でネタにしましてまた、新たな資金をこう獲得していくようなこういうスタイルの事業かなと私は思っていますので、えー今後はですね契約の相手先の調査、業務内容、財務内容はもちろんのことですね、えー契約内容についても十分精査し、えー将来起こりうるトラブルに備える必要があるかと思えます。えー私も新人議員もですね、選出されて早くも6ヶ月が経過しましたけれども、えーこの間ですねいろいろな議会への説明や対策などが、後追いになったケースが幾つもありました。契約も含めてですね危機管理の専門家によれば、「問題を迅速に処理し、解決、沈静化させるためにもっとも重要なファクターはこの重大さを周囲が感じる以上に、当事者が最も深刻にとらえることだ」ということを書かれていました。えーいずれにしましても、本事案に対しましてもですね迅速な処理対応が望まれることを要望しておきます。

えーそれでは、えー2番目に通告しましたえー後期高齢者医療保険制度についてでございます。去る10月6日付の東京新聞によれば、自民・公明両党は来年4月より始まる予定であった高齢者の医療負担増の凍結問題で、70から74歳の窓口負担の引き上げ、えーそれから75歳以上で被扶養者になっている人からの新規保

険料徴収の凍結期間調整の記事が載っています。えー実際あのうこれを知らないお年寄りも多いんですけども、いつから実施されるのでしょうか。

○町 長

えー後期高齢者の質問の前に、さきほどのあのプラスチックの方でちょっと大事な点がありますから、一言付け加えて要望に入っておりましたので申し上げますが、これ結果論的に見てはあー今これからは直接燃やす、直接燃やすとまた違う問題が出てくると思っておりますけれども、あのう廃ガスですねそっちの問題が、まあその点はここで論議することじゃありませんので、えーその時点ではあのう油化というものは日本にいろんな方法が確かに出ておりました。と思います。それで私どもも商工会さんが言うだけでなく、えー環境省の外郭団体でありますNEDO（ネド）が審査して「これはよし」というふうなことで、国の予算を付けたくらいですからしっかりした考え方であると、同時にまた特許も取ってあったというようなことで、えーそれがそれで研究的にはあのうその時点では、良いものであったとこんなふうに私は現在は思っております。ただその後の考え方、進め方また方向転換のなかでこういう問題が起こったと、こういうふうを考えているところであります。さて次の後期高齢者医療保険のことで、あっこれはいつからって、予定では4月からということであります。

○11番（岩田）

えーところが実際にはですね、あのう凍結するという話がえー6箇月なのか10箇月なのかそういう話が出ているんですけども、実際のところは見込みですね、予定はどうなんでしょうか。

○住民税務課長

えっとう今言われましたその後期高齢者の医療制度の件でありますけれども、まず70から74歳、えー後期高齢者の医療の関係は75歳以上でありますけれども、70から74歳の窓口負担の関係も医療改革のなかで取り上げられておまして、えー法律ではあー、来年から2割になるって言われましたけれども、これが1年間凍結されまして来年につきましては、あー今までどおり1割の負担、またあの75歳以上でえー被用者保険のおー、扶養者になっている人、この方は今までえー全然保険料納めていなかったわけでありまして、まあこの方達のえー激変化は、ということではあー20年21年につきましては、えー2分の1あの負担っていうよ

うに決まっておりますけれども、その2分の1部分について来年20年度について、えー最初の半年間については、あー10分の10国が負担すると、残りの半年間については10分の9を負担するというようになっておりますので、凍結の部分については来年で終わります。えーしたがいましてその次の年は、あー被用者の扶養者になっていた方は2分の1、3年目からはまたあの全体の保険料の見直しも行う、これは2年ごとですからあー22年からはまた見直しも行われますけれども、えーそれからは全額決まりどおりの負担になるかと思えます。以上であります。

○11番（岩田）

えーと後期高齢者医療制度の保険証ですけれども、難しくてなかなか分からないんですけれども、理解しにくいところなんですけれども、あのこの後、宮下議員も質問に入れておりますので、私の方はですね1点だけお伺いします。えーと具体的な例の方が良いと思うんですけれども、私の理解力がないのか、幾つかの矛盾が考えられると、一例をあげますとですね、高齢者夫婦世帯で、75歳の夫と71歳の妻の場合、それまでは夫が世帯主の国民健康保険に妻を被扶養者として2人で加入していたものが、夫だけは「後期高齢者医療制度」の保険に移り、妻はそのまま国民健康保険となります。えーつまり、この世帯では2つの保険料を負担するということになる、こういうケースですね。これはまあ私の理解力不足かもしれませんので、後でご説明いただきたいんですけれども、それからこれはあのこの前12月9日付けの信毎に載っていた記事なんですけれども、えーと平均受給額ですね年金の、208万円の方は最新の計算による平均受給額の年101万円の人よりも医療保険料がえー47都道府県平均で19.5%、年額で1万3,744円高くなるのが共同通信の調べで分かったと、そうするとですねあのうこのところが不公平になるんじゃないか、パーセンテージ的にね、と思えますけれどもいかがでしょうか。

○住民税務課長

後期高齢者の医療制度でありますけれども、今までの老人保健と一番違ってまいりますのは、今までの老人保健ではあー給付費が国とそれぞれの保険者で持っていたいただいて、後期高齢者75歳以上の方はあー被用者保険の扶養になっていた方は当然納めてないし、国保に入っている方は家族全員で納めていたわけでありませうけれども、これがあのうえー後期高齢者の方1人ずつが、あー全体の10%を納

めることとなります。あのうですから今まで特に一番変わったところは、あー1人ずつ入りまして全員が年金から保険料を納めることになるということが、一番変わった点であるかと思えます。そしてあの今言われました75歳の夫と71歳の奥さんがいて、この方はその国保に入っていれば、えー2人で一緒に1人ずついくらっていう勘定をまあ、分けてできないわけではないわけでありましたが、分けられますけれども、2人一緒に納めて同じ保険に入っていたわけでありましてけれども、今度は75歳になりますと1人で、後期高齢者の医療になります。そして残った方は今までの保険になりますので、えー保険は別々の保険にそれぞれが納めることとなります。それと、信毎の話ですか、昨日だかの信毎の話でありますけれども、これあのう、えーっとどういうふうに言ったら、あのう保険料を払う時に所得によりまして均等割の方から、2割減額される方、5割減額される方、7割減額される方があります。これはあのう金額によってでありますので、さきほど言われた203万と208万の関係でありますけれども、実際には201万が限界でありますけれども、これは203万のと208万の差を5万にして大きくして、話をあの、あっ差を見たところで話をしたんじゃないかと思えますけれども、えー実際には年金だけの場合には、あーこれは減額あるかないかって言われた時に120万とそれに15万をプラスして、えーあるかないかの判定をするわけです。そうしてまたあのう1人での場合には、35万と33万の基礎控除がありますので、これを全部足しますと203万ですか、203万以内になりますと2割の削減になると。それでまたこれが208万の方はえーいくらか残ってしまうから2割の削減がなくて、えー満額払わなくては行けないと、そういった時にここで全国平均としてはえー1万3,744円の差があるとこんな新聞だったかと思えます。まあこれは平均の話でありますので、えー長野県でいってみますと長野はその差が一番小さくて1万1,700円の差であると。また福岡が、福岡だけで考えますと1万6,650円とこんな差が出るところもありますので、まあこれは平均の話でありますのでそれぞれ個人によっていろいろな状況が考えられるかと思えます。以上であります。

○11番（岩田）

えー少し分かりましたけれども、後期高齢者制度については一般国民やそれからまあ、町でよければ町民。一般の理解度が進んでいるとはとても言い難いので、今後ともですね新しい情報が出ましたら、広報していただきたいと思えます。

えーそれではあの質問の3番目に移ります。団塊世代の管理職を中心とした大量退職期を迎えてということで、えーフリー百科事典の『ウィキペディア』によりますと、堺屋太一氏の原著によれば団塊の世代を差す定義として1947年、昭和22年から23年、24年の3年間に生まれた世代を指すということです。えー厚労省の統計では出生数で約800万人。私も昭和23年生まれで、団塊の世代のド真中の人間ですけれども、おー2007年も年末を迎え、ひところ騒がれた団塊世代の大量退職時代という危機が産業界や一般社会からなんとなく忘れられた感があります。えー私がああ尊敬しています女流の作家の高村薫氏はその危険性を鋭く指摘して、「団塊世代が1日1日年を取り、老いてゆく事実が消えたわけではなく、彼らの抱える膨大な（ぼうだい）なエネルギーと新たな行く先をまた得たわけでもない。ただ問題が潜在化し、社会から消し去られただけである。」とこうやって指摘しておりますけれども、役場におけます団塊世代の3箇年に亘るであろう退職について人員と人件費の面から副町長に伺いたいと思います。

#### ○副町長

えーそれではあの3番目の団塊世代の関係の質問にお答えをしたいと思います。えーまず退職状況につきましては19年度末、来年の3月の末の退職者であります。えー課長職が3名、それから課長補佐が1名、えー職員1名の計5名が退職をされてきます。それで人件費等に含みます換算いたしますと、これすべて保険料とも含めますのでえー約4,890万くらいが、えーこの関係してくる状況になります。それから20年度その次の1年後の20年度末の退職者につきましては、課長職が6名、それから係長職が2名、計8名。約8,000万くらいの金額になろうかと思えます。えーそれから21年度2年後の退職者でありますけれども、えー課長職が3名、それから課長補佐が3名、係長職2名、職員2名の計10名ということで、約9,000万くらいの金額になろうかと思えます。したがってえー団塊世代と言われております、3年間の合計でいきますと課長職が12名、それから課長補佐が4名、係長が4名、職員3名ということで合計23名が退職されるということになりまして、ちょっとちなみにそのもう1年先の22年度でいきますと、課長職が3、課長補佐が3、係長5、職員3名ということで計14名になりますので、えーしたがってこの4年間の団塊世代を含めてですね、4年間の合計でいきますと、課長職が16名のうちですね15名が退職と、で課長補佐でいきますと15名のう

ち7名が退職とこういう状況になろうかと思えます。

○11番（岩田）

えー今副町長のご答弁を伺ったわけですが、役場という組織にとりましても質の面、量の面からもですねこれ大量な、あー要するに減でございます。と今後のですね組織維持について大変な事態であろうかと思えます。えー団塊世代の去った後の組織の在り方について、また業務の円滑な継承といった問題も含めたいうえで一言お願いいたします。副町長。

○副町長

それではあのう今ご指摘の役場の組織上の問題も含めてということでありまして、えーさきほど申し上げましたとおりえー多くの職員が退職をしていくと。えーまずそのへんのところを考慮にしてですね、えー今までもそうでありましたがこれからは、そのへんを含めて人事異動等を行っていかねばならないのかな、こんなように思っているところであります。ただあのう、ご承知のとおり、平成11年にあのう地方分限一括法によりまして、地方自治法が大幅に改正をされております。えーいわゆるこの国と地方の役割が明確化されたということでありまして、えーいわゆる住民に身近な行政はやっぱりできる限り、市町村に委ねてゆくと、で地域における行政をですね自主的に総合的にやっていきなさいということでありまして、えーそういうことでいきますと、これからは市町村の格差が出てくるのかなという、まあちょっと懸念もするわけでありましてそういうことからいきますと、えー今までもまあすべてそうでありまして、えー豊富な経験とですねリーダーシップを担ってきました、特に団塊世代の職員がここで大幅にえー退職されていくと。えーで当然そういうことになってきますと、大幅な世代交代をここ数年の中で余儀なくされるということでありまして、えー今後の行政運営にもあの多少、あのう大きな影響があるのかなとこんなふうに思っておりますので、当然そういうことになってきますと状況によっては、退職後もえーそういった団塊世代の方々にも協力を、なんらかの形でしていただけないかなあとこんなことも思っておりますが、今言われていましたように具体的なですね方法論ということになってきますと、えー今すでに計画的な職員のえー減ということも図っているわけでありまして、そのへんのところも十分あの併せてですね研究、検討をしていかなければならないとこういうことではあります。

たまたま平成13年にですね、辰野町職員の再任用に関する条例ということが制定をされておりますので、このへんも含めて今後検討をしていきたいとこんなように思っております。

○11番（岩田）

えー弾力的な運用をしていただくような見通しをお話いただいて安心しました。いずれにしてもですね、えー私も含めまして早晚ですね、民間においてもですね、私達は社会福祉の対象となる層であり、しかもですね人口減少社会で労働力にならない高齢者の山を築く予備軍であります。しかもですねさきほど言いましたように行財政の制度が疲労がですね、だいぶ蓄積されてまして、えー格差社会に象徴されていくこの国やこの町の過渡期に、年老いてゆくことを私も含めてですね団塊の世代は自覚しなければいけないと思います。えーいずれにしてもこの町に於いてですね、圧倒的多数を占める団塊の世代がですね老後に突入していく、もう時期が迫っています。えー町当局においても、町の組織だけでなくこの町の団塊世代がですね、そういう介護世代というか介護される世代、あるいは福祉に対して、年金をいただくような世代になるというようなことを、十分ですね予測しましてえー今後の対応に尽力いただくことを、要望して質問を終了します。

○議長

進行いたします。質問順位6番、議席3番、永原良子議員。

**【質問順位6番、議席3番、永原良子議員】**

○3番（永原）

それでは、通告してあります2点について質問をしていきたいと思えます。最初に学校給食民間委託についての検討状況についてですが、これはさきほど山岸議員が質問してダブってますので、飛ばしまして、民間委託の問題点について質問します。この間、検討委員会が出されている、調理部門の民間委託についてですが長野労働局にも聞いてみたり、私なりにいろいろと調べてみますと検討委員会が出されている調理部門だけの委託は、派遣業務になると思えます。今までどおり学校栄養士さんの指導のもと、給食の材料も調味料もすべて学校で用意して、

調理員さんだけが民間委託ということは、これは委託はなくて労力供給だけですから派遣事業になります。派遣事業なら派遣事業だと明確に言うべきだと思います。委託ではなくて派遣となると決まりごとがあつて、3年間派遣を受け入れると3カ月間派遣を受け入れない期間がないといけないことになっています。そういうことをしないと違法になりますがこの点について、町としては問題がないと言えるか教育長に伺いたいと思います。

○教育長

えーと今のご指摘の点でございます。派遣になるのか、委託になるのかということでございます。えー私が現在あの細かい点までについてちょっと理解ができていないところがあるかもしれません。えーしかしえー派遣と言うか委託と言うかはともかくとして、こんな形でやっているところが現にあるわけですので、法的に違反のないような形の運用がなんらかの形でできるのではないかというふうに思っておりますので、えー違法のない形でやりたい、いうふうに考えています。以上です。

○3番（永原）

えーその点につきまして、あのう前回の議会でもそうだったんですが、「他の所でやっているのだから問題がない。」って言い方はとてもあのう違う、おかしいと思います。ええと労働局の方にきちんと聞いたところ、あのう委託と派遣は、あつてええと請負は違うということでしたので、あの今まで検討委員会で進めているのは、あのう委託にあつて、派遣になると思います。教育委員会がその違法をするようでは大変ですので、労働派遣法の関係についても十分な検討をしてもらつて、あのう論議してもらいたいと思います。えー一次にもう一つの問題点ですが、学校給食は教育の一環として大切な役割を担っているにもかかわらず、「行政改革」の名のもとに、人件費を削減する上で学校給食調理員を削減して、民間委託にすれば、「コストが削減できる」としています。でも本当に削減できるのでしょうか。この間、検討委員会にもきちんとした試算結果や効果について公表してほしいと何回も要望してきましたが、いまだにきちんとした試算結果は出てきません。もし、自治体が調理の民間委託を検討するのであれば、きちんと比較して試算結果を公表すべきです。さらにコストが削減されるとしても、民間委託と自校直営調理の利点欠点を整理し、削減したコストに見合うかどうかを検討する必要

があります。本来、そのように検討するのが検討委員会ではないでしょうか。その点について、教育長に伺います。

○教育長

えー、前回の議会の時にもですね似たような質問がございまして、えー何点かお答えをしたことがございます。あの委託料、今現在いくら掛かっているのか、それから他の所で調査したところ、どのくらいの委託料が掛かっているのか、そうですね現在今給食費にいくら掛かっているのか、というようなことは前回も申し上げているとおりであります。えーただ委託にするということはまだ全部決めたわけでもありませんので、えーこれからの答申を待って考えていこうというふうに思っているところでもあります。なお、一番大切な食育の件についても今お話があったわけでありましてけれども、えー児童生徒や保護者に負担をかけたり、マイナスになるようなそんなあの改革をするにしても、そんな改革はしたくない、いうふうに考えております。えー食育については、十分クリアできるというふうに考えております。

○3番（永原）

えーとう前回、えっとう今までですね検討委員会では最初の説明では、調理部門だけを委託するっていうふうにきちんと説明がありました。えーほんとにあのう、今まで私も今回この調理の部分の委託っていうことの話が持ち上がってから、えー給食、学校給食っていうことに改めて、調べてみますと本当に今までなんにも事故もなく、えー安全な給食をあのう子ども達に提供していただいたのは、あの調理師さんの、ほんとの技術とあのう努力だと思います。特にO-157が発生してから、衛生面でのあのう管理がとてもしんどくなり、この頃ではノロウイルスも出てきているっていうことで、本当に衛生面できちんとした管理をするのにとても時間と労力がかかっているそうです。隣接の諏訪の方のあの市町村では、えー一時ストップした所とかえー、ちょっと検討しているところが出てきているっていうことですので、是非このところはしっかりあのう食育っていうことと、衛生面っていうこともしっかり検討してもらって、やっていただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。えー町の産科医療体制について9月議会に引き続いて質問します。え全国規模で医師不足による地域医療の崩壊が加速度的に発生しています。とりわけ上伊那地方は深刻な状況です。昭和伊南総合病院では、

お産の取り扱いを来年4月から休止します。また、伊那中央病院では里帰り出産の自粛や初診について、紹介状の持参をお願いしています。地域で安心して出産、子育てができるよう市町村、病院、県、関係団体などが一体となって対応していくことが必要だと思います。町民からは、「自分が住む町で出産できなかったのが不安を感じた。」「いつでも安心して近くでお産がしたい。」「2人目、3人目となると妊婦検診も遠くまで行くのは大変だ。」「里帰り出産できないと、困る。」などなどいろいろな声が聞かれてきます。町としても、今日の大変な状況乗り越えるために、助産師、看護師、保健師、出産を扱わなくなった開業医など、経験豊かな人たちが産科医療を支える体制づくりをするために、具体的には院内助産所とか、院内助産施設など開業医の協力を得て、積極的に進めていく必要があると思いますが、町長の考えをお聞きします。

○町 長

えーそれでは質問順位6番、永原良子議員の質問にお答えを申し上げます。  
えーっと全段の部分は教育長の言ったとおりであります。えー医師不足によりまして辰野病院もこの3年間ぐらい、あの産婦人科の医師が信大へ引き上げになる以前、2人で約平均300名、292、3名ですか平均、年間そのぐらいのお産を扱っておりましたが、えーすぐ横の市の方が160名ぐらいで少なかったんですが、全体的に考えましたらやはり、えー人数の多い方へ持って行った方が、あの県の方もあるいはまた国の方もクレームが少なく済むということで、えー辰野が直接持って行ったわけではないんですが、えー横の市の方へ産婦人科を置き、辰野町からは引き上げてしまった。こういうふうなことになってまいりました。これみんなで相談すると大きい人口の方へ持って行くと、ことの方が大げさになるのは小げさで済むというこういう考え方がありますから、たいへんあのう小さい所あるいは小規模な所は、常に一緒に相談するとあの損を見ると言いますか、大変なことになります。小児科も同じでした。県知事を中心に今の県知事さん、一所懸命長野県の小児医療を、辰野も一緒になって考えましたところ、辰野病院の小児科の医師が岡谷病院に行ってしまったと、こういうことになってきます。え、またあー復活するに対して一所懸命検討いたしておりますので、その小児科の方も相併せて考えていかなきゃならないわけでありまして。さて今の質問の産婦人科のえーお医者さんがいないうちは、助産師出産ができないかというような考え方

がおありになるようであります。ま数名いた今現在助産師が、ちょうど1名に現在助産師は減ってしまっております。えーそれでまあ助産師出産ができるなら、それまた公募して入れてく必要もあるんですが、あのうお考えのとおりほとんどが安全分娩なんでしょうけれど、また実際には助産師さんがあの実際に手を携わって、やるんでしょうけれども、やはりそこに医師がいないとこの急遽の手術に展開した時に手が出せない。事故が起こる。こういうことで昔はあの全部家でお産したんでしょうけれども、あるいは産婆さん所行ってやったんでしょうけれども、現在はそういう安全を考えるために、ほとんどが病院で出産するようなふうになってまいりました。なってきたもんですから、まあ産婦人科の医者がないとお産ができない。昔なら家でやっちゃったとこういうことなんです、そういった意味も含めまして、えーやはり助産師が何人揃ってもいよいよの時にそこに医師が同じ病院内にいれば良いんですが、いないと大変なことになると、っていうことでなかなか難しいことでもあります。言っている意味もよく分かるし、どこの病院もそれ今検討しているんですが、やはり産科の医師がいないとダメ。で他に手術のできる当然、外科も整形もいろんな先生がいるじゃないかっていうんですが、産婦人科に関しましてはやはりえー事実上、専門に勉強しないと手が出ないんだそうでありまして、えーやっぱりなれていないとということも、いろいろあるようでありますから、そこが難しいところでありますので、言うことは易く実際に行うは難し、同時にまた難しだけではなくて、何か専門家の医者を早く入れなくてはいけないと、こんなふうにも考えているところでもあります。したがって我々のやることは、国に対して今の制度を改革すること、どんどん陳情すること、同時にまた産科の医師ばかりでなくて口コミその他いろんな方法で、えー医者が辰野へ来てくれないか、と考えること。両面であろうかとこんなふうに思っております。一応概要の答弁にさせていただきます。

○3番（永原）

えー実際あの大変なことは、分かっているんですがその点町としてその辰野の開業医さんに積極的にお願いをするとか、そういう努力はしないわけでしょうか。

○町長

あのう産科の開業医さんに、えー今休んでいる方もいらっしゃいますので、やってくれということをお願いしないかということですか。そうじゃない。

○3番（永原）

えーと医者が1人いれば、あの院内助産所はできると思いますので、是非そういう所にも働きかけることを町として、積極的にやっていただきたいってことです。そういう考えはありませんか。

○町長

開業医に。

○3番（永原）

はい。

○町長

えー開業医さんにえー院内お産をするように、辰野病院でやる場合にはそっちへ応援に来て欲しいということですか、あるいはその開業医さんの所でやるのに、助産師さんが一所懸命出産するから、そこに先生いてくださいよ、とこういうふうをお願いするってということですか。ちょっと質問の意味が分からなくて申し訳ないですね。

○3番（永原）

あの院内助産所は医者が必ず1人いないとできないものですから、辰野病院で院内助産所を設けた場合には、そういう開業医の先生にお願いして是非やってもらえるように、できないかっていうことです。

○町長

えーすいません。ちょっと手間取っちゃいまして。えー今そのやはりさきほど言ったように専門の医者じゃなきゃダメなものですから、眼科のお医者さんや整形外科のお医者さんが一所懸命、一所懸命がんばると言ってみても、もう一回訓練してもらわないとその部分ではできないわけでありますから、そういった意味でいきますと辰野にちょっとその分お休みになっているお医者さんもいるわけでありまして、当然私どももあたっております。えーしかしその先生もあのを産婦人科しないんで全部止めているわけじゃないんで、他のことやってますので医者として、ですから手がやっぱりね空かないんでしょう。それからえー、院内助産、助産師でもってお産をさせる院内助産所ということですね、そういうことになりますとこれもいつ生まれるか分からないわけですよ、24時間フルタイムということになります。ですからいつでもその先生、赤ちゃん生まれない時はフリーなんでしょ

うけれども、必ず産む時にはいなきゃいけないということになりますね。そう  
なるとやっぱり1人では無理です。1人いても24時間拘束することは無理です  
ので、やはり2人。2人いるならやはり助産師でなくて、えーお医者さんが普通  
そこにいながら、やはりえー産婦人科としてのお仕事を赤ちゃん産ませることも  
やっていただいたらどうかなって、こういうふうになっていっちゃうんで、えー  
なおあの辰野町のそういったお医者さんに働きかけてないかっていうことに関し  
ましては、えー直接的でなくて間接的にはあたってはいますが、もうもう疲れて  
そんなことはとてもする気はない、なお現在はくどい話ですが他の医療をしてま  
すので、空いた時間はないと、こういうことであります。以上です。

○3番（永原）

えー9月議会であの病院の事務長さんの答弁に「『院内助産所』っていうよう  
な話もありますけれども、一刻も早いとにかく医者、指導をしてまずくださる医  
者の確保ということでそれに現在勢力を尽くしているところなんですけれども、  
併せていつどういう体制になっても良いという感覚のもとで、現在休所にはなっ  
ております。病棟関係についてもすぐ対応できるというような、体制を組みなが  
ら精一杯医師確保、それから今後の産科の動向それから各地の情報それらを取り  
入れながら一刻も早いあるいは、『助産所の開設』それから上伊那との関係の連  
携も取りながら、『開設も考えていきたい』そんなふうに思っております。」と  
いう答弁がありました。院内助産所の開設についてはダメなんでしょうか。

○病院事務長

えー、先般の議会の部分でそういうお話もしてまいりました。えー今のところ  
まだまだ難航しているところなんですけれども、現在の時点ではえーいわゆる連  
携病院っていうような方法を取りながら、その対応という格好をしております。  
えー現在伊那保健所が指定となりまして、えー上伊那広域連合の方にも働き掛け  
を行い、えー中核となる病院を更に充実するとか、それからある部分ではえーで  
きない病院については妊婦の、妊婦検診っていうものを実施して行って産む時に  
中核となる病院へとんでもらうという、そういう連携の部分で現在研究をしてい  
るところでございます。えー辰野病院にありまして今のところとりあえずでき  
る部分としては、妊婦検診に協力をしていきたいなあということで、えー具体的  
に稼働できるようにえー信州大学と連携を取りながら、まあ打診あるいは研究を

進めているところであります。以上です。

○3番（永原）

えー今の答弁の中でも、あのう辰野病院でも今妊婦検診を少しやっていると思いますが、まだまだ町民でお産を希望する全員が、辰野病院で妊婦検診が確実にできるっていうふうにはなっていないと思いますので、是非あのう信大の医局の方にも働き掛けてえー、もう少し午後までいてくれたらもう少しできるって助産師さんも言っていましたので、あのう町の方でも是非あの働き掛けてやって妊婦検診を地元であのできるようにしてもらいたいと思います。

次に上伊那医療問題研究会のその後の動きについて質問します。すみません、間違えました。出産についての町での情報提供についての質問に移ります。大きな病院での出産が休止や制限されるようになり、これからの出産をどうすればよいかと不安を持っている町民もいると思います。どこで妊婦検診ができるのか、どこでお産ができるのか、助産師さんは、どんな仕事をしてるのかなど、分娩施設の紹介、助産師の活動など出産についての具体的な対応についての情報提供、例えば出産相談窓口などの設置に保健福祉課が、責任を持って取り組んでもらいたいと思いますが、町長の考えをお聞きします。

○町長

えーこの医師不足から発するこの小児関係、看護師さんだけでもできそうであるが、さきほどのように現実には難しいとか、またその検診を行わなきゃならないということで、ま検診もあの信大の許可があれば、今来ている婦人科の先生が検診もできるわけですが、それも信大の方でこれ意地悪でなくて1人で派遣している場合に、なかなか検診は受けきれないっていうことはいつ検診しているっていうことになると、自分の患者さんということになりますので、えーいつその急変が起こらないとも限らない、そういう場合にはすぐとびつけなきゃいけないということで、えー検診をさせるところには1名の医者を派遣してても、バックにすでに2、3人控えている状態だとべる状態でなきゃ許可しないということですが、まあまあそこまで行く前にもなんとか、えーしてくれないかという話をしているところですが、そのこともなかなか上手く進まないのが原因であります。えーそういうなかで、もう一人のお医者さんが今度、婦人科が来てくれれば2人で一緒に組んで産婦人科は、即できちゃうわけですが、まあいろんなあの手この手を今

考えているわけです。それでどこ行ったら安心して産めるだろうかっていうことでありますが、辰野町の場合比較的こういう点は、この3郡にこうまたがっておりますので、またがると言いますかあの境をボーダーはありますけれども、一応接しておりますので、えーもう一つまあ諏訪の方も含めてきますと4方向へまあ出れるということで、それぞれ産婦人科の機能を持った所もありますので、比較的行きやすいかなというふうなことであります。えーなおまた細かい相談にしましては、保健福祉課の方であの分かっていることは、お伝えできるように努力はしたいとこんなように思います。以上であります。

○3番（永原）

是非あのう本当にあのうお産する時にまずあの妊娠してあのう、保健福祉課とかあの母子手帳を貰いに行ったりして、あのどこでお産ができるかって、今本当にお産する所がどこにあるのかっていうことが分からなくて、実際どこでお産していいのかってことで本当にあの困っている妊婦さんがあのいますので、是非そういうあの窓口、そこに行けばきちんと情報提供してくれるそういう所を是非作ってもらいたいと思います。

えー次に上伊那医療問題研究会のその後の動きについて質問します。9月の18日に2回目の会合があったと思いますが、緊急課題であります産科の対応に関してどういう解決策が話合われたかお聞きしたいと思います。

○町長

解決策って、あのうみんな困っているんですから日本中が。これもうすべて解決しましたって方法はないですよ。そこをいかにそのう解決できないで困っている人を減らすかというね、そういう方向を見出したということは、しかしそのことをやりますとこれからお話いたしますけれど、どっかが困るんですね。絶対量が足りないんですよ。あの産科にしましてはね。ということでお分かりをいただきながら、あのあまり深く申し上げるとまずい部分もありますので、えー概要だけ申し上げますが、ま辰野町の場合はもうご覧らんとおり2人いました産婦人科が引き上げになり、そして昭和伊南病院がご指摘のとおりこの3月ですね、来年の3月にはあの閉鎖、閉院、閉科ですか、ということになってまいります。そこで今まで1,000人ぐらいをお産を引き受けておりました、伊那中央病院それがなんだかんだでやってくと1,200人は診なきやいけない、ということにな

ります。したがって1,200人を産ませるお医者さん4人ぐらい居ると思うんですが、この先生が外来の検診をしているとその時間が取れなくなるんです。ですから検診ぐらいは他所の病院でやって、辰野手伝ってくれないかということで、昭和伊南どうだ辰野病院はどうだ他の病院どうだって今やっていますので、そのへんはみんなで努力しなければいけないなあ、と今永原議員がさきほど言ったとおりであります。なんかできるように。しかし、医療の問題ですから簡単に1人だけでっていうことになかなかいかない。えー検診するんだったら1人派遣、さきほど言ったとおりです。バックアップで3人ぐらいもっていないと急変に应付できないと、やっぱり人命が絡むことでありますし、やっぱりお産と家で、えー妊婦さんの場合あの途中でもいろいろ急変が起こることもありますので、受けた以上はそうしなきゃいけないとこういうふうなことが非常にあります。ましてそういうことで、産ませる専門の先生方はあのあまり検診に時間を取っちゃうとその1,000人も1,200人もこの、1,200人って言いますか1,000人も1,200人もこなせなくなっちゃうと。こなせなくなっちゃう。診てる方で一杯になっちゃう、こういうことであります。えー飯田の市立病院の方も里帰り出産お断り、付け加えて郡外はできるだけ、ま医療の問題ですから診ないってわけにはいかんでしょうけど、できるだけ来なんて欲しい、もう下伊那だけ診るで手一杯。それも追いつかない状態だと、こういうふうなことであります。そこで、伊那中央病院はもう1人産婦人科医を置きたいということで1名増員を今考えているところでありますが、まあ春来てくれるかどうか。それも信大の話ですと具体的には申しませんが、女医さんですので女医さんてその該当の人ばかりでなくて、女医さんの産婦人科のお医者さんの中で誰かがお産になっちゃう、お産と言いますかその妊娠でもして、休みます。要するにセミリタイアですよ、それに入っちゃうと無理ですといつそれがおこるか分からない、女性のような女医さんの産婦人科医が非常に多いんだとこういうことで、非常にこれもまた決定でなくて、ペンディングの状態です。それで伊那中央病院は山を越えた、と言っておきます、あえて。山を越えた向こうの方に2人のお医者さんがいるから、産婦人科やっているからそちらの方はそんなに沢山、150、160人ですか、の取り上げしかしていないよ、うだから1人こちらに回してもらおうかというようなことで県知事に要請で、えー辰野も箕輪もみんな市町村長ついてきてくれと、県へ陳情へ行くからというよう

なことに今なってきたところですが。しかし、残ったところが2人が1人になっちゃいますと、半分のお産ができるかっていうとできないんですね、事実上は。さきほど言ったとおりです。まあ1人でも看護師さんの、助産師さんのあの出産を含めてやっていけば、まあまあ、ある程度まではいくでしょうけれども、そこまでやってくれるかどうか。それじゃ検診だけでもう出産はさせません、だっとなっちゃうと山の向こうは困っちゃいますよね、というようなことにも今なってきた、明解がなかなかないんです。おっしゃるとおり、我々もそう思ったんですが、保健所の所長さんも一緒に入って、えー考えてくれてやったんですが、ま、とりあえず、おっとり刃でそこまで追いつけるかどうかと、こういうところでもありますのでご理解をいただきたいと思います。そういった意味で、解決策ってなかなかスカッとしたものは取れないのが現状であります。以上です。

○3番（永原）

なかなかほんとに厳しいと思いますが、えー上伊那の広域でえー出産について情報提供を一括してきちんとするとか、広域でできることをこのあの上伊那医療問題研究会でも、今後取り組んでいってもらいたいと思います。以上質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位7番、議席4番、前田親人議員。

**【質問順位7番、議席4番、前田親人議員】**

○4番（前田）

えー野球の北京五輪アジア予選、2日の韓国戦、3日の台湾戦、いずれも緊張感溢れる激闘でありました。3連勝して五輪切符を手にした星野ジャパンですが、監督と選手の頑張りはもちろんのこと、コーチやスコアラー等のスタッフのバックアップが、あったればこそと思います。どんな難局も和を持って一致団結すればえー乗り切れるものだとは確信いたしました。今、辰野町に漂う閉塞感を打開し、窮状を好転させるためには、町行政と議会そして町民の協力体制を構築することが急務であります。まさに、協働のまちづくりの実現であります。本日は、こうした観点にたって質問いたします。

辰野町消防団は、11月25日26日、そして12月の1日2日と2回にわたって、小型建設機械の運転資格取得のための特別講習を実施いたしました。昨年7月の豪雨災害の教訓を受けて、バックホー、ブルドーザー、パワーシャベル等の運転操作の必要性を痛感した団員が、60名も受講したようであります。聞くところによりますと、日程の都合で受講できなかった希望者がまだあり、来年も同様の講習会を予定しているようですし、チェーンソーやアマチュア無線等の講習も考えているようであります。若き消防団員が寒風吹きすさぶ中、真剣に、一心不乱に、なれない操作に四苦八苦している姿を遠くから拝見し、感動し感謝の気持ちで一杯になりました。そして何よりも、いつくるか分からない災害に備えて、ま言い換えればいつ使えるか分からない資格を、自らの体と時間とお金をかけて、取得しようという志の高い消防団員が60名もいたことに本当に驚き、町の次代を担う気概をもった若者が大勢いることに、心より安堵いたしました。こうした有資格者が各地にいれば、えー地域の防災ばかりか、小規模な土木工事や除雪作業等にも活用でき、協働のまちづくりをめざしている辰野町にとって大変、有用な人材になり得ます。資格は個人に与えられ、その利益も個人に帰属するということが資格制度の大原則ではありますが、この度の消防団員の資格取得の動機は、間違いなく地域への奉仕のためであり、その利益を享受するのも地域であります。とすれば、町としては消防団員の各種資格取得を積極的に奨励すべきであり、さらに資格取得者には大いに賞賛すべきと考えますが、町長の所信をお伺いいたします。

#### ○町 長

えー質問順位7番の前田親人議員の質問に、お答えを申し上げたいと思います。まずは消防団員、資格取得奨励、えー賞賛という形のなかでのご質問であります。え確かに時代の波、あるいはまた人口も、と言ってもそんなに人口も問題ばかりじゃないと思いますが、あの消防団員の急変は。日本全体でも100万人をもう割っているようであります。もう90万人台に入ってきているようでありまして、え漁村などはもう女性だけで作る、まお母さん消防っていうようなものも、まそれは昔からあるわけでありましてけれども、女性の力も借りなきゃならんような今時代に入ってきております。えーすべて公共でやれば良いんですけども、それだと常に100人ぐらい消防署員を置いとかないといけない。まそれだけ税金が皆さんの

給料として使われちゃうんで、そういうことよりはやはり、いったん緩急あったときはみんなが無尽のように、無尽って言いますか無尽組織のように助け合って、自分の家の火事はまた消してもらおうと、こういうことのなかでありますがなかなかそういった考え方、同時に社会構造、3直、4直、あー2直、3直ってやってる会社の場合、なかなか出れないとかいろんなことが出てまいりまして、えー非常に団員確保が難しいところであります。えー議員がご指摘のように、えー自動車学校の免許、各種いろんなあの免許があるわけでありましたが、まそれぞれ特典を出して消防団員であれば、安くしていただくとか今のような特殊建築機材にしても、何にしても講習をもって受けれるものは取得したりするとか、またあのその団員を雇う会社に対しても、何かこの減免措置ができないかっていうことで、ただ難しいんですよこれはあの、辰野の団員が伊那へ勤めている場合、伊那の会社はどこに免除してもらおうかという形になってくるんですが、まあしかしそれはお互い様ですからそれぞれの市町村で、団員を何名以上、何名って言いますか規模によっても違いますから、何%ぐらい抱えていれば理解があれば何%減税とかそんなようなことも、考えなきゃいけないのかなあというようなことで、えー議員ご指摘のとおりでありますので、そのような奨励報償を考えながら、進めたいとこんなふうに思っております。えー消防署長の方からちょっと、もう少し詳しくあの、特典などがあれば出してもらえたらなあと思います。

#### ○消防署長

えーそれでは、前田議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。えーさきほどご指摘のありました、建設機械、小型建設機械の教育の実施についてでございますが、これは1万3,000円で団員から、あーいただきまして講習を終了しております。57名の団員が資格を取得しております。これについては飯田まで免許を取りに行かなくてはいけないところでしたけれども、10名以上っていう規定をクリアしましたので、向こうから講師あるいは機械等を持ってきていただいて、えー講習を終了し免許取得をしております。それから本年度7月には、消防団の新優遇対策としまして、えー自動車教習所と提携をいたしまして、えー普通免許で約1万4,000円、それからその他の免許においては5,250円ぐらいの申し込み金、あるいは免許の経費の軽減をいただいております。これは長野県内の消防団に在籍する者ということで、辰野町に限らず県内の消防団員に在籍する者という

ことで、協定を行っております。また高校生18歳以上50歳未満が消防団の団員の対象になりますので、えー翌年度の4月1日に入団を確約している者についてもこの協定が適用になるということで、自動車学校の方から協力をいただいております。以上です。

#### ○4番（前田）

えー武田信玄が「人は城、人は石垣、人は堀」という言葉を残しております。えー城であるポンプ車の更新も、石垣である防火水槽の新設も、堀である消火栓の新設も財政事情でままならない状況下で、頼りは消防団員の不屈の精神と優れた防災技術であると思っております。まして今、取りざたされている広域消防化計画が現実のものとなれば、地元消防団が担う役割は、あるいは責任は増大すると考えております。えー住んでいる地域を愛し、地域のために粉骨砕身の努力をする気概のある人材の育成は急務であります。そしてその育成の基本っていうのは、認めることでありますし、認めるっていうことは褒めるということであります。決して金額のあるいは物の大小ではないはずであります。えー消防団員に各種資格を取得することを奨励して、えー資格者には感謝し、町として感謝しえー賞賛するという町の性格を明確に打ち出していくことが、協同のまちづくりの第一歩じゃないかなと思っております。町長の勇断を高く評価しさらなる検討を期待いたしまして、次の質問に移ります。

えー本年2月2日に予定していた辰野病院新築工事の入札が突如中止されてから、まもなく一年が経過しようとしています。この間、町長の医師確保に向けての東奔西走のご努力にもかかわらず、先の中谷道文議員の質問に対する町長答弁を聞いても残念なことに具体的な成果の報告はありませんし、約束された詳細な代替案も未だに明示されておられません。議会は、4月の改選直後より「病院医療研究委員会」を立ち上げまして、14名の議員全員が、真剣にこの問題に関しての調査研究に勤しんでまいりましたが、その経過を提示するまでに至っておりません。一般の町民の立場に立ってみれば、町行政の苦闘も議会の苦悩も何も見えず、何の動きもなかったとしか思えないこの一年は、無益な時間が過ぎてしまったと感じているはずであります。辰野病院を取り巻く環境は、一年前よりもさらに悪化しております。国や県も、医療制度改革の歪みを修復しようと動き出していますが、その効果が表れるのは数年以上も先のことでありますし、何よりも国県

の大きな流れは、辰野病院にとって逆流であるということを経験しなければなりません。このまま手をこまねていけば、間違いなく辰野病院はもとより、辰野町の医療環境は地すべりのように崩壊いたします。こうした危機的状況を打開するためには、町民の合意と協力を得ることが肝要であります。前例があります。配布した資料「たつの町保健福祉センター『ぬくもりの里』建設への道のり」をご覧ください。えー一時系列表では細かくて分かりづらいので、3ページ目の図解でご説明いたします。平成6年の6月に「保健福祉を語る会」への参加者の募集が行われました。総勢50名ほどの一般町民が応募されたようであります。平成6年7月から平成7年10月までの約1年3ヶ月の間、10回の会議と施設、地域づくり、ネットワークの3つのワーキンググループに分かれての検討会を14回行っています。その間、全戸への町民アンケートと施設入所者へのアンケートを行い、その集約と分析を行い、先進地への視察も行っています。2週間に1回の割合で会合を持った計算になります。その労力と熱意に頭が下がります。私も、議員になり立てで途中から参加させていただきましたが、経験に裏打ちされた知識と、保健福祉への思いの深さに驚かされた記憶があります。こうした、町民が参加した「保健福祉を語る会」の具申書がベースになって、平成7年12月に「保健福祉施設建設研究委員会」が発足して、次いで平成8年10月には「保健福祉施設建設委員会」が発足し、平成9年9月にたつの町保健福祉センター「ぬくもりの里」の建設工事が起工し、平成10年10月に竣工いたしました。「保健福祉を語る会」が発足してから、「ぬくもりの里」の建設工事が竣工するまでに、実に5年の歳月がかかっております。えー今から10年以上前の、平成6年、7年当時は「協働のまちづくり」という言葉も、「ワークショップ」という手法も一般に認知されておりましたが、「保健福祉を語る会」が行ってきたことは、まさに「協働のまちづくり」の実践でありました。辰野病院新築移転問題が大きな壁に遮られて、立ち止まざる得ない現状を、ある意味絶好の好機と捉えるべきです。そして、協働のまちづくりの原点に立ち戻って、町民に辰野町の病院と医療環境が置かれている状況を理解していただいた上で、将来あるべき姿を模索してもらうために、町民参加型の「病院・医療を語る会」を早期に立ち上げるべきであると考えますが、町長の所信をお伺いいたします。

## ○町 長

え 2 番目の質問で今ご心配掛けております、辰野病院についてのことであります。えーなお議員も、議員の中で病院問題研究会をリードしていただきまして、ほんとに真剣に関わっていただいておりますことを深く、他の議員の皆さん委員の皆さんとともに、感謝を委員長にも申し上げるところであります。えーさてこの問題に関しまして今、辰野町の保健センターであります「ぬくもりの里」のできるまでの経緯、などの細かい話などがありました、まさにそのとおりであります。しかし辰野町の病院の場合はやってないかと言いますと、それ以前からもうあつた、その時その時でもっていろんな名前は違ってきたり、建てる構想または移転か現地へとかいろんなことで変わってはきておりますが、基本は同じでありまして病院のマスタープランができるまでにも相当の10年ぐらいの歳月を要し、大勢の人が代わる代わる関わってくれております。またつい最近に対しましても、ワークショップを持たしていただいたり、えー医師の意見また住民の皆さんの意見そして一般の住民の皆様方が、積極的にこういうことをやったらいいじゃないかという提案意見なども含めて、やってきたところでもあります。さて今回少し、えーま入札に踏み切るところでしたがそれが延期になつて76わけではありますが、これに関しましてはあくまで住民の皆様方の気持ちが変わつたとか、そういうことでなくて、あくまで国の方の指針が変わつてしまったということでもあります。医師不足、えーあるいはまた長期療養型病床群が減ることは分かってはいたしましたが、また増やすなんて言うもんですから、だったら予算付けて入れた方が良かったらうってなことが、昨年の1月にあつたわけでありまして、いまだにこう待つてたらはつきりしないですね、えーま福祉型に少し増やすとかなんとかまだやっているようでもあります。まそれと同時にいろんな指標もまた出てまいりまして、えーこの国の方の総務省からの四大指針、今日も新聞にやつと出たところではありますが、まだあれでもはつきりしないですね、将来負担率に対しましては「示しますが」つてというようなことであつて、まだきちつとした数字が出ていない。1、2、3項目は出てきてましたけど、ということでダラダラダラダラやられてますので、こつちもほんとに揺さぶられてるわけでもあります。それを放つぽといてやれつていう話もありますけれども、気概と熱意だけでやれつて言いましてもさきほど言つたように、病院問題はホントに100%あの規制でがんじがらめなんです。国の言う

とおりすべて動いていくわけでありますので、そういうなかでどうやってあの模索して案が出せるかということで、えー住民の皆さんに提案するそのたたき台、たたき台と言いますか、あの町の方もここまでくればたたき台なんて甘いこと言っておれませんから、町としてはこういうようにしたいんです、っていうようなことをあの最終決断して示す状態、そこまで持ち込めない状態であります。これに対してまた総務省はさらに病院に関しましても、はっきりガイドラインを出してまいりました。これもガイドラインも出したままなら良いんですけれども、出しますよということで反応を見ているわけです。それで最終決定じゃないんです。したがって数値が変わってくる可能性があるんです。3年間連続で病床利用率が70%割った場合には診療所にしろとか、えー病院のあのあり方を見直せだとかいんなことが出てきております。まそれもだから、はっきりしないがためにちょっとあのペンディングの状態が続いているというようなことで、あまり良くないことではありますが、しかしまあ町も待ち切れませんので、えー副町長査定が終わり、町長査定が終わるころには決断をしてもっていきたいと思います。そういう意味で、えー議員の言っている意味も分かりますが、住民の皆さん方の考え方が変わったからこうなっているんじゃないくて、あくまでそれで進むということがあの規制を作っている国の方の考え方が、これガラガラ変わってしまった、というためにちょっと待っているわけでありますので、えーまた住民の皆さんのコンセンサス（意見の一致、合意）を得てうんぬんということではないだろうと、こんなふうにも思っています。ましかし決断した時には、これはもう大事なことですから大事な税金を使わしていただくわけでありますし、いつも言ってますようにあれもこれもじゃなくて、あれかこれかの選択をしたわけですから、他の事業が一部若干後回しになることもあろうかと思っておりますので、えーそういう時にはえー時を見てまた考えたいと、あの住民説明会ですね、と思っておりますがそのへんでお考えをいただけたらと思います。以上であります。

○4番（前田）

あの、私が平成7年に議員になった時、すでにマスタープランはできておりました。えーそれから二転三転して、確かに庁舎内って言うかね、病院のスタッフ含めてえー行政内での検討っていうのはホントにえー良くしてきた、ただそれが町民には分かってないですよ。であのう、今その町長が言った町の、あの国の

都合でもってちゃんとしたものが出せないでいる、だから私は今言っているんで立ち止まっているんですよ、町民にとってみれば止まっているんですよ、我々やあのう町行政は今そのなかで一生懸命もがいているんですよ、それは町民には見えないんですよ、だからそのもがいている姿も含めてね、私は情報公開という意味で町民に知らしめていく必要が、あるんじゃないかということを提示しているわけで、えー辰野病院の新築移転っていうのがね、えー町民の合意形成が成されなかったというところに、すべての問題が集約されていると思います。あのう町や県の方針に逆行しても、町民のために病院を死守したい、あるいはえー医療環境の悪化をなんとしても阻止したい、という町長の強い信念による病院新築移転方針であったと、いうことは私は理解しているつもりでありますし急迫した状況のなかでの決断であったと、少し勇み足だったかな、結果的にですよ、っていうこともやむを得ないことであったかなと私は思っております。しかし近道をするために、町民の合意と協力を得るための努力と手続きを怠ると、結果的に遠回りになってしまうということは、駅前開発問題を引き合いに出すまでもなく町長も十分承知している筈であります。急いだが故に手遅れになってしまったと、いうことがないようにこういう状況になったら、腹を括ってじっくりと腰を据えて、病院と医療環境を守るためにゼロからのスタートを切る勇気が、あるいは決断が今必要なのではないのでしょうか。町営から町立に名称が変更しましたが、町民の町民による町民のための名実ともに、町民病院に再生させるための決断だと思えます。あの町長一人で重荷を背負わずにですね、町民に町民の英知を信じて少しはその重荷を町民に託してみたらどうですか。答弁お願いいたします。

○町 長

えーまあその問題を混迷している状態のなかからもう住民の皆さんにぶつけてということで、ま確かに普通の状態でそんなぶつけ方をすると余計混乱を招くだけで、人心を惑わすだけであまりよくないというように判断をしていますが、これだけあのう医療問題、新聞紙上、報道に全国的にこう言われて大騒ぎになっておりますので、住民も皆さんも理解はいただけるかなと思えますから、それも一つの手かなと思えますが、まああのうさきほど言ったように十分研究はされてますので、その方向で進める場合には決断をもっていきたいと思えますが、今の新しい提案はゼロからの再スタートということでありますので、それはまたあのう考

え直さなきやならん部分もありますから、よくまた院長とも相談したりして、え一頃合いを見ながらまたもう少し国の方がはっきりしてもらわないと、もう問題を投げかけるようもないということでもありますので、え一ほんとに末端行政の辛さと言いますか、えそれで国が自由ですやりなさいって言いながらグングンとこう締めて規制ばかりはめて、まあはまっている状態で、やっ理論的にやれったって黒字になりっこないですよ、誰がどうやってみても。ましかしそれでもあのうやはり医療、さきほど言ったように人命第一義的度、同時年取ってやはり通院できる町内病院と、こういう思考だけは強いことは分かってきておりますし、私もこの間え一いろんな会合に顔を出して、大勢の人とこの問題言わなくても向こうからも、私からも投げかけたりして住民の皆さんに、あのう不特定多数の人に大勢行き会ってきておりますが、ま新聞に投書するしないは別にいたしまして、だいぶあのう議論は今のよう二つに絞られるということはよく分かっておりますが、もう一度あの説明責任っていうようなことがもしあるならば、よく院長と相談しながらあのう、え一検討はしてみたいとこんなふうにも思っているところであります。以上であります。

○ 4 番（前田）

それでは次の質問に移ります。え一明治維新以降、日本は憲法を制定し議会制民主主義を導入いたしました。そして中央集権的な行政システムを構築して、近代化の道をやみくもに突き進んできました。豊かさを求めて拡大と成長が最大の目標になり、そのために、行政運営は経済性と効率性が最優先されてきました。結果、日本は世界有数の経済大国になり、国民は画一的で良質な行政サービスを楽しむようになりましたが、引き換えに、家族や地域コミュニティーの崩壊を招き、地域の伝統文化の継承さえ難しくなってきました。そして、農山村にさえ都市文化の波が押し寄せ、農地や山林の荒廃は進み、共同体としての連帯感も薄れつつあります。130年以上続いた中央集権的な行政システムも随所で、制度疲労をおこし、抜本的な改革を余儀なくされ、平成12年に地方分権一括法が施行されました。180度の制度転換であり、明治維新に匹敵する大改革といわれるゆえんであります。この法が目指しているのは、地方自治体の中央政府への依存体質と、住民の行政依存体質からの脱却、すなわち地方自治体と住民の自立と自治を促すものであります。この法は功罪相半ばしており、地域の努力によって独自

色を出せる可能性ばかりか、地域間競争による地域格差を拡大させる可能性をも秘めているわけであります。辰野町が勝ち組になるか、負け組になるのか、これからの町行政と町民の「協働」にかかっているといても過言ではありません。町行政と町民の双方が自立し、双方が主体として対等の立場で議論し協力し合っ  
て、自らの地域を治めていくというのが、「協働のまちづくり」の本旨であります。したがって、厳密に言えば、主体の町行政に客体の町民が参加協力する「町民総参加のまちづくり」とは、まったく違う、新しい概念であります。当町も、こうした流れのなかで、平成16年12月には「協働のまちづくり町民会議」が提言書を提出し、平成16年7月には「辰野町まちづくり委員会」を設置し、この度本年8月に「辰野町協働のまちづくり指針」を策定いたしました。機は熟しつつあります。「辰野町協働のまちづくり指針」策定に次いで、今後すべきことは協働のまちづくりの具現化であります。そのためには、町、議会、町民の役割分担を明確にし、協働のまちづくりの考え方、進め方、仕組み、ルール等を定める、仮称ですけれども「辰野町協働のまちづくり基本条例」の制定が必要であると考えますが、町長の所信をお伺いいたします。

#### ○町 長

えそれでは3番目の質問でありまして、協働のまちづくりの指針、策定に次いでえーそれができておりますので、「まちづくり基本条例」の制定をというお話であります。えーま確かに一時よりはだいぶこの協働のまちづくりということが区をとおしまして、住民の皆さんや区民の皆さんに広がってきてだんだん意味が分かってきてくれたかなと、こんなように思います。ただ工事をやるのに町から資材を提供させていただいて、住民の皆さんの労務を借りていくらか専門家の人にもあの手伝ってもらってやる、これが協働、これも協働ですが、これだけではないってということも少しずつお分かりいただけてきているかなと、こんなふうに思っているわけであります。まこういなかで、えー条例をということではありますが、確かに継続的なシステム作りには、条例というものもとても大事でありますし、また「まちづくり指針」現在「協働のまちづくり指針」っていうものができておりますので、まだあの条例までのもう少し条例は、模索して足踏みした状態のなかでできた方が私は良いと思いますが、ま議員の方はえー「時来たり」とこんなふうな判断のようでございますが、検討はまたさせていただきますし、ま

たまちづくり委員会においてその件もまた相談をしてみたいと、こんなように思います。えー現在はまだまだもう少しこの「まちづくり指針」のもとでいった方が良いのかなというふうなこともあります。っていうことはもう少し幅広げて深く、より深く入っていかなきゃならん、ことがもう少し出るだろう、あるいは今までやったことでも精査されて切られるものもあるだろうと、こんなように思いますので、えそんななかで別になにをっていうことじゃないですが、やはり総体を把握できるものでないと条例として意味がないだろうと思いますので、検討はさせていただきますが、そんなふうに現在は捉えているわけでありまして。えーこの協働のまちづくりに対しましての、捉え方自体は全く同じであります。え「時来たり」と見るか「もう少し待つか」とこんなとこかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

#### ○4番（前田）

えー基本的には認識同じだと思います。ただ私が今日明日作れと言っているわけじゃなくて、えー条例制定に向かってね、え今度は動き出すんじゃないかということ提案しているわけです。なぜならばですね、お配りした資料の一番最後を見てください、最終ページ。あのう当町と他市町村と比較するのは、あの私は愚の骨頂であると思っております。あのうよそはよそ、うちのうちだからあの別に比較することはなんでもないんですけども、ただあのう質問するにあたってあのう調べていく段階で、え新聞にも出ましたのでね、あの駒ヶ根とちょっと比べてみました。愚の骨頂と言いながら比べてみました。でそこの一覧表にあるようにですね、当町とあの駒ヶ根市双方とも協働のまちづくりへの始動ですね、始まった時間、あの時間的差違は全くありません。平成16年ですよ、でえー内容見ても取り組み方法や内容も大差ありません。ただ大きく違うのはですね、えー駒ヶ根市は、うー改革と創造のまちづくり推進市民会議発足当初から、最終目標を「まちづくり基本条例」に据えております。だから最初もう発足当初から、最終的に条例をどうするかっていうことを議論をしてきているっていうことです。えーでその条例に据えて、そのためのステップとして改革と創造へのまちづくりのプラン策定、そしてえー市民参加と協働のまちづくり推進指針というものを策定しています。さらにパブリックコメント手続要綱制定して、環境整備にも配慮した上でえー条例案を作ったわけです。したがってあの時間は掛かっているわけです。

での12月議会の議案提案を見送ったという新聞報道がありましたけれども、えーまあ市長のコメント、ほぼこの内容で条例提案できると、市民会議などこれまでの検討成果を強調した上でまだ市民の理解が得られない、もう少し時間を掛ける必要があると判断したと、是非新市長のもとで議会検討を深め市民と意見を交換してもらいたいと、いうそのコメント出しているわけですがけれども、まあうがった見方をすればですね、市長選の争点として残してまちづくり条例に対しての町民の関心を高める、ま政治的判断だったかなあとと思いますけれども、まいずれにしても私は慌てることない、急ぐことはない、妥当な判断だと思ってます。まちづくり条例の制定は決して急ぐ必要はないわけで、えー条例制定に向けてのまず検討をすることが、えー重要でありますし更に、住民の理解と合意を得ることが重要であります。ただですね、「まちづくり指針策定」と「まちづくり条例制定」これはですね、似て非なるものであります。制定と、要するに策定と制定の違いです。指針は議会の議決が必要ありません。つまり単なる町の方針を決めたに過ぎません。場合によってはご都合主義による絵に描いた餅になる可能性もあるわけでありまして。え条例は議会の議決を必要としております。町に法的責任が生じ、実行しなければ条例違反になり、町の責任を追及されるという意味合いのものであります。したがって、条例は町が相当の覚悟と意気込みがなければ、制定できないのであります。協働のまちづくりを本気でやる気があるのか、あるいはお題目だけでお茶を濁すのか、今町の姿勢が問われているわけで、今日明日作れとは言ってません。条例に向けて動き出したらどうですかということを、質問しているわけなんです。町長の答弁をお願いします。

○町長

えーこのパブリックコメントなども含めましてあの、実は辰野町もやっておりますし、えそれからまた条例制定につきましてもいろいろ検討もしなきゃ、することの検討もしなきゃならんわけでありまして、えーまちづくり委員会を担当しております、課長の方からもお答えをしたいと思います。

○まちづくり政策課長

えーっとですね、あのま、進む方向は一緒かと思っておりますけれども、えー多少その位置付けと言いますか、そこらへんにズレがあるのかなという今お話をお聞きしたところであります。まこの「まちづくり基本条例」えー自治基本条例と言わ

れるものは、まあ地方自治法の補完的なものということで、その町のローカルルールを決めていこうっていう、そういう手法の一つかと思います。ただあの悲しいかな、この条例っていうのはどこのところを見ましても、罰則の規定というものは謳われておりませんので実行というものが非常にあの分かりにくいし、強制力もない条例であります。で作ることは簡単でありますけれども、なかなかその実が上がらないというのが、2001年からニセコを始めとする、えー各市町村で取り組まれた現実ではないかと、私は認識しております。で2つあの協働のまちづくりを進める上で、2つのポイントがあるかと思いますが、1つはあの住民の方に理解をされながら自分たちのルールだよ、という認識を共通に持った上で、えー意識の向上を図ってきました。まそういうような意識の改革をしていくという点が1つと、でそれをあのスムーズに進める、動かすための仕組み作りというものが、1つには重要になるかと思います。で現在、町の方ではこのえー協働のまちづくり指針をいただきまして、社協をはじめとするボランティア団体、各区、地域の団体の皆さんから、少しずつこう動き出していただいて、その実をまあ、なんて言いますか実になりつつあるというのが今の状況かなあと、思っているわけでありまして。でここでまちづくり委員の皆さん方を委嘱するわけでありまして、えーこの時に住民の代表の皆さん、それから議会の皆さん、そして行政というえー団体のなかでこの委員の皆さんを委嘱をさしていただきまして、えーそのなかでまほんとに実際にですね、動き出せるものに何が必要か、そのなかで実践的なそういうなんて言いますか、今日中村議員さんの質問にありましたけれども、手引き書等の必要性があればそちらを優先しますし、まちづくり条例があつてきちんとしたそういう議会の議決を経たものが、必要ということになればですねそういう方向でまた進んでいったらいいんじゃないか、そんなふうにご考えておりますので、これからもよろしくご助言をいただきたいと思っております。以上でございます。

○4番（前田）

えー町長のなかでパブリックコメント、うちもやっていると、確かにそうなんですけれど、駒ヶ根はパブリックコメント手続要綱っていうものをピシッと定めた上で、やっているんですよね。あのだから私が言っている辰野町それはありませんでしたっけ。

○まちづくり政策課長

はい。あります。

○4番（前田）

ああそうでしたか。私知りませんでした。じゃ同じですね。だからそういう意味では全く、駒ヶ根と辰野町進んでいる道は同じなんですけれども、ちょっとねあのう、詰めが辰野の方がなんつうかなあ、柔らかい、慌ててない、慌ててないことは私は良いことだと思ってますんで、これからの、お一ま協働のまちづくりの進め方に対して期待して質問を終わります。

○議長

今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は3時25分といたします。

暫時休憩 15:13

15:25

○議長

休憩前に引き続き、再会いたします。質問順位8番、議席13番、根橋俊夫議員。

**【質問順位8番、議席13番、根橋俊夫議員】**

○根橋（8番）

えーそれでは通告にしたがいまして、質問をしていきたいと思えます。え最初に超高齢化社会における今後の高齢者福祉対策ということで、質問をさせていただきます。えー平成18年の町の高齢化率、すなわち総人口に占める65歳以上の人口の割合は、平均で27%となっています。区毎にみますと大きな格差がありまして、高齢化率トップは上島区の47%となっておりますが、これは特別養護老人ホームの入所者をふくめた数字であり、実質的には川島区の36%下辰野区の35%が突出して高くなっています。さきほども議論がありましたが、今後団塊の世代が高齢者となる2015年には、町の高齢化率は30%を大きく上回り、川島、下辰野区では40%を越えるものと思われま。ところが、こうした超高齢化社会を迎えて、国は、社会保障費を毎年2,000億円以上減額する方針といわれ、その一貫として、高齢者介護に要する経費も削減の一途であります。具体的には、介護関連施設建

設の抑制、介護保険の報酬の減額、ホームヘルプサービスの削減など介護保険対象事業の縮小などとなっております。こうした状況下にあつて、今後の要介護高齢者に対する対応は、まず国に対して、介護保険の後退をゆるさないたかいを進めるとともに、町や地域において、元気な高齢者が要介護の高齢者を支えあう取り組み、すなわち「ささえあいマップづくり」やボランティアによる移送サービスなどのきめ細かい地域での取り組みが、必然的に求められてくると思われまふ。町はこの間、地区社協の立ち上げを推進し、現在17区中14の区で地区社協が活動を開始をしているようですが、活動実態は区により大きな格差があり、既に10年近く実施している区といまだ目処が立っていない区もあるようであります。また、実施している事業は、介護予防事業がほとんどであり、介護支援事業はまだこれからのようであります。そこで、質問ですが、地区社協活動の現状について、特に立ち上げが遅れている地区、あるいは活動があまりまだ進んでいない地区が現在抱えている課題はなんなのか、何が障害となっているのか、今後活動を前進させていく上で地区が解決していかなければならない課題と、その解決のために町として支援していくべき具体的な政策はどのように考えておられるかまづ質問をしたいと思ひます。

○町 長

え、それでは引き続き質問順位第8番の、根橋俊夫議員の質問にお答え申し上げます。超高齢化社会における今後の高齢者福祉ということでありまして、国の方が、あーやっぱり737兆円の借金があるというようなことで、国自体が儉約しなんで、すべての地方あるいはまた国民に対する、今までの出費金を減らしていくという方向を取っているがために、えーこういったことに対しましても福祉に関しましても、いろいろなものが削減されてくるということは事実であり、逆にえー対象者は増えているということはまあ間違いない事実であります。それで町に全てやれと言われてましても、これはもう交付金も切られているわけでございますので、地方としてはそれは太刀打ちできない。えー太刀打ちと言うよりも、おー自分たちでもってそれを担っていくわけにはとてもいかない状況にあることもまた事実であります。そこで今、地域社協ということで、えー質問でありますけれども、いずれにしましてもこれ横の繋がりを地域に合ったようにそれぞれの地域地域で違うでしょうから、連携していただいて自主的にボランティア的に行ってい

ただきたいということで、またほんとにきめ細かい福祉ということになりますと、やはりお金の問題ばかりでなくて、知っている人が分かっている状態で手助けするのが一番。あのその人にとっては、対象者にとっては一番好都合であり、えー暖かい手が差し伸べられるというわけでありますから、進めているわけであります。えーそれで各地でできてきておりますが、できてない所もあります。まこれもあるう特別何かがあってやらないとかいうことでなくて、えーやはり、んーま先進地の方、赤羽地区だとかそういうところがありますので、そちらの方の勉強をしていただくように町も今進めているところでありますが、あまりこの強制して町から押しつけてもいけませんので、区長さんを中心に、区長さんが長になるわけではないと思いますが、社協の会長を立ち上げていただいて、ま一番最初にできたのは樋口区がもう最初から社会福祉協議会っていうのができてっているわけでありますので、無理のない段階からスタートしていく。あまり全部町がやるような、あるいは国のやるようなことを考え過ぎちゃってできないのか、っていう理解の問題も多少あるんじゃないかと思いますが、ま担当課長の方からもまたお答え申し上げますが、そんな状況下にありまして各地でさきほど言ったように特別お金を掛けるっていうんでなくて、えーお互いに優しい、愛の手を差し伸べられるというようなこと、でそこで社会的弱者が救われていく、こんなあの気の利いた社協づくりこんなことをまた進めていくつもりであります。担当課長からお答え申し上げます。

○保険福祉課長

え只今のご質問にお答えしたいと思います。えー町の社会福祉協議会の方へ、でもって交付金をえー補助した地区は5地区あります。5つの社協で地域社協であります。でえー介護予防関係でえー実際にまあ活動していただいている地区が14地区あります。でえー社協の方からの交付金っていうか、まあ補助金につきましては立ち上げ時に10万円。それから介護予防事業の方に活動していただいている14地区につきましては、各年に5万円ずつ町の方から交付金としてお出ししています。実情、あるいは町の支援はそういうことでやっております。以上です。

○根橋（8番）

えー今町長の答弁のなかで今後まああのこれは無理をしてできる仕事ではないと確かに思います。でやっぱり人ごとで言えば、人づくりをしていかないとき

ないだろうと、しかもあの高齢者同士がやはり関わっていく形でやっていかないとできないだろうっていうふうに当然のことながら思うわけでありまして、そういう意味ではあのう、おー今ちょっと言われましたけれども、この人づくりへの援助をやはりしていくべきだろうっていうふうに思うわけです。次のあの町職員との関連のどこ移りますけれども、えーそういう意味ではあの町社協からのやっぱりあの支援による、そういう援助さらにあの今地区担当性ということ、町では取り組んでおられるわけですが、この地区担当職員の皆さんの活動って言いますか、えーそういう面での援助っていうのは非常に重要になってくるのではないかと私は考えております。えー地区担当職員の方はだいたい見ますと、地区その地区ご出身の皆さんが多いと思いますけれども、たまたまその、うーん保健福祉課等に勤務されている方は別として、多くの方はま福祉については必ずしも専門家ではない、と思います。しかし地区の実情はご存知でありますし、何よりも継続性というものがあります。今これを進める上で区長さんたちの悩みというのは、やはり1年ごとに多くは区の役員体制が代わるっていくなかで、どうやってこの継続性を持ってこの組織を運営していったらいいかって、ということが悩みだっというふうにかがってございまして、そういう意味でも地区担当職員の皆さんが、やはりここで関わってえー作るなり、あるいは活動を継続させていく、あるいは発展させていくという役割が大事ではないかと、そう思うわけでありまして。そういう点では地区担当職員の皆さんの研修等も通じて具体的に各地区、社協の活動に対して援助していくことが、大切かと思うわけですが、そのことについて町長の考えを伺いたいと思います。

○町 長

えーさきほどの質問に関連しまして、えー職員の地区担当制ということで、えー要綱ができてきております。えーこれに対しましてまた非常にまたやってみますと難しいことが一杯でてまいりましたが、えーしかし進めなきゃならんだろうと、ということで大変あるいはまたまずいところはカットして、良いところを残すように努力はしていきたいと、こんなように思います。えーそういうなかであのう、地区社協あるいはまたいろんなことなんです、いずれあのう自立的に歩まなければならない地区でありますから。それがまああの大きくなって町であり、えーそれがまた広域であり、県でありと、みんな自立ということになってまいりますの

で、そのほんとの原点がそちらにあるだろうと、一気に行って無理ですが、まあそういうところに関しましてまず、町とそれからその地区、自立していく地区の横の繋がり、横でなくて今度は間を繋いでいただく職員と、こういうような意味でやっております。えーたぶんその地区のえー担当者が多いだろうって言いますが、確かにそういう多いところもありますが、逆にこれはえーそのへんが困ったなと思ってるんですけれども、例えば一番建設などは使われますので、建設水道課の職員が5地区から指名を受けて、1人2人があちらこちらにも来いってというふうに言われるとことか、いろいろこうまあ矛盾点が出てまいりますので、そのへんをまた精査しなきゃいけないなあ、そういうところがまだ出てきております。まいずれにしましても、こういった地区であります、いずれあのさきほど当初申しましたように、課長の方から申し上げますが、えー町のこの地区担当職員が主導権握ってしまうとまずいと、いうふうに考えてます。えー言われたことは自分の専門でなければ、後日調べてきてこんなことがありますって報告をするとか、まああくまでもこの町との連携役であるというふうに考えていただいて、えーすべてオールマイティであって、すべてを指導的にリードできるってこういうものではないと、いうふうにもお考えいただきたいと思います。まあそんなことなかで、地区社協との関連でありますがあ地区社協に対しましても、お使いいただいて結構だと思いますが、さりとて全部その人たちができることではありませんので、まあ是非介護予防を中心に、もう少し地区社協の輪が広がっていただけたらと思います。え課長の方からもう少し詳しくあれば、お答えします。

#### ○根橋（8番）

えー今町の地区担当職員の今後のあり方について、あの前向きな考え方出されたわけですがけれども、当然あのその方が指導権取るっていうことでももちろんなくて、やはりそのう地区社協の活動を前進させていく上での、いろんな先進例の紹介だとか、あるいはこのちょっとしたこのポイントだとかそういうようなことをやはり保健福祉課でも連携取りながら、やはりあのう活躍していってもらおうというスタンスが非常に大事ではないかというふうに、思うわけです。特にあのうさきほどあの地区社協の関係では、今一生懸命やっただけでいる介護予防事業、これ非常に大事なわけですがけれども、同時にこれからはあの介護支援って言いますか、在宅が増えてくるなかでさらにあのう事業内容も充実が求められてくるわ

けで、そういう意味ではあのきめ細かなその、いろんなノウハウみたいなものも、えー地区社協として、身につけていっていただかなきゃならない自体が予測されるわけです。そういう意味でもあの、地区担当職員の方が大いにまた勉強していただいて、それを地区のま、区の役員あるいは地区社協の役員の方に、伝達をしていってもらおうという努力を、えー是非お願いをしたいというふうに思うわけです。であのう3番目の質問に移りますけれども、今度は町社協の活動について拡充強化ということなんですけれども、今町社協は今の地区社協への支援もやっていただけてますし、それからいろんなボランティア活動への支援、あるいは介護保険事業そのものもやっていただけております。でそういう意味では非常にあの自主的に町の福祉行政を補完する大きな役割を、まあ果たしているというふうに考えております。でこれから特に今まで申し上げましたような状況のなかで、とりわけ地区社協活動の推進だとか、あるいは町全体をやっていくうえで、町社協の果たす役割ってというのは、非常に大きくなっていくんじゃないか、それはなぜならば、地区社協は確かにあの大事で今後発展させなきゃなりませんけれども、全ての高齢者の介護、あるいはあの障害者の皆様への介護等々の福祉事業をその地区で全部完結できるなんて、とうていありえないわけでそういう意味では、あの町社協の事業の充実ということが、どうしても要請されてくるというふうに考えております。したがって、社協独自の体制の強化、具体的には町社協の職員の増員や、えーあるいは全体の体制の強化ということで、これはまあ社協の理事会等でお決めになることなんですけれども、実質この町社協ってというのは町民の皆さん、一人ひとりがこの出資をされたり、あるいは企業の方からも出資をされたりして、早く言えば町民みんなのこれは、組織というふうに認識もあるかと思えます。そういった点で、このまあ町長も実質的にこの町社協についても、指導的な立場におありだと思えますので、これ町社協の事業の充実、拡大についてはどのような考えがあるかお伺いをしたいと思います。

#### ○町 長

えー辰野町社会福祉協議会ですかね、これは前は町長兼務しておりましたけれども、今はもう民間ということで、これはあのう介護保険に対する一業者を町長がやっていることはおかしいだろうということで、国の方からの指導がありまして、今遅ればせながらどこでもそういうに変えてきているところであります。した

がいまして、一応独立している状態ですから、こちらの方からあの町の社協へお願いしなければならないことでもありますし、また逆に今までも継続的にお願いしている委託費も払っておりますので、それを充実して今後また地域社協との連携また、時代のニーズに応えたようなあの、介護予防からまた介護支援ですか、そのへんまで入っていけるようにヘルパーさんが今人数が妥当かどうかまたチェックしてみたいと思います。担当課長の方からお答え申し上げます。

○保健福祉課長

えー町の社協でありますけれども、えー現在えー町の社協では介護保険始まる以前の法人事業、あるいは介護保険、同日と同時に始まった介護保険事業それから町からの委託事業等でもって、えーを活動しております。でえー介護保険事業であります、町の社協だけではなく民間のえー介護に携わっている会社も同じだと思いますけれども、えー介護報酬等の見直し等によりまして、非常に収入も下がっております。そんなわけで苦しい状況下でありますので、職員の増減等につきましては慎重に社協の理事会のなかでも、対応していくということで検討はその都度されているということでもあります。以上です。

○根橋（8番）

えー確かにその介護保険事業社としての町との関係につきましては、そういうことも一理あるのかもしれませんが、さきほど申し上げましたように、あの町の社協はそれだけの事業ではなくて、地域社会への支援だとかその他のいろんなあのう、介護保険等は直接関係のない事業沢山やっておられるわけで、そのことをさきほど申し上げたわけですね。だからあのう、そういう意味で今のお話だと、全くと言うか今のところその職員の増員等を考えていないということのようではありますが、再三申し上げますように、介護支援事業っていうのはこれからえー地域へのもう必然的に在宅が流れがなっていますので、保険、介護保険だけでは到底、金銭的にもいろんな面でやりきれないっていう家庭が出てきます。そういう家庭に対してやはりある地域的に支援していくことが、大事じゃないかっていう視点から今申し上げているわけでもありますので、えーこれはあのうやっぱり、えー介護保険以外のそういったあの地域でのえー活動について、もう少しこの社協がやってくべきだと思いますがそのへん町長どうですか。

○副町長

えっと社会福祉協議会のですね、あのことにつきましては今あの議員さん言われたとおり、これからの福祉をえー進めていくなかではですね、社会福祉協議会、確かにあの介護保険もやっていますけれども、それ以外の仕事がこれからかなり重要になってくるのではないかなと思っております。でしたが、いまして今あの現在では、えー社協の方にですね町の職員も何名か出向させておりますけれども、これからのあの事業の展開するなかにおいてはですね、やはりその社会福祉協議会そのものの事務局長体制もですね、これから考えていかなければいけないのかなって、もう少し充実をしていかなければならないとすれば、それなりきのやっぱりあの権限もですね、事務局長に与えるような格好で進めていかないとなかなか福祉は、進まないのかなっていうふうに思っておりますので、これからそのさきほど来出ておりますとおり、職員の配置をどうにするかっていう部分も非常に大きな問題になってきますので、えー一定員数の問題も含めながらですね、そのへんをどういうふうに捉えていくか、ここ1、2年のなかではそのへんのところきちっと答えとして出してですね、あの早ければもう来年あたりそんな形で、できれば良いと思っておりますが、えー今あの町長側の会長はあの、退いてはおりますけれども、これはあくまでも介護保険の事業者としての立場があるので、割いているわけであってですねそれ以外の問題もありますので、そのためには、保健福祉課長が社協の常務理事として入っているわけでありますので、えー町があんまりその福祉のなかに、社会福祉協議会の存在を薄めているものではなくてですね、これからも重要であればそんなような体制を整えていかなければならないのかなと、こんなように考えております。

○根橋（8番）

え全く同感でありますので、是非そういう方向で進めていただくように要望して行って次の質問に移りたいと思います。

在宅療養を支援する医療と介護の機能分担、連携ということについて質問をしたいと思います。さきほど来申し上げましているように、高齢の要介護者の心身の状態というのは、まあ今後在宅が増えてくるわけでありますけれども、ま在宅であれあるいは施設に入っておられる方であれ、常にこの医療と福祉の間を行き来をされております。すなわち、在宅や施設で療養されていても、急性疾患になれ

ば直ちに病院に入院となりますし、その時点でえー保険、医療の保険、医療保険適用というふうになります。逆にまあ病院からは1～2週間で今度は退院を迫られれば、今度は介護に戻り、その際は改めてケアマネージャーさんによる介護プランの作成、あるいは施設の入所などが検討されるということになります。こうした一連の流れのなかで、そのたびに違うメンバーが対応していたのでは要介護者の状況把握は一貫性が乏しくなり、適切な介護プランが立てられないという恐れがあります。そのために、ま主治医とケアマネ、あるいは訪問看護ステーション及びヘルパーステーションの担当者等による多職種共同の形をとった支援チームの連携が大切であるというふうに言われています。まこうした取り組みはまだまだ、これからという課題であると思えますけれども、とかく縦割りいわゆる縦割り行政によりまして、医療と福祉の連携がえーなかなかこの十分でない、希薄な現状のなかでは、今後の方向としては極めて重要な取り組みだというふうに考えているわけですが、こうした方向性について町長どのように考えておられるか伺いたいと思います。

#### ○町 長

えー本来えー福祉医療とおっしゃいましたが、それに保健も加えてですね、保健福祉医療っていうのは、一体化されているものであるということでもあります。ま担当が違ったり管理の問題があって分かれているように見えますが、えーそれは町としてもできるだけ、総体的に連携が取れる状態で進めていかなきゃならない、本物の福祉医療までは進まないものと、こんなふうにも考えているところであります。したがって、できるだけいろんなあの方策を取りながら、えーやっぱり合体してやっていくこと、もちろん単独でやっていくこと。しかしやはりその裏ではしっかりと繋がっていて、えーその適宜に医療の方へ回すもの、福祉の方に回すもの、また保険を利かすものこのへんが合体してやっていきたいと、こんなふうに思っています。え担当課長からもお答え申し上げます。

#### ○保健福祉課長

只今のご質問でありますけれども、えー退院時にえードクター、それからケアマネ、希にあるいはそこにケースワーカーとも加わることもあります。それとあと町とでもってその方の、プラン等の現行のそういうチームと言いますかそうい

う組織でもってやっておりますので、またあのう医療依存の高い人のような場合には、えー今まで以上にそういう密度も回数等も増やすなかで、対応していく必要はあろうかとそういうふうを考えております。

○根橋（8番）

えー只今の答弁であのう、そういうことをちょっと今言ったんでなくて、一番はやはりこのキーマンと言いますか、一番この重要な点はドクターだと思います。この主治医がやはりそういうところに入っていくということは、今のなかではもう医師不足、今の病院の診療実態からとても無理ということは分かっておりますが、ま今後の方向としてはえーま両小野国保もどうなるか、ちょっと分かりませんが、けれども仮に例えば診療所になっていくような場合、想定した場合、やはりあの往診を重点にせざるを得ないだろうし、そういったなかでやはりドクターが今後、積極的に関わっていただくということがやはり一番大事な点だろうという点で、あの申し上げたわけでありまして、それについては今後あの是非先進事例を研究していただいて方向性を決めていただければ、ありがたいと思うわけです。であの2番目の方移っていきますけれども、それに関連いたしまして、ま病院のことについてはあの現在、議会でも今検討しているわけですが、えー病院の増改築は一旦おいとしまして、それと併せましてですね、えー訪問看護ステーションや小規模多機能型の介護事業所、あるいは今も申しあげました町の社協のま事務所なり事業所、あるいは町の保健福祉課などのこうした施設の一体化の問題であります。と一体化と機能の一体化の問題であります。で、えー識者によりますと、さきほど町長答弁ありましたように、もう先進諸国は、もうしなべて医療と福祉、保険というものはまさに一体で取り組まれておりまして、えー行政の部局もそのようになっているようです。ま長野県も平成21年度には、衛生部と社会部の統合がま計画されて20年度から準備に入るという状況のようです。でえーさきほども申しあげました、特にあの今後の高齢者が多い、多くなる地区では、えー再三私も申しあげておりますけれども、訪問看護ステーションの拡充だとか小規模多機能型の介護事業所の開設というのがま望まれており、どうしてもそういった施設の増設と併せてまた今申しあげましたチーム的な、対応も必要になってきているという現状ではないかと思っております。また医療現場、辰野病院あるいは両小野国保のいろんなお話をお聞きしても、今後やはり先生方も往診というもの

をやっぱり重視していかざるを得ないだろう、そういう意味で地域医療の拡充を  
考えていかなければ、病院としても生き残っていけないし地域住民も救われない  
というそういう点でのご認識をお持ちのようでありますので、やっぱりそういつ  
た点でもこの医療現場と福祉現場と連携っていうのは極めて大事だというふう  
に思うわけです。そうしたなかで今例えば町社協の現在の事務所、事業所行ってみ  
ますと、あまりに狭くてですね、事務所内の移動も十分にできない、あるいはミ  
ニデイサービスも奥の方でやっておられるようですけども、非常に場所も狭く  
てま、早く言えば日常業務にも支障があります。さらに今後の社協の町社協の拡  
充を考えた場合あれではあまりにも、えー事務所としていかなものかと。それ  
から昨年の12月議会で町長もこの今の保健福祉課の窓口問題で、やはりあの今  
ぬくもりの里の出入り口のような所で、町の保健福祉課の相談業務をやってお  
られるんですね、それであれではもう冬は寒いしプライバシーも守れないし、い  
かなものかということで議員の方から提案があったら、即座に町長は「何とか  
します」というに、珍しく即決されましてですね、何とかしますっていう答弁に  
なったんですが、えーこの間ずっと行ってみてもちょっと変わってないようなふ  
うに思うわけですね。でまああそこをちょっとあの小手先やっても、もうダメじゃ  
ないかと、それでいろんなこれからプライベートな相談も増えてくるなかで、町  
社協それから今の保健福祉課のハード面であれで良いとは、到底思われない。そ  
ういうなかでは今回、病院がどういう形になるにせよ病院とそれから福祉関係の  
町社協あるいは、えー介護予防の小規模多機能型の施設、あるいは介護予防事業  
所、あるいはあのを相談業務等々ですねとやっていく上では、えー医療と福祉が  
一体的となったような形でのやっぱり施設展開というものを考えていく必要があ  
るのではないかと。それでこのことについて、あの私ちょっと調べてみたんです  
けれども、国の制度がいろいろ、交付金制度があるようでありまして、えー町の  
実情に併せた形でいろんな組み合わせれば、まあ数千万規模の交付金も得ら  
れるようでありますし、それからメニュー型のいろんな交付金もあるようであり  
ます。でいろいろ、時間の流れで言いますと平成20年度に、21年から3箇年間の  
介護保険事業の計画策定の年度と聞いておりますので、そういったなかで来年度、  
20年度にこのこのことを検討していけば病院との関係も非常にマッチして上手く  
進んでいくのではないかとというふうに考えてるわけでありまして、病院の投資額、

当初30億円っていう話もえーどういう形にしろそんなに掛からないで進んでいけ  
そうな、あーいかなければいけないと思いますけれども、そういう状況でもある  
なかで、この部分に関しては一定の投資をしても、そのような形でやっていくこ  
とがやはり、医療と福祉これを連携しながら町民の今の要望に応じていく道だと  
思うわけですがけれども、今後の病院を、等の関連を考えていく上で町長のお考え  
をお聞きしたいと思います。

○町 長

えーっと、これはさきほど言ったとおりでありますので、細部にわたっていま  
すから、担当課長の方からお答えをしたいと思います。えー入り口のカウンター  
につきましては、あー何とかするというワケなんですけれども。えーどうなって  
いますか、そのへんも含めてお願いします。

○保健福祉課長

えーあの只今の質問でありますけれども、国の交付金であります。えー「地域  
介護、福祉空間整備等交付金事業」っていうのが国であります。でそれにつつま  
してはえー建物建設等におきましては、最高3千万円が、で頭打ちであります。  
それも1市町村で3千万円ということでもありますので、それを該当する事業が幾  
つかあれば、それを分けるんだよということでもあります。そんなわけでもあります  
ので、ちょっとあのご質問にありましたいろいろ病院あるいは保健施設等が一緒  
に、備わった施設ということでもありますけれども、そうすると膨大な金額になろ  
うかと思っておりますので、ちょっと厳しい面もあろうかなというふうに考えます。そ  
れと窓口でありますけれども、窓口は昨年えーそんなお話もいただきました。で  
えー今の窓口のカウンターの部分ですが、それも広めました。広くしました。そ  
れで以前からもやっておりましたが、えー普通の一般的な対応だけの、でよけれ  
ばあそこのカウンターでも話はしますが、えー個々のそれより立ち入ったあるい  
は細かなそういうプライバシー的なそういう相談等については、えー違う部屋あ  
るいは所へ行って話をするようにと、いうことで職員にも指導しておりますので、  
そんなふうに対応しているということをご理解いただきたいと思います。

○根橋（8番）

えーっとですね、あのう今えー保健福祉課の窓口の改善をどうのこうのってい  
うことを今言っているよりも、そういうことじゃなくて、「あそこで小手先のこ

とをやっても無理でしょう」ということを言いたいわけなんです。それでですねあのう、今何億も掛かるようなこと言ってましたがそういうことじゃなくてですね、これはそんなにあのう要するにそういう拠点施設が1個あれば良いわけで、そういうなかであのう、今言うようにですね保健福祉課、町社協、それから介護小規模多機能これはまた別途にお金が出るわけですし、それからあのう訪問介護ステーションこれもまた別途にお金が出るようでありますので、それらを総合的にですね、最初からできないなんてここで簡単に言うんじゃないで、えーやっぱり検討して行ってあのやはり積み上げていくという姿勢でですね、これはあの考えて来年度、20年度で考えていったらどうかと思うわけです。そういう意味で町長どうですか。

○町 長

えー本来はやはり医療まで全部合体してということになってくるんですけど、なかなかそれがあの現実的には難しい部分がありますから、段々に逐次やっていかなきゃならない。そういう意味におきまして今の福祉の部分のことに對しましても、えーまあ小手先って言われれば小手先ですけど、小手先から直していく場合もあるし、本来の本道に入っていく場合もあるでしょうけれども、おーそのシステムがですね、ちょいちょい変わっていますから国自体が、そういうなかでこう、また殻ガサガサ動かすことは非常にあの難しい部分があるんですけども、できるだけ連携取れるような、方向で変えてきたいとこういうふうに思っていることは事実であります。以上です。

○根橋（8番）

えーこれはまあまた次回もできるわけですがあれですが、いずれにしても20年度でこういったあの国の、これ既に私もいただいているんですけども、国の制度も十分研究したりして、是非ですねあの一番やっぱり要は町民の皆さんがやはり一番使い易くてしかも便利で、でそういうなかであのう願うことが実現できてきてくるっていうふうな、えー拠点を造って欲しいってことだと思えますので、そういう取り組みをお願いをしてですね、最後の3番目の質問に移りたいと思います。

これ町のリスク管理のあり方ということで質問をしたいと思えます。えー防衛省の汚職事件というのは未曾有の広がりを見せております。また、有名企業の相

次ぐ食品の産地偽造や賞味期限の書換え表示など、法令違反というのが連日マスコミを賑わしております、いわば底なしの法令無視の社会風土が大きな問題となっております。このような事態は、まあ法治国家としてあってはならないことでありまして、改めて全ての国民あらゆる組織が、みんなで決めたことはみんなですべて守るといって、法令順守の規範を確立していく必要があります。ましてや、地方自治体は法律と議会制民主主義住民自治によって成り立っている組織であり、率先して法令順守の模範とならなくてはなりません。ところが大変残念なことに、今年は辰野町が関係する組織で3件の不祥事が新聞報道されました。すなわち、町開発公社職員の食肉無断持ち帰り事件、両小野国保病院職員のセクハラに関する公平委員会への申し立て事件、そして町の埋蔵文化財の無届開発行為であります。これらの行為は行政への信頼を損なうものであって極めて遺憾なことであり、速やかな対応が求められた、いわゆるリスク管理に属する重大な事件であったと思います。さきほど若干議論もありました。然るに、これらの事件に共通することは、町民の皆さんをはじめ議会としても新聞報道されるまではこの経過は知らなかったというのが実態であります。また、これらの事件に関して、責任は担当者にあるとの立場から、最高責任者としての町長の謝罪は、開発公社を除いてはありませんでした。組織はトップの指揮命令で動いていると考えるのが常識でありまして、リスク発生時に担当者の対応だけを問題にして、最高責任者が謝罪しないのは、組織としての責任を曖昧にし、組織として持っているかもしれない真の原因についての認識をみんなで共有できず、結果として、住民からの信頼を大きく損なってしまうと考えるものです。それからもう一つさらにその次の課題ですけれども、病院やこの福祉職場ではですね、多数の職員が連日多数の患者さんや入所者の皆さんに対して治療や介護の行為を行っております。こうした業務に関しては、「ミスが発生するのは避けられない。ミスを起こすのが人間の特性であるというふうにはまず捉えて、次にどうしたらミスを少なくしていくことができるのかを、組織的に、日常的に、探求していくが大切である。」といわれています。「決して職員の責任追及を重点にはしない。」とも言われております。また3番目の課題に関しますが、事故やミスに関して、不幸にも訴訟や準訴訟手続きになってしまった場合は、当事者任せにするのではなくて、責任ある組織的な対応が必要と言われております。とりわけ、病院では、医師が日常業務で

ある診療に専念していく上でも、訴訟等に関しては、医師任せにしないで組織的にバックアップしていく取り組みが大切であり、これらの取り組みの有無は、医師確保の上でも重要なチェック項目のひとつになっているといわれております。え具体的に伺いたいと思います。まず最初に町長に伺います、第1に、職員の不祥事への対応として、発生したら速やかに事実関係を内部で調査して再発防止策を確立し、これらの情報をすみやかに公開して、町長自らが率先して管理、監督責任を認め、関係者や町民に謝罪するのが筋と考えますがどのように考えますか。え第2に、医療や福祉の現場では、どんな小さなミスでもまず徹底して報告させ、責任の追及よりは先に、まずその原因を究明し、再発防止策を考えていく、あらたな組織的な対応が必要であると思いますが、こうした対策についてはどのように考えていますか。3番目に医療訴訟等に関しては、開設者である町が責任を持って対応する組織的な対応、たとえば本庁の法務部門が顧問弁護士とも協議して対応していくということが必要と考えますがどのように考えているか、以上3点について伺います。また代表監査委員に伺います。18年度の辰野病院に関する監査報告では、「医療事故、院内感染等のリスク管理や日常の医薬材料の取り扱いに関しては、万全を期し、医師をはじめ職員が患者との信頼関係を築き、医療の透明性をさらに努められたい。」としていますが、この間の事故の実態、医療ミスの報告状況、事故やミスへの組織的な対応の現状についてどのように評価されているか伺います。また、医療の透明性を高めて、医療ミスの再発防止を図っていくには、具体的にはどのような対策が望ましいと考えておられるのかお伺いをし、質問を終わりたいと思います。

○町 長

え一早口で幾つも質問されておりますので、え一こちらの方はゆっくり簡単にお答えをしたいと思います。え一、まずは職員がどう考えるか、ということであります。職員同士の問題とかです。ね今あのうあまりこれ大きく問題出したくないんですけれども、お一セクハラっておっしゃいましたから、セクハラですが、セクハラになるかならんかって分からないんです。その時点で。それでえ一本人同士の問題でもあるわけです。これでもって例えば病院なら病院のなかで、え一医療的な問題だとかいろいろ起こしたというならば、また別ですけれどもそうではありませぬので、え一話合いをしていただいて、そして非常に法的に難しいこ

とでありましたので弁護士を間に入れて、そして二人でこれは示談で解決したということでもありますから、なおお二人の気持ちが全く同じで、口外一切しないで欲しいということでもありますから、あのそのとおりで解決した問題であります。えーまあ勤務内の問題であるからこれ公表しろって言うても、ですけどもまあそれだけの問題じゃなくて、そのあくまで2人だけの問題だったということで、セクハラになるかどうか分からないような状態であって、えーしかもどのように解決したのか2人の考え方ですから、そのとおりであります。えー一次は病院などで再発防止ということではありますが、当然医療事故などに対しましてはこれは安全委員会というものがありますから、それにキチッと掛けるように言うてありますし、そこでそれこそ内部で公表してえー必要であればまあ公表もしなきゃいけないんでしょうけれども、内部的に関係ない病棟の方でも全部それを、チェックしてえー次の自分の事故として捉えて起こさないように、注意をさしております。医療訴訟に対しまして、の問題ですがこれはちゃんと弁護士を立てて、そのように対処するように間違わないように、えー医療側にもまた相手側にも間違った判例・判決が、あの町の都合や病院の都合でもって不利にならないように、弁護士に相談しながらまあやっているわけであります。相手方ももちろんそれが不利だと思えば当然、弁護士も立ってきて医療訴訟を進めているものも、2、3案件はあります。以上であります。

#### ○代表監査委員

えーそれでは私の方から答弁させていただきます。えー病院におけるまず監査の状況について、えー説明をしてそれから答弁に入らして、丁度この良い機会でございますので、え監査はいったいどんなふうに行っているかというのを、なかなか町民の皆さん知らないと思いますので、概略を申し上げます。病院における監査の状況についてはですね、えー毎月26日前後に例月出納検査を実施しております。現金の出納や経営状況について検査しておりますが、その際病院の問題や課題について報告を受けております。また11月には定期監査を実施し、予算執行業務監査と経営管理業務監査をしております。予算執行業務監査では、予算編成や予算執行が適正かつ効率的か、経営管理業務監査では、事業は適正か、かつ能率的に管理運営されているか、特に医薬品や診療材料などの物品管理や施設など財産管理業務が適正か経営状況はどうか等を中心に監査をしました。さらに8月に

は決算審査を行い、前年度の決算について審査を行っています。えーその際も問題や課題があれば報告を受けております。えー只今質問のございました根橋議員の「医療事故、院内感染リスクの管理や日常の医薬材料の取り扱いには、万全を期し、医師をはじめ職員が患者との信頼関係を築き、医療の透明性をさらに努められたい」と、いう審査意見からのまあご意見ということを承知をいたしております。以上申し上げたあーそれぞれの監査で大きな医療事故やそれに関わる訴訟などが提訴されていけば、当然報告を受けておりますし、そのような問題があれば別途で事実についての調査や、監査をするようにしておりますが、本年はそのような事例はありません。現在係争中の訴訟では、1件ありますがこれは平成11年に事件が発生し、平成16年に提訴されたものであることは承知いたしております。また軽微のミスや事故はあるようございしますが、その個々の内容については報告は受けておりませんが、件数だけは報告を受けております。えー4月から11月までは29件というようなことで、簡単に言えば何ですか、点滴をして水疱ができたとか、あるいはベットからちょっと転げ落ったというような類でございまして、えー今申し上げたようにその内容についての追求はいたしておりません。まさきほど議員からおっしゃいましたように、どんな注意をしてもですね、人間である以上、ミスは起こるわけですし、えーリスク管理としてまず1点、小さなミスや事故でも必ず報告させよと。第2点、原因究明と再発防止を徹底させる。そして3点、病院内の職員間の信頼関係等、患者と医療スタッフとの信頼関係と常に築くこと。えー以上3点を事故防止策として、助言しておりますけれども、さらに徹底して、より信頼される辰野総合病院となるよう、監査委員として今後助言、指導していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○根橋（8番）

え時間がまいりましたので終わりますが、えまず一つ、1点だけあのやっぱりあらゆるこの間テレビ等で報道されているより、組織というのはやはり最高責任者がキチッとした対応示していくということが、信頼回復の基本であるということは、指摘していきたいと思っております。また監査委員さんの今の大変、引き続き是非病院につきましては、監査を強化していただければということをお願いいたします、質問を終わります。

○議長

進行致します。質問順位 9 番、議席 8 番、船木善司議員。

**【質問順位 9 番、議席 8 番、船木善司議員】**

○船木（8 番）

えー今年も余すところわずか20日程になりました。えー今年は地球規模的に温暖化が大きく取り沙汰されるなか、暗い報道が多かったところでもありますけれども、さきほど前田議員も前段お話がありました、一際感動を与えてくれました「星野ジャパン」これがありました。選手、監督、ベンチが一丸となって北京五輪切符を手にしたあのシーン、なかでも韓国戦からは強い感動をいただきました。力を合せば大きな感動も得られるという教訓を胸に、えー質問をさせていただきます。最初の質問は「障害者支援」であります。昨年度、障害者自立支援法の施行に伴い、従来の障害者福祉に対する対応が大きく変わったところあります。支援法の理念は言うまでもなく「障害のある人達が尊厳をもって地域で安心して自立した生活のできる社会を作っていく」ということにあります。こうした理念の実現には地域が、障害のある人々に対する理解や支援が不可欠であります。すなわち、地域の中できちんと普通に生きていくことであり、地域移行へと方向転換したわけでありまして。上伊那の代表的な大規模授産施設でありました、西駒郷は従来、500名の収容人員でありましたが、現在は約半数の260名の入所者、2018年には60ないし80名迄削減しようと、基本方針に沿って進めているようでございます。えー障害者の割合は人口の2%前後と言われております。人口の減少に伴い見かけ上は減少と考えられますが、平均寿命の伸びにより総体数は増加しているというデータが出ております。えーここで障害者の日中活動支援であります、各市町村の地域活動支援センターがその主体的役割を担っているのが現状であります。また一般就労に向けた前段の訓練場所としての位置づけを十分に担保していることも評価できる場所であります。このように、重責を担っている活動支援センターにも関わらず、床面積が一寸の余裕もないほど手狭な現状と聞いております。さらに現在、辰野町から伊那養護学校へ通学している生徒の進路希望調査では12名中10名が福祉就労を望んでいるというデータがあります。この10名が

辰野町の支援センターを希望すれば益々窮屈になるため、増床が望まれるところであります。ここで質問ですが、この現状をどのように認識しているか、併せて対応策があるならばお伺いしたいと思います。

○町 長

えー質問順位9番の船木善司議員の質問にお答えを申し上げます。最初は障害者支援についてということで、辰野地域活動支援センターの現状と今後についてということでもあります。えーどのように認識ということでもあります、なかなか思うようにいかない当初計画した時よりも、また入所者が増えているということで、同時にまたあそこは今現在えー県の事業に切替て、県単補助事業でもって2千万円を掛けて行っているところであります。定員が20名のところを今20名入所ということですから、ギリギリ一杯かなと思います。え今後またえーあその近くに、今使っていない施設と言いますか、建物もありますのでそちらの方へ精神の方を切り替えていったり、で近くて両方管理ができるかどうか検討をしているところでありますので、そのような状況でありますからまた県の方とも相談しながらまた良いえー手狭でないような方向にまた向けて、検討はしてみたいとこんなように思っております。以上であります。

○船木（8番）

えー只今の答弁で増床を考えているという前向きな答弁をいただきました。この増床による収容能力というのは、どのくらい増えるんでありましょうか。

○保健福祉課長

えー2千万補助申請、手を挙げておりますので、えーそれが2千万通った場合には5、6人のえー就労支援事業所として、えー開設できるかなというように考えております。

○船木（8番）

えー私も今申し上げました、ますます多くなってくるだろうと予想されますので、ここにも力を入れていただきたい、こんなふうに思います。

えー次はあの「居住スペース支援」であります。今年3月平出グループホームを建設し、こちらにもあの手を差し延べているということは評価できます。しかしその充足率は40%ほどかと思えます。これではまだまだ不十分であり今後も建設に努める必要があるかと思えます。当、充足状況についてお考えを伺います。

○町 長

えー、居住スペース支援という形のなかで捉えていきますと、グループホームということで、ご指摘であります、平出が2番目であり、北大出が北大出のまあ元の公民館が1番目であります。2つありますので、えーそういったことのなかで、またもっと進めていきたいと思いますがまたあのう、違った意味のグループホームは第一グレースのなかには、あの痴呆の方、痴呆軽度の方のグループホームもあるわけですが、ま今ご指摘のようなあのものに対しましては、2つであります。えーまだ少ないとは思いますが、これもまた地域のご理解を得たり、予算も掛かることでもありますので、えー絡みながら検討はさせていきたい、こんなふうに思います。

○船木（8番）

えーこれからも具体的にしかも前向きに検討を望みます。

えー次はこの法律により利用者の暮しがどう変わったかということでもあります。法律施行による大きな変りようの1つに「利用者負担の導入」これががあると考えます。利用者の1割負担、併せて施設利用時の食費の実費負担により今迄にはなかった家からの持ち出しが見られるということです。この制度を利用者を含め国民全体で支えていく為には、利用者も応分の負担はあつて当然かと考えます。しかし、持ち出しを考えた時これはいかなるものかな。支援センターでの就労に対する手取りの増額を図るべきではないかと考えます。このためには支援センターへ多くの企業が、多くの仕事を発注するこのことが必要かと思えます。これこそ民間が支える、地元で支える支援と考えます。町長の所信をお尋ねしたいと思えます。

○町 長

えーこの件に関しましてはまさにおっしゃるとおりで、できるだけえー受益者負担の1割とかですね、これ決まっていますんでしょうがないですが、実費まで持ち出すということになると大変でありますので、なんとかその施設でいろいろ考えてもらう。え稼ぎ出してもらう。えー民間の皆様方の会社にもお願い申し上げて、仕事ももう少し出していただけるようなふうにお願ひできないかと、こんなことも一案かと思えます。なおまたそんなことは全体で議員のおっしゃるように、あの行政、辰野町の行政としてもお願ひをほんとにしていきたいことであり

ますけれども、一応あのう上伊那圏域のなかでも全体的に検討して、捉えていくように話をしていきたいとこんなように思っております。以上です。

○船木（8番）

えー今後益々高齢化が進むなかでは、福祉行政の重要性これを再認識したところで、次の質問に移ります。

えー2項目目の質問は、20年度予算についてであります。日本経済は景気回復基調にあると言われておりますものの、アメリカのプライムローンの影響を受けている金融機関、多くあります。またドル安による輸出の鈍化、石油の高騰など日本経済にも大きな影響が波及しつつあり、国税も収入見込みを減額しなければならない現況であります。併せて地方経済が疲弊しているなかでの、予算編成は非常に大変かと思えます。辰野町では町税収入の増加が見込まれるところですが、特別交付税が対前年比46.8%の減少、臨時財政対策債の減少等、厳しい予算編成と聞き及んでおります。厳しい財政事情のなかでも、希望の持てる安心して生活できるという辰野町の予算編成でなくてはなりません。20年度主要事業は、また事業の目玉はどのようなものか、町長に伺いたいと思えます。

○町 長

えー今議員のご指摘のなかで、えー交付税の関係で40何%ダウンということで、おっしゃいましたがそのとおりでありまして、臨時財政対策債は15.5ですがそれはあの40いくつ下がるということは、あの一昨年のこの災害ですね。災害の部分が入っておりますので、それでだからもちろん下がるんですけども、そんなには下がりませんのでそんなに減ったら一発でもう、つぶれちゃいますけれども、ま参考にまであのご見識高く、それを捉えていただきたいと思えます。目玉事業はさきほど来出ておりますように、町営住宅の建設、こんな時期でありますけれども、やっぱりえー住宅供給、人口増のためにもということで、3億4,400万円ほど掛かりますが、平出の方へ着工してまいります。えこれはあの小野に次いで2つ目になってくるわけであります。えー逐次そういった建て替えも町営住宅の建て替えも、心がけていかなきゃいけないとこんなふうに思っています。ましかもそれも予算が付きますので、どうしても事が先に出ますので様子見ながらということになります。それからあの全国瞬時の警報システムということで、えーJアラームというものを導入して4千万円ほど掛かりますが、瞬時にこの、おー

説明いたしましたかねこれは。えー人工衛星の方から入った緊急速報を人手を借りることなく、あのう弾道ミサイルにしても、洪水にしても、地震にしてもみんなそうではありますが、そういったものをサイレンや音声を出して知らせるというものであります。このへんが2つ目の目玉事業になるでしょうし、また辰野パークホテルの指定管理者、これお金掛けるだけが目玉じゃありませんのでこういった公社から民間への企業へと、これも事業の一環として大きく捉えていただきたいと思います。また153号線の徳本水カーブいよいよ着工に入っておりますので、えー今年度着工できればと思って、橋台思っているところですが、まああのう来年度の大きな事業に目玉に入ってくるだろうと思います。え天竜川河川改修でえー釜口水門の430t放流に対応できるような、激特事業、激甚災害のなかの激特事業もあの導入してまいりたいと思います。えーあとはまだ今この時点では、申し上げられませんが大きな問題、心配いただいている皆様とともに、国の方にも掛け合っていたいただいた問題がスタートすれば、これも大事業になりますが、今、今日時点ではまだえー今日の時点では目玉事業としては、取り込むことはできませんので、お分かりいただきたいと思います。以上です。

○船木（8番）

えーさきほどの特別交付税の46.8%ですが、これはあまりにも多く減少するあの、災害が多かったためということとは分かっておりますけれども、数字が大きいためにさきほど申し上げました。

えーそれではあの次ですけれども、厳しい財政事情は十分に認識してつもりでありますけれども、辰野町民の最大の関心事は病院問題であります。さきほど中谷議員、前田議員の病院問題質問もありましたけれども、私は少し切り口を変えて質問していこうと思います。えー昨年度議会で移転新築が採択され設計まで進んでの突然の凍結から、多くの議員が賛否両面の質問をしてきたところであります。病院の移転新築については「予算編成過程でその具体策やスケジュール等を明らかにしていくこととなる。」更に「今後の国の動向等を見ながら対応していく方針である。」との町長の意向を先日の議会招集挨拶及び新聞で確認いたしました。今大多数の町民は、どのような方向であれ、いつ公表されるのか、凍結がいつ迄続くのかここに注目しております。町長の発言のなかで「予算編成と平行して考えていく。」と言うことは1ないし2月頃公表可能と受け止められます

が、町長のお考えをお尋ねいたします。

○町 長

え病院問題の今後の真の決断ということではありますが、えーさきほど言ったとおり、がんじがらめの国の規制のなかで、やってかなきゃならないわけでありまして、そのなかの国の方の、えーまだ発表されていないもの、概要は分かっていますけれども、得に総務省のガイドラインなどがまだキチッとした数字が出ておりません。だいたいこうなるだろうという予想はつくんですが、まそういうことも加味しながら、そうしてまたえー辰野病院として住民の皆様方のだいたい世論も、さきほど言ったとおりまずは「人命に関する問題は、他の事業よりも優先すべし。」ということ、第一義的であるということ。もう一つの住民世論の大きなあの集約は、年取ってから通院できる町内病院と。非常に強い要望があつた小さな声ではありますが、沢山増えると一番圧倒的な声になりますので、えーそれに向けてとにかく病院をなくすわけにはいきませんので、えーま形態その他も検討しながら、あの逐次発表とこういうようなことになってまいります。まそれで、えー国の方が数字がはっきり出ればあれですけれども、まそうかってそんなにいつまでも地方は待たせないだろうと、えー建て替えを必要としているのはどうも辰野ぐらいしかないもんですから、どうも辰野に合わせてやってくれてないみたいでして、他はただ運営をするかしらないか、ま今のところ数字がはっきりされなんでも、運営だけはできておりますので、それでただ決まった数字だけ導入していけば良いってことですが、辰野はその運営に合わせて建て替えもしなきゃいけないということで、ほんとに大変なことでえらいことだと思っておりますが、えー逐次そんなようなことで、明らかにしていきたいとこんなように思っております。ちょっと、日付はちょっとははっきり言えなくて申し訳ないですが、予算査定の中の中なかでは、明らかにしたいとこういうようなことだけは、捉えていただきたいと思っております。以上です。

○船木（８番）

えー町長の厳しい胸の内をお聞かせいただいたような気がいたします。ま時期的にとというのは、非常に厳しいことかと思っておりますけれども、えー発表できる時点です、次の点も具体的に公表いただけるかどうか、ということでもあります。ままず病院規模、新築場所、救急医療をどのように考えていくか、休日等の輪番制に

どう対応して考えていくか、併せて、繰出金など一般会計に与える影響と経営見込、等々細部にわたって公表をともにできるかどうか、というところですがいかがでしょうか。

○町 長

え当然あの病院に備わった運営形態、また規模、場所でありますのでそのへんも明らかにできるだけしていくつもりでありますので、ご理解いただきたいと思えます。なお輪番制は広域のなかで3病院がやっていることでありますから、辰野病院もそれを受けていかななくてはならないということであって、えーこの輪番制に対する国の補助が、またこれも切れちゃいましてなくなっちゃいまして、上伊那広域一斉に来なくなりましたが、上伊那全体で出し合ってえー辰野病院の場合は少し下がりますけれども、あの3病院が上手く分け合って輪番制を、まそれだけ一つの補助としてですね、ほんとの補助です。えーそれで全部できるわけじゃありませんが、あの使わしていただいて進めていきたいとこのようにも考えているところでございます。現状はそんなところでございます。以上でございます。

○船木（8番）

えー只今病院問題に町長答弁をいただきましたけれども、町民の方々のモヤモヤがまあ相当個人差はあるだろうと思えます。ある程度スッキリした方、まだまだ足んねえかなあ、そんなふうに思う方おるかと思えますけれども、まそれはともかくとしてできるだけ早い時点での公表を望むところであります。

えーそれでは最後の質問に移りますが、町内道路網の整備についてであります。辰野町の道路整備の立ち遅れについては、過去多くの議員が質問し問題点を洗い出してきたところでありますが、前進しない現状に多くの町民が失望をしております。道路網の整備は町の活性化のバロメータとさえ言われております。町の活性化、「まちづくりはすなわち道路整備にある。」と考えます。道が整えば産業の振興や、生活基盤の整備等が加速度的に進行することは過去の実証が物語っております。辰野町は3方に繋がる交通の要衝であると、町長は何回も述べてきておりますが、残念ながら辰野町は南信地域のボトルネックであると言わざるを得ません。町では都市計画ガイドが策定されこれによって進められているものと考えますが、課題も含め進捗状況のほどをお伺いいたします。

## ○町 長

それではあの次の道路問題につきまして、船木議員の質問であります。これに関しましてはちょっと今あのう、総花的なあの概論の話の答弁でありますのでとても大変であります、結構これ道路何もやっていないっていうわけじゃなくて、えやっている部分があるんです。ご指摘の所は主要幹線道路で県道と国道であります。えーまそのなかでも平出交差点は都市型の交差点に生まれ変わりましたし、それから後下町につきましては今ドンドン今、これから進んで今計画が入っております。えー町道では中道線ができあがったところでありまして、えー北大出地区では南原線もできあがったところでありまして。また新町の方では、後山工業団地へ一本直角にあの 153 から持ち上がっていく道もできたわけでありまして。え同時にまたえー竜東線、竜東線はこれあのう今も言いましたように、下町はこれからですが、それ以南の方はずっとできあがってもう3、4年以上経ちますか。一軒だけちょっと歩道のない所ありますが、というように心がけてやってはいるんですが、えー結局住民の皆さん方は納得するようなやはり、ボトルネックになっている所の解消はできておりませんので、えーさきほど前からの質問と同じように羽場の交差点を中心とした、153号線、春日街道線、また与地辰野線あのへんの整合性も図りながらまた改良を図っていくように努力したいと、こんなふうに思っているところであります。以上であります。

## ○船木（8番）

えー一只今町長の方からお話をいただきました、具体的な問題はこれから質問をさせていただこうと思います。まずその最初は、さきほど答弁いただきました20年度目玉事業であります、国道153号線徳本水ミニバイパスがもたらすこの周辺の振興策についてであります。当地籍は測量杭も整然と並んでおり、新年度からの着工が待たれるところであります。改良の話が持ち上がったのが25年前、25年にしてようやくの着工ではありますが、この場所での悲惨な交通事故がこれからは、なくなるであります。非常に喜ばしいことでもあります。ミニバイパスと横川川間の土地の有効利用について、地権者のご理解をいただきながら、例えば「道の駅」などの振興策についてなんらかのお考えがあるのかどうか。町長の所信をお伺いいたします。

○町 長

今現在は「道の駅」という考え方は持っておりません。えーということは他にもあるかって言いますと、他にもまだ考えていないとこういう意味であります。えーあそこは降ったり吐いたりというなかで、地権者に相当迷惑を掛けました。えー当時はあそこを野球場持って行って、丸山球場の方を潰して野球場を向こうへ、駐車場付きのそれから夜暗くても電気を付けれる、今丸山球場は駐車場もないし、電気も民家があるので付けられないということで、逆にあのう住宅を丸山球場の方へ移してってというような構想もありました。えー今後果たしてどうなるか、2、3mの盛土が必要になってまいりますので、よく地主さんあたりと話しながら、また地権者との希望も聞きながら対応はしていきたいとこんなふうに考えているところでございます。以上であります。

○船木（8番）

えーここの振興策については、道の駅と断定するわけではなくて、例えばというふうに申し上げました。前向きに検討を望むところであります。

次は国道153号羽北地区の交通渋滞についてであります。国道、県道のことであり直接管理していないとはいえ、朝の交通渋滞情報に羽北地区の情報が、毎朝放送されておりますことは町長もご存じのことと思います。えー春日街道の延長についてはさきほど成瀬議員の質問とダブりますので細部は省略しますが、山合いの辰野町では、春日街道の北上を153号バイパスと捉えるのが極普通かと私は考えます。町内南北に153号バイパスとして建設するならば、辰野町の活性化に資すること、非常に大きいものがあると確信します。数年前、地元町会議員が春日街道の北上を一般質問し、答弁は「検討する。」ということであったと聞き及んでおります。次に当地区交差点についてであります。交差点の右折車両が渋滞を引き起こしているという現状であります。右折レーンさえあれば渋滞は大方解消されるものと考えます。羽北地区のこの渋滞をどう捉え、解消策があるならばどのように取り組んでおられるのか、さきほども概略お聞きしましたが再度答弁をいただければと思います。

○町 長

それではあのう具体策につきましては、さきほど来私の方からも答弁をしておりますので、課長の方からまとめてこのへんはお答えしたいと思います。よろし

くお願いします。

○建設水道課長

えーそれではあの一、羽北地区の交通の問題について具体的な話をえー、お話をしたいと思います。えーさきほどあの成瀬議員さんにもお答え、町長の方からお答えしましたが総体的な流れはそういうことであります。えー具体的には県の方には今、こちらの交通問題については非常に興味を持っていただいております。えーポイント的な交差点の改良だけでなく、道路網をどうしていくかっていう観点のなかで、研究をしていただけるっていうことをお聞きしております。まそのなかでえー長期的にやらなければならないこと、中期的にやらなければいけないこと、で短期的にやらなければいけないこと、で至急やらなければいけないことを整理をしてえー順番にまあやってみよう、ということでもあります。まああのうバイパスっていう言葉もありますが、現在えー南の方では伊那バイパス、伊南バイパス、それから伊那バイパスと伊南バイパス繋ぐバイパス等の計画が大きな事業として進んでいるなかで、ちょっと北の方は153のバイパスっていうことについては、非常に事業的に予算付けが難しいだろうっていうふうに言われてます。ただ春日街道につきましてはまた、中央道でありまして別の予算でできるのではないかとということではありますが、それにしても全体の計画がないと交差点等についても大きさの問題、えー等もありますのでえー将来手戻りにならないような事業をしていきたい、ということでもあります。えー県の方では年内にですね、業者、まあプランを書く業者さんの選定を進めていきたい、まそのなかでえー地元の皆さんも一緒に関わっていただいて、えー町、県、そして地元の皆さん、これでプラン作りに参画をしていただくと、こういうことを話をされておりました。えー具体的には今年度19年度で動き出すかなあということ期待をしております。以上です。

○船木（8番）

えー春日街道の延長、それから何箇所かの交差点右折レーンの増設、この地域は町長が今まで提唱している一大居住拠点構想の魅力を十分備えている所と考えます。「道づくりは人づくり」を再確認し今年6月、道路基金条例の一部改正が成されました。道路基金をいかに運用していくか、併せて辰野町の税収増、交付税の増加を望むには人口の増加対策と私は考えます。いかがでしょうか。所信を

伺えたらと思います。

○町 長

非常にあの質問が高度な質問過ぎてちょっとなかなか答弁に難しいところで、もうすこししゃべってから質問かなあと思ったら、もう途中からポンときちやうもんですからえー困るところであります、ま「道路基金条例」はこういうあのう厳しい時にはありますけれども、まず種を持っていなければその何も動きがつかないということで、えーま今まで予算組めばできないとこまで、3月いけば全部使っちゃえってありましたが、今はもうえー予算で余ったところをみんな町へ返して、そして少しでも次の年度に繰り越しができるように考えているっていうわけでありまして、そんなかのほんの一部を道路基金条例として作らしていただいて、まそこでいずれにしても種を持って、それからあのお金のある時にまた膨らめるなり、あるいはえー国庫、あるいは県の事業に対する町の負担金に充てるなり、えー町単工事に充てるなり、まそんなにあのう沢山は一気にいかないとは思いますが、えーゼロでは話にならない、ゼロはいくら掛けてもゼロだということでありまして、へんな理屈を申し上げますがま少し貯めておいて道路整備に充たっていきたい、有効に活用していきたいとこんなふうにも考えてたところであります。ただ一番良いのはやはりえー国は国で100%持っていただくのが一番ありがたいわけでありまして。県も県の方ですので地元分担金を取らずに、町道とでも緊急地方道とか特定地方道いろんなあの制度もありますので、その分を入れて、できるだけ町の自分の実費だけでやるようなことはしないように努力はしたいと、こんなように考えております。以上であります。

○船木（8番）

え一言葉足らずなら申し訳なかったというふうに思いますけれども、私はさきほどからあの質問をしております、国道、県道の大々的など言いますか、長期的なビジョンに立っての改修、これが必要でしょうと併せて町道もこれに繋がるということになれば、いろんな計画も作らなくてはならんだろうと、それらに対する基金の使い道というのが明らかになってくるのかなあ、という気もいたします。いずれにしても透明性のある使途、これを望むところであります。えーこの道路問題は今申しあげましたように、長期的なビジョンのもとに喫緊の課題にも取り組むべきであり、併せて計画段階から地元の方々とともに作り上げていくと

いうこの重要性を確認できましたので私の質問を終わります。

○議長

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本日は、これにて延会といたします。なお明日の会議時間は午前10時といたします。長時間大変ご苦労さまでございました。

延会 午後4時 45分

第7回辰野町議会定例会第8日目一般質問会議録

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 平成19年12月11日 午前10時
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	中村守夫	2番	矢ヶ崎紀男
3番	永原良子	4番	前田親人
5番	宇治徳庚	6番	宮下敏夫
7番	成瀬恵津子	8番	船木善司
9番	三堀善業	10番	中谷道文
11番	岩田清	12番	山岸忠幸
13番	根橋俊夫	14番	篠平良平

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎克彦	副町長	赤羽八洲男
教育長	古村仁士	総務課長	平泉栄一
まちづくり政策課長	小澤辰一	住民税務課長	野澤修一
建設水道課長	根橋正美	産業振興課長	桑沢高秋
保健福祉課長	赤羽敏明	会計管理者	加島範久
教育次長	白鳥義政	病院事務長	金子文武
福寿苑事務長	小沢睦美	消防署長	丸山均
両小野病院事務長	増沢秀行	開発公社常務理事	竹淵光雄
代表監査委員	小野真一		

6. 地方自治法第123号第1項の規定による書記

議会事務局長	竹入俊男
議会事務局庶務係長	飯澤誠

7. 地方自治法第 123 号第 2 項の規定による署名議員

議席 第 9 番                    三 堀 善 業

議席 第 10 番                  中 谷 道 文

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので第 7 回定例会、第 8 日目の会議は成立いたしました。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。10日に引き続き一般質問を許可してまいります。質問順位10番、議席 9 番、三堀善業議員。

**【質問順位10番、議席 9 番、三堀善業議員】**

○三堀（9 番）

おはようございます。えー私ども 4 月に選挙を受けて、今日まで早 9 箇月近くになります。月を重ねる毎にしたがって、その重み多くの人たちから叱咤激励され、活動の期待をされそれが増してきて、ま今更ながらその立場の重みと大切さを感じております。今後更に、議員相互の協力精進を重ね、改めてその意を強くしているところでございます。私は今回の通告してある 3 点ほどの質問でございますけれども、教育関係を取り上げまして全て教育長に質問いたします。お願いいたします。最初の全学年に同一課題ということで定期的に設定して、学習をま統一理解を図るという抽象的な少々分かりにくいかと思っております。全学年に同一課題と言いましてもちょっと分かりにくいかと思っておりますので、なるべく簡潔に説明いたしますので、お答えいただきたい。え現在あのう川島小学校この 19 年度 4 年 5 年生が複式学級ですが、特に何かそれに対して問題があるか、まああればお答えいただきたい。また少子化の時代です。他に複式学級が行われる可能性があるかどうか。あればどの学校で何年ごろかということも含めてお伺いしたいと思っております。

## ○教育長

おはようございます。えー三堀議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

えー複式学級ということに関するご質問でございます。え国の法律によりますと、「隣り合う学年が足し算をして小学生の場合16人以下の場合は複式学級にしない」という法律があります。ただし1年生を含む時は8人以下。これが国の法律であります。県の法律は法律というか、決まりはもうちょっと緩やかになっておりました、えー小学生も中学生も、あっ失礼いたしました。「中学生については国の法律は8人以下」こういうふうになっております。で県の基準でいきますと、「小学生も中学生も8人以下になった場合は複式学級にしない」と。ただし小学校1年生と小学校6年生の場合は、えー特例によってもっと少なくとも1学級を編成してくれる場合があるというふうになっています。えーそこでえー辰野町の学校につきましてはですね、今三堀さんもお指摘のようにですね、川島小学校で現在4年生と5年生がえー複式学級を編成しております。でこれから後の予定はあるかということでございますが、来年は川島小学校は複式学級クリアできます。6年生ですので特別加配になるということで、したがってえー町内の学校また川島小学校につきましても、複式学級は20年度はありません。で21年度もございません。22年度以降ですねえー再び川島小学校に複式学級が、存在する。1ないし2くらいの複式学級ができるかもしれません。現在のところの予測できる数字でいうとそういうことになります。ただ非常に微妙な数字ですので、転出入によってえー変わるかもしれません。現在予測されている数字ではそういうところでありまして。えーとそれで複式学級の問題点はあるかということでございますが、えー1つのクラスに別の学年と一緒に学習するわけですので、えー非常に困難さがあります。というのはですね、学年によってはですね、えー一年間の学習時間が違ってきます。これも国の法律で決められているところでありまして。「学習指導要領」によって決められているところでありまして。えー一年間の授業実数が違う、だから違う学年がいると下の学年はもう今日今回帰りなさいと、上の学年だけでも一回やりますよって、もう一時間やりますよと、というようなことが行われる可能性がある、可能性って言うかそういうにしなければならない。また教科による違いもあります。例えば小学校1、2年生は生活科というのがあって、理科と社会科はありません。えーとそうすると必然的に、えーおまえさんは理科

やりなさい、あんたは学年違うから生活科をやりなさい、ということをして1つの教室のなかでやらなきゃいけないことが起こってきます。えーそれからもちろん、教科書も違うわけでありますから、同じ国語の時間にしてもあんたは3年生の教科書読みなさい、あんたは4年生のを見なさいってこういうことになるわけで、非常に難しい点があります。でまたえー話合いをしようって言ったって、別の学年の別の教科書で同じ話合いをするわけにはいきませんから、もう別々にやらなきゃいけない、非常にそういう点で言うと、複雑で困難な授業が展開されなければならないということになります。また先生は両方の授業を一度に用意してこないといけないということがありますので、これは非常に大変でありますし、発達年齢の違う子どもたちが、同じ教室で生活することはなかには困難なこともあります。ただしそれはあのう、大きい子どもが小さい子の面倒を見るような良さも出てくることもありますけれども。まあそういうわけでありますので、えーそういう点で言うと、非常に難しい点が出てくるだろうと、こんなふうに考えているわけであります。以上です。

○三堀（9番）

さきほど議長の許可を得ずに発言してしまいました。大変失礼いたしました。申し訳ございませんでした。まだ1年議員ということであがっております、なかなか自分の思うような行動が取れずに相済みません。今後気をつけます。

それでは次の質問をいたします。えー只今教育長の言われましたように、教師も二つのあるいは複数の勉強しなきゃならんとか、いろいろの問題があり、また大変だろうと。まそのなかで、やはり複式学級の有利な点、ま不利な点も沢山あるとは思いますが、有利な点、そしてそれを学年を超えて勉強するということについての有利な点があるかというふうに考えます。まその複式学級を避ける方法があれば、不利な点を解消するためにはその方法を取っていただければいいんですけれども、その不利な点だけでなく複式学級による有利な点、そしてその成果につきまして、教育長の方で把握しておられることがありましたら、お聞きしたい。お願いします。

○教育長

えー有利な点、今さきほど1つ言いましたけれども、大きな子が小さな子の面倒を見るとかですね、えー先に習ったことを次の学年に上の子が教えてやるとか

ですね、というようなことはできるだろうというふうに思いますし、それからあの複式学級のみでなくてですね、全校一斉の学習をすとかですね、全校一緒にいろいろな活動をするということは、あの今でもいくつかの事例のなかにあるわけでありますので、そういうことを拾って複式学級のなかでやっていくということも、考えられるというふうに思います。教科の授業なんかはなかなかやりにくいわけですが、行事的なものでありますとか、えー文化祭的なことでありますとか、そういうようなことは十分できるわけであります。えー今連学年と言いますが、えーと4年生と5年生とか、3年生とか4年生というのは連学年っていいですが、連学年でものをやったり、あるいは全校一緒にやったりすることそんな活動は沢山あります。例えば児童会の活動、生徒会の活動なんかはみんな全校のなかで縦割りでやっていることが多いわけであります。でそれなりの良さがあると、上の者がリーダーシップを取って下の者の面倒を見ていく、こんなことがあるかと思ひますし、それから運動会とか音楽会とかクラスマッチとかいうようなことはみんな全校一致してやっておったりですね、えーまああのこの町内の学校で、やっているとかやっていないとかいうことにかかわらず、いろんなことを言ってみれば、えー例えばマラソン大会があるとか、あるいは縄跳びの記録会をすとかですね、私前いた所では、えー小学校1年生から6年生まで全部あの、冬場は縄跳びをやりましょうということで、えー体育の時間でも空いている時間でも、えー1ランクから50ランクくらいまでのランクを決めておいてですね、えー学年に関係なくクリアしたものはランクが上がっていくというような競争大会をやったことがある。そういうことには非常に良いだろうとこんなふうに思ひます。またえー講演会を一緒に聞くとか、意見発表会を一緒に聞くとか、また朝の読書である、一斉読書であるとかですね、えー読み聞かせだとかあるいは部活動、クラブ活動ドリル活動というようなものは、あー同じ問題でないにしても問題を変えるなりして、やれば縦割りの活動としては十分できることがあろうかと思ひますので、複式学級、低学年でも利用すれば十分できる活動はあるだろうとこんなように思ひます。ただ教科の学習については難しいものが沢山あるだろう、こんなように思ひます。

○三堀（9番）

これから後に質問しようと思ひているところまで、ちょっと言及してしまいま

したけれども、引き続き質問いたします。えーま基本的には1年生は1年生の勉強、2年生は2年生の勉強というような形でそのことを否定するわけでも、また変えようということではございません。1年から6年まで統一の学習、一つの課題をもってみんなが学習する機会、教室のなかで今教育長の言われたように、クラスマッチであるとかあるいは、えー音楽会とかいうことでなくて、それももちろんですけれども、教室のなかでの学習ということで、年間数回ぐらいは全校の生徒が学習する機会があってもよいのではないかと、これももちろん低学年の子どもたちには丁寧に時間を掛けて、理解させる必要があると思います。そうして、1年から6年までの子どもたちの答えが、どのような形になって同じ課題に対して、同じ質問に対して、同じ勉強に対してどのような答えが出てくるか、これは非常に興味深いものであらうと思います。ま現在、義務教育でそうした学年を超えての学習をすることがありますか、どうですか、現在辰野町でそのような形を取っている学校があるか、あるいはそういう時間があるか、それをお聞きいたします。

#### ○教育長

えーっと行事活動等でなくてということですので、たぶん教科の授業ということだと思いますけれども、教科の授業で1年生から6年生まであるいは中学の1年生から3年生まで、えー全部同じ課題で学習するということは、非常に難しいと思います。えー例えばさきほどもちょっと申し上げましたけれども、全校ドリルをしましょうっていうことはできるんですけれども、ドリルの中身は一緒にすることはできないだろうと、内容は違ってこななければいけない。それから朝の読書をみんなでやりましょうと、これはできると思いますが、同じ本を読んで感想文を言い合いましょうってこれは、1年生から6年生までやっても難しさがあるだろうと、いうふうに思いますので、えーできる可能な例えば4年生と5年生ならできるっていうのは連学年活動としてやることは、あろうかと思います。えーそんなことで教科の中身については難しいだろうと思います。ただ、例えばんーっと私の進路、というようなことに関してですね、えー小学校6年生の時に考えていたことと、その作文をそのまま中学校へ持ってって中学の1年生でそれについて、今度は自分がどうなったかとかですね、あるいは3年生の時に自分の進路をどう考えるか、とかいうようなことに繋げていくことはそれは可能であらうと、こん

なふうに思っています。以上です。

#### ○三堀（9番）

え教科のなかでは、難しいということですが、えー成長にしたがい変わるであろう子どもの心、また心の悩みも含めてえー教師が把握して、指導するのに役立つのではないかと思いますので、なお研究していただきたいというふうに感じます。えー11月1日付けの信毎に小さな親切運動の作文、13名の入賞者の作品が載っておりました。小学校5年生から中学3年生まで、それぞれの思いが綴られておまして、5年間の成長過程が伺えてたいへん興味深く拝見いたしました。作文でも読書の感想文でも結構です、何でも良いと思います。できれば同じ設問を1年置きに実施して、同じ子どもが2年毎に出す答えがどのようになってくるか、一つの文章読んだ時にその子どもがどのような感想を持つか、なかには変わらない子どももいるでしょうし、成長に従って答えが違ってくる、たいへん興味深いのではないかと思います。さきほど教育長も言うておられましたように、入学式から卒業式まで音楽会、運動会いろいろ全校生徒による行事は何回もあると思います。そのすべてが一つの目的課題に対して、全生徒が共通理解をして行動している、一人でやることではないけれども、一人がやらないと成り立たない、貴重な社会勉強もそうしたなかで身に付けていると思います。社会性を身に付けるだけでなく、そうしたことを通して仲間意識も高まり、友を大切にできるようになるのではないのでしょうか。この項目の最後になりますがそうしたことは、私ども子どもの頃から遊びのなかでも、生活のなかでも社会へ出ても、全て複式で生活しているわけです。そうしたことは教室であれば複式学級というけれども、いろいろの勉強は学習は複式学習というふうに、考えるわけです。まこうしたことを考えますと、小学校1年生から6年生まで通して運動会をいたしますが、最初から最後まで、すべてが理解されていないとできないこと、非常にそこには膨大な学習があると思います。そうしたことを考えますと、複式学習というものを今後、何らかの形で取り入れていって欲しい。その点、教育長いかがでしょうか。

#### ○教育長

えーご指摘の点ですが、えー現在学校教育のなかで使っていく言葉のなかに、複式学習という言葉はないので、私どももどういうふうに理解してい

のかちょっと今私も困っているわけではありますが、お話の中身をお聞きをすれば、えーずーっと末長い一つの課題で学習を積み重ねていく。一人の生徒がどのように成長していくか、それを追っていくことが大切ではないかというご指摘かと、こんなように思うわけでありまして、えー例えば算数や国語のなかでは難しいかもしれませんが、だけでも例えば道徳の授業であるとか、えー総合的な学習の時間のなかでそれを活用できるかとか、あるいは学級活動のなかでできるかとか、できるところはないわけではないと思いますので、今後研究を進めてみたいとこんなふうに思います。ただ、さきほども申し上げましたように、学習指導要領による各教科の時間数が定められておりますので、えー沢山の時間を他のところに割いてしまうということができにくくなるということもございますので、ご承知置きをいただければとこんなように思うわけでございます。

#### ○三堀（9番）

時間が段々なくなってしまうので、次に移ります。2番目に企業の持つ頭脳を活用という項目でございますけれども、現在辰野町の小中学校に在籍する教職員の98名、全員優秀な先生方だと信じて疑うものではございませんし、またあー小学生925名、中学生537名計1,462名の全生徒に十分な教育を受けさせていると、感じております。また一面この項目にありますように地元企業の得意とする分野の知識技能を活用する機会を作って欲しい。今なかなか教科時間が決められているので、時間を取ることは難しいということでございますけれども、やはりこれは小学生というか中学生の対象の考え方でございますけれども、地元企業の得意とする分野、知識、技能これを活用することによって子どもたちが興味を持ち、知識を得ることで進学のための指針となったり、また将来の職業選択にも役立つのではないかと、地元企業を見直した、地域も見直すのではないかとこのように考えます。そこで現在中学校で就職する生徒の数は少ないとは思いますが、何%ほどおりますか、そしてまた分かりましたら高校卒では何名ぐらい、県内の平均できたらそのへんをお伺いいたします。

#### ○教育長

えーっと就職する子どもの数についてのご質問についてお答えをしたいと思います。昨年18年末ですね、18年末町内の中学生では就職はゼロでございました。それから県内の就職は、中学で卒業して就職をしたものはえー94名、パーセント

にすると0.42%でございました。えー昨年末です。一昨年末はえー県内の中学を卒業した生徒の就職は80人。パーセントにして0.36%でした。また高校もということでしたけれども、高校は昨年末卒業して就職した生徒は16.82%でした。それから一昨年ですね、17年度末の高校生の就職率は16.32%でありました。えー全国はちょっと調べきれませんでした。以上です。

○三堀（9番）

えー今お聞きするとやはり、極めて少ない数字であろうと、殆ど高校が義務教育化されてるといような感じを受けます。えーそこで1点お聞きしたいのは学習の場へ民間の人が教室へ来て、講義をすることが可能であるかどうか、それを1つお聞きします。

○教育長

えー可能です。可能です。ただし、えーその人が1人で授業をするといようなことはできません。教科の先生と一緒にいてともに授業をしていただく分には、可能であります。

○三堀（9番）

そのような例が過去にありましたかどうか。あればどのような状態であったか、どういうことであったかできたら内容をお聞きしたいわけです。お願いいたします。

○教育長

えー音楽のなかに日本音楽をやらなければならないという部分がございます。最近出てきた分野であります、音楽の先生たちも琴ができる人はそんなにいません。えーあるいは和太鼓を叩ける人はそんなにいません。でそういう時にですね、えー町内にいらっしゃる達人をお呼びしてお聞きをしたり、やったりするといことは中学でもやっておりますし、和太鼓の指導なんかは小学校でもかなり外の人に来て教わったりしています。またあのう例えば中学生のですね技術科のなかで、木工の時にカンナのかけ方を大工さんに来てもらって教えてもらうといようなこと、のこぎりの引き方や縦引き、横引きの原理を教わるようなこと、そんなようなことは町内の大工さんに来てやっただく、いうこともやっておるわけであります。また小学生のなかではですね、食育の関係で例えば地域の名人に蕎麦打ちを教わるために来ていただくとか、いようなこともやっておるわ

けであります。でその他にはまだあの1時間の授業でないにしてもですね、え一人人や達人やその道の秀でている人にお話をお聞きするような機会、例えば禁煙教育でありますとか、性教育でありますとか、薬物乱用教育でありますとかいうようなことについては、講師に来てお話を伺いながらあるいは、租税教室なんてのもありますがね、話をお聞きしながら授業のなかへ取り入れていくというようなことはやっておりますし、可能であります。またあの学校によっては、えワークショップなどと言ってですね、町内市内あるいはそれ以外の所からもえその道の達人を沢山集めてきて30講座くらい講座を作ってですね、えその講座に沿った授業をえ2時間3時間4時間とやるようなことも聞いております。えまたあのう東京の小平市なんかではですね、授業支援ボランティアなんていう人が沢山いてですね、日常的に学校の教室のなかに入ってきて、えその企業のノウハウということではないわけですがけれども、授業の支援援助をしてくれるというようなことも可能であります。そんなところであります。

#### ○三堀（9番）

え只今いろいろな例を伺いましたけれども、え私が目途としているのはそうしたことももちろん大切なことでもありますし、是非進めていただきたいわけですがけれども、他にまだ科学の分野あるいは物理の分野、社会学いろいろの頭脳を持った方がおられると思います。そうした人たちをできれば5時間6時間とかっていう一つのまとまった単位で、え設定できないかと。そうしてできたらその2時間ぐらいは土曜日あるいは放課後というようなところで、1年から3年生までの自由参加のいわゆる、学内公開講座というような形ができないかどうか、是非これは企業の方々ももしそれに来ていただけるものとすれば、相当力こぶを入れてくるだろうし、また自分の得意とするものを十分に子ども達に伝えられるそんな勉強もして来ると思います。活用をお願いしたいと思います。え一時間がありませんので、次に進めます。

え一全国学力学習状況調査についてでございますけれども、4月に実施された全国学力学習状況調査がえ一結果を10月24日に発表されて、25日ですか新聞に載りました。どなたも目を留めたことと思われま。ま長野県はまずまずの結果だったということで、教育関係者のみならず皆様胸をなで下ろしたのではないかと、いうふうに感じております。私もまあまあでよかったなあと、率直に言ってそん

な感じを受けました。今月に入ってますか、経済協力機構、OECD開発機構の行った学習到達度調査では世界の学生15才という年齢指定で、いるようでございますけれども、学力状況が発表されてこれは、ま国単位でございますけれども、残念ながら日本は予想を下回るような結果だった、ちょっと私も残念だったなあというふうに感じております。しかしそのことの結果を云々をあんまりしてもいけませんので、そこにまあ言及いたしません、えその前の全国学力学習状況調査について、今回発表されたその調査そのものいわゆる、学力状況調査そのものをどのように捉えてお考えになっているか、そして結果をどのように捉えているか、そのへんをまずお伺いしたいと思います。

○教育長

えーこの学力調査のそのものをどのように捉えているかということですが、えー私はあの今までこういったものが非常に昔40年も前にはあったわけですが、こういったものは今までずっとなかったわけでありまして、国、県、市町村あるいは各学校、それから各個人がえーま全国的なレベルの中で、えーの自分の位置、自己を知る、いうことは必要なことだろうというふうに思っております。えーこれは井の中の蛙にならないためにも、是非必要なことだろうなあとこんなふうに思っています。そして国が言っているようにですね、えーそれぞれの箇所がですね、自分の所のあり方について改善をしていくそういうことに使う、いうことのためには大変必要だろうと、こんなふうに思っているわけでありまして。ただこれが行き過ぎて、点数だけ取れば良いとかですね、順番が上がれば良いとかですねそういうことになってくると、これ非常に危険なことが起こってきますので、そういうことがないようにしながらやっていくことが大切だろうと、こんなように思っています。また、えーと文科省ではこれに77億円を費やしたと、こうに言っていますけれども、毎年毎年必ずやらんきゃいけんかどうかと、これについては私としては毎年でなくても良いかなということは思っているわけでありまして。

○三堀（9番）

その結果のなかで、秋田県の主張がございました。「朝食を家族と一緒に取り、自宅で復習が定着しているなど、家庭が安定して子どもを支えている。」というふうに秋田県の言葉がございました。この短い文章ですが言葉に対して教育長ど

んなように、感じておりますか。

○教育長

えーっと、前の質問です。あの学力調査そのものをどう捉えているかということをお答えしましたけれども、その結果を私今言いませんでしたけれども、結果についてはですね、あのう辰野町は辰野町の関係の結果がずっとくるわけですが、えーDVDで来ましたけれどもそのDVDを全部開いてみるとね、A4にして約2千ページの資料がきます。これを逐一全部見てね分析するっていうことは非常に大変なことで、私もまあ一生懸命やっているわけでありまして。そのなかで、辰野町としての特徴的なことは、いくつかが捉えられたというふうに思っています。でその結果の捉え方ですけれどもね、あのう問題そのものに対する出来不出来の分析もできると思いますし、それから併せてやった生活状況調査というのがあります。その生活状況の調査で町の特徴を探ることもできます。それからもう一つですねその生活状況と学習結果をクロスして、えー分析ができるという資料があります。えー例えば早起きをする子が、テストの点数が良かった悪かったかというようなことであります。したがっていろいろな所から結果を探っているわけでありまして、まあ総合的に言えば全部ひっくるめて言えば、まあ全国並、全国の特徴と似ているということが言えるだろうというふうに思いますが、え時間ありませんので、極簡単にそこをちょっと申し上げますと、例えば、んーと、町のです。えー問題による分析をしてみますと、えー平行四辺形の面積を出す問題をですね、町の小学生94%合格であります。94%できているんですよ。ところが、地図の中から条件によってどこが平行四辺形かどこが長方形かを割り出して、その面積を出すのに必要な数字を割り出してきて、平行四辺形の形の公園と長方形の形の公園はどちらが面積が広いかという問題になると、正答率は15.7%になります。だからこれもまあ全国的な傾向ではありますけれども、やっぱりその活用問題になると非常に弱いと。基礎的な問題、知識問題については非常にできは良いだろうと、こんなふうに思っているわけでありまして。それからもう一つですね、答えの出し方についてですね、えーっと難しいものはあきらめちゃって答えを書かないと、無答率といいますね、無答、答えを出さない率。これは全国に比べてみると辰野の小学生は無答率が高かったです。きらめちゃって、これやーめたっていうんですね。大方。ただし中学生は無答率が全国に比べて非常に少な

かったです。中学生はかんばってがんばってとにかくやってみると、いうようなことが言えたと思います。またあの、えーっと標準偏差っていいまして、出来不出来がどのへんに固まっているかという数値もできてきているわけで、標準偏差はなるべくこれ狭い所に固まっている方が良いわけでありまして。まあ上の方はいてもかまわないわけですが、下の方がずーっとなくて平均点あたりにずーっと固まっていると、こういう数字も見られますけれども、えーこれはですね、中学生とえーっと小規模の小学校については割合固まり具合が良かったです。で他の所はちょっと固まりぐあいによくと、ばらけているという感じがありました。それから生活状況を捉える調査の中ではですね、えー辰野町の子どもはあの生き物の飼育をしたことがある、花や野菜の栽培をしたことがあると、これ非常に高い率でありました。それから清掃活動とかゴミ拾い、それから物作りとかですね平日の決まった時間に朝早く起きるというようなことについては、町の子どもたちはだいたい高率でありました。そのかわり、逆に率が低かったことはですね、学校への持ち物をきちんと前の晩や朝準備しているかということについてはかなり低かったです。それから身の回りのことを自分でするかとか、自分で勉強の時間を決めてやっているかとか、家での勉強時間の長さとか宿題や予習復習をするかというような質問については率が低かったわけでありまして。またあのクロスによる集計もありますが、時間も過ぎておりますので省略をさせていただきたいと思いますが、概ねは自分の生活が自立している、物事に積極的に加わっている、関わっているそういう意思を持った子どもの点数が良かったということは言える、と思います。はい、それで秋田県のことについてでございます。えーっと秋田県の主張ということですが、まああのう発表があった次の日の新聞に載ったことかと思えます。秋田県の教育どんな教育かなと思ってずーっと調べてみたんですけども、はじめから家庭教育を大切するっていう条項は、一つもありませんでした。ただテストの結果を見たときに、県の教育委員会の方が感想としてそう言ったんだろうというふうに思います。で私も今申しましたように家庭生活がきちんと確立している子どもの方が得点率は高かったと、いうような状況もありますので、家庭教育、地域社会の教育というようなことと併せてやっぱり学校教育が進んでいくことが大切だろうと、こんなように思っています。以上です。

○三堀（9番）

時間が長くて申し訳ございません。えーあとまだありますけれども、時間がないので、えー締めるようにいたします。これ学校だけが修学の時期ではない、やはり勉強というのは生涯学習というような言葉もよく使われるように、やはり社会に出てからの勉強の方が学校で勉強する量より、遙かに大きなボリュームを持っております。えー学校の勉強を軽んずるものではございませんけれども、社会に出てからも更に、修学心を持ち続ける子どもを育てる、そういうことも教育者の責務かと考えますので、どうか子どもたちに対するその配慮をしていただきたい。えー時間がきましたので、また教育長には次の機会にお聞きするよういたしますけれども、小林教育長に代わって今日その重責を背負われ、もう我々と同くらいの月数でございますけれども、どうか辰野町の教育長として今後教育に尽力されることをお願いして、質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位11番、議席6番、宮下敏夫議員。

**【質問順位11番、議席6番、宮下敏夫議員】**

○宮下（6番）

えーそれではあらかじめ通告してあります質問項目に沿って質問していきます。まず1番目に、医療制度改革の一つとして平成20年4月から始まる「生活習慣病予防重視の新しい特定健診、特定保健指導」について質問します。国民医療費が年々増加し平成16年度32兆円となり、その医療費の3割を占める10兆円が生活習慣病であることから、医療費抑制策として国が医療保険者に、生活習慣病の予防を重視した健診および保健指導を義務づけたものであります。新しい健診は40歳から74歳までが対象であり、特定健診の受診率。特定保健指導の利用率を高めること。メタボリックシンドロームの該当者や予備群にあたる人を減らすことを目的とし、今回は平成20年度から24年度までの5年間を期間とし、それぞれに目標を定め未達成の場合ペナルティーを科すこととしています。健診、保健指導を強化し、その成績によって医療保険者が後期高齢者医療制度に対して負担金を最大1割増とする厳しい制度であります。また保健指導は医師、保健師、管理栄養士の

専門スタッフにより健診結果をデータ化して長期保存により生涯を通じて健康づくりに役立てるものとしています。長野県が19年度に実施した調査結果によりますと、県内の40才から74才の中高年のうち、男性の53.6%、女性の20.4%がメタボリック症候群の該当者か予備群であると報告されました。このまま放っておけば生活習慣病がますます増加し医療費が膨らんでゆきます。この現状をみますと、生活習慣病予防施策は強力に推進しなければと考えます。また従来の人保健法に基づく市町村による市民住民健診は、まず健診の実施、病気の早期発見、病気の早期治療を重視しており、保健指導は健診結果を受診者に返す時に行われていました。この従来の人保健法を新しい制度へ移行することに対し、多くの町民は今まで町が実施してきた、癌健診など各種健診を受診し健康維持に努めていたことから、新しい制度による特定健診、特定保健指導へ移行されることで、今までの健診がどうなるか疑問と不安を持っております。そこでお伺いします。従来町が行ってきた、癌検診および各種健診、保健指導は継続・実施されるのかお伺いします。

#### ○町長

え、おはようございます。え、さきほどの質問は全く町長答弁がしなくて助かったとも言いますか、初めてのことでありましてえーこういったことも、行政の長に対する質問であるから良いのかなと思って考えているところであります。えーさてしたがいまして、今頃ご挨拶になります、昨日に続いての2日目の一般質問であります。え、質問順位11番の宮下敏夫議員の質問にお答えを申し上げます。えー医療制度改革についてということでございます。えーメタボリックシンドロームということでありまして、議員ご指摘のとおりなのが国から発案されました。いずれにしても医療費を下げていこう、またこれはあの医療費下げるだけじゃなくて、大義名分は健康で長生きしてもらおうということ、一番あの大きな昔はあの生活習慣病的な一番あのう死亡と言いますか、短命にあるいはまた医療費が掛かる病になる可能性の高いものを拾い出したということでありまして、それを称してメタボリックシンドロームということでありまして、えーシンドロームですから症候群ということでありまして、まこの成人病、昔は成人病。最近では生活習慣病、気をつければ治るだろう、ならないだろうとこういうことでありまして、高脂血、高血糖、それから高血圧この3つをしっかりと押さえ込んでいこうということで、えー来年の4月から医療保険者に対しましては、これは強制的と言いま

すか、法で決めて検診をしていくものであります。したがって、そういったことに対する支援、検診はしていくんですが、今までの健康診断の部分はどうかということでもあります。これは結局自由な形になってまいりますので、それもあれも全部ということではなくて、え国としてはまずはその今の言ったもの、問題をあの表面に出して強制し後は自由なあの検診になっていくということになっていくと思います。えー課長の方からもお答えいただきます。

○保健福祉課長

それではご質問にお答えします。えー今までの健康診断、えーどういうものをつけていうご質問でありますけれども、引き続き町でもってえー行方検診につきましては、胃ガン検診、乳ガン、それから肺ガン、大腸ガン、子宮ガンそういうガンの検診。それから結核、それから骨密度検査これは町の方で今までどおり実施していくものであります。

○宮下（6番）

えー今度の生活習慣病検診等、えー診察内容が全く違いますのでえー是非あの今までの検診は継続していただきたいと思っております。次にあのメタボリックシンドロームに着目した特定健診、特定保健指導の実施方法および計画について、また医療者に義務化されたえー特定健診、特定保健指導に対する目標値の設定と、成果への取組みについてお伺いたします。

○町 長

えー目標値につきましては、現在策定中であります。え他ににつきましては、課長の方からお答えいたします。

○住民税務課長

えっとう今回の医療制度改革によりまして、議員のおっしゃられるようにえーそれぞれの保険者に特定検診と特定保健指導が義務付けられたわけでありましてけれども、これは来年の4月から40才から74才の方を中心にしまして、えーメタボリックシンドロームに着目しました、あー特定検診と特定保健指導であります。まあこの新しい制度でありますけれども、えーそれぞれ医療保険者に義務づけられたものでありまして、それに伴いまして被扶養者の方も加入する医療保険者の取りまとめで検診を受診することになります。この検診と保健指導の特徴ですけれども、おー健康診査でメタボリックシンドロームを中心としまして、生活習慣

のリスクを調べまして、えーその危険度でありますか、これを3段階に分けて、リスクの高い人には継続的な保健指導をしながらその、それを改善していく。また低い人には直接っていうことでなくて、パンフレットの情報提供などを行いまして、えー保健指導を行っていくわけであります。なおこれの今保険者としてやる流れでありますけれども、現在あのう住民税務課でえー国保の保険者として行っておりますし、またあの保健指導やら特定保健指導実施計画の作成につきましては保健福祉課、保健師やら栄養士が中心となって計画を立てていただくわけありますけれども、現在これの計画の策定作業中であります。全体の流れとしましては、あーこの特定健康診査と特定保健指導の実施計画を作成しまして、え、検診を実施します。そうしてその検診の結果から、あー保健指導対象者をえー3段階に分けて決めていきます。そうして指導行いましてこの結果、あー健康状態や医療費がどう変化をしたかを確認していくのが、議員のおっしゃられた5年間様子を見てやっていくとこの話であります。またあの個人の健康診査ですか、えー自分はどうなるかということであろうかと思っておりますけれども、それはあの今までと同じように、事前に検診の調査をいたしまして、えー質問表調査表を送付いたしましてそれにご記入いただいて、えー検診当日に検査を受けていただくわけあります。あの個人としましては受けてしまえば、それで本人の仕事は終わりですけれども、後それについての判定や評価を行いまして、それを保険者にもいただくことになります。それで保険者としてしましては、これを連合会の方へ送りまして後々の、後々のために情報をデータを保管しまして、その後に備えていくことになります。またあの人間ドックなどでこれと一緒に行わなかった方につきましても、この審査の結果を保険者の方へ出していただいて、これを電子データであれば連合会、またあの紙ベースの場合では持っていてきた場合には、国保の方で入力しまして連合会へまとめて送りまして、データとして管理をしていただくことになります。えーこの流れは以上であります。

○宮下（6番）

えーそれではあのう次に、あのうこの検診を実施する医療機関の選定についてですけれども、現在の辰野病院での医師不足による医療体制では不可能と思われます。えー外部の医療機関への委託が必要と考えますが、医療機関の選定等についてお伺いいたします。

○住民税務課長

あのう現在あのう医療機関については、あー検討中でありますけれども、これ特定健康診査とこの健康指導実施できる医療機関と委託契約を経まして実施していくわけでありまして、これあの実施期間でも国が定めるこの委託の基準を満たしていなければならないというようなこと、またあの基準を守っていること、情報公開することと、いろんな条件があったりするわけでありまして。またあの長野県の社会保険診療報酬支払い基金、ここにも届け出たりするなどの条件がありますけれども、この点あの委託基準を満たした、満たしている機関で実施になるわけでありまして、あのこれを効果的な受診率が得られるようにするためには、今までやっておりました健康診査と大幅に変わることがないように体制を取りたいと思っておりますので、えー今まで行っていました厚生連の健康管理センター、またあるいは伊那の健康管理センターなどを含めまして、現在検討中であります。

○宮下（6番）

この受診対象者はなん名ぐらいになる予定ですか。

○住民税務課長

えーっと特定健康診査の該当者でよろしいでしょうか、これは約2,800人ぐらいになると思います。

○宮下（6番）

えーこの2,800名をあの検診またその後この中から、えー保健指導ということになるわけですが、現在の一般の今まで行われていた検診等も継続されるということですので、保健師、管理栄養士の専門スタッフではこれを協力を推進していくことは大変だとも思われます。ま今町では人員削減等でえー政策を立っておりますけれども、この健康問題については人員等補強、増員等も考慮するかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○町長

えー対象者が今2,800名ということでありまして、これに対しましてどのように義務化されてますので、これは優先して行っていかなければならないし、今までの健康診断に対しましては自由的去って行くということでありまして、適宜、えーこれから今あのシミュレーションを組んでいるところでありますので、必要

に応じてはあの増員をしていかなければならないだろうと、こんなふうにも考えるところでもあります。なおまた業者的に今課長の言いましたように、ここの医療機関だけでなく、えーお願いしてやるという形も考えておりますので、ま複合的にもう少し時間をいただきたいと思います。以上であります。

○宮下（6番）

この制度を着実に推進するためには行政と住民が一体となって、生活習慣病の大きな改善に努めることが医療費の削減となり、町の健全財政維持に大きく寄与できることを期待し1つ目の質問を終わります。

え、次に医療制度改革の2つ目として後期高齢者医療制度について質問します。これは国が進める医療制度改革の一つで、老人医療費を中心に国民全体の医療費が増え続けるなか、平成20年4月から75才の高齢者全員を対象に新しい高齢者の医療制度を作り、世代間での負担を明確にし、公平で分かり易くするための独立した制度とのことでもあります。この制度は扶養家族の考え方や考え方を排除した無年金、無収入の人からも全員から保険料を徴収する仕組みになっており、負担軽減措置はあっても免除はないので、支払能力のない人も保険料の負担が求められています。保険料の年金よりの天引き者は別として現金納付者は、半年滞納すれば資格証がとりあげられ「短期保険証」となり、さらに1年半以上滞納すると一時医療給付が差し止められるという大変厳しい内容となっております。今まで子どもなどの扶養家族として保険料負担がなかった高齢者には大きな負担となります。そこでお伺いします。高齢者医療制度の仕組みと辰野町の対象者数及び1人当たりの保険料の負担額についてお伺いします。

○町長

えそれでは次の質問にお答えを申し上げます。後期高齢者医療制度改革ということですが、1億円の仕組みが75才以上になった人は、えー今までの保険から抜けて、そして新たにこの保険に入ることです。大きな特徴は、あの被扶養者でありまして今までも保険料払っていなかった方も、単独でこれ入ることですから、昨日も質問がありましたようにご夫婦で、えー年齢が来た順に入っていくということですから、夫婦ともに違う保険に入っている時期もあるかというふうに思いますが、一緒に入る時は75才越えた時にはそうなるということでもあります。対象者が約11月現在の数字では3,255名という形に

今考えてるところであります。えー金額もですか、金額も長野県はこれ新たに払うということでも大変なことですけども、やっぱり6万円を超えるということでありまして、6万5,017円という数字が今、算定現在されております。まこれをあのう軽減分を算定しますと5万5,052円という形に1人分がなってくるわけでありまして、今まで払わなんだ人が新たに取られる、取られると言いますか払うということとはとても大変なことであろうと思います。まちなみに他の県あたりでは、もっと高くなる医療費が沢山使う所は高くなる、こういうふうな仕組みになっておりますので、えーま、あえてここで数字は申し上げませんが必要であればまた申し上げますが、そのように仕組みと対象者と金額はそうなったと。以上であります。

○宮下（6番）

次にあのこの大幅に変わる新しい制度と負担増を、住民へどのように周知し理解を得ようとしているのかお伺いします。

○町長

えー国はいろんなあの報道でしているからって、言うんですけども現実に対象者であっても何か変わるらしいねっていうようなこととか、全く知らないとか、なかには詳しく知っている方もいらっしゃるんですが、まだまだPR不足に現在なっている。議員のご指摘のとおりかと思います。したがいまして老人クラブだとかいろんなあの会合、適宜えーじゃ町の方も、もちろん『広報』だとか、えー『ほたるチャンネル』とかいろんなものを使えますけれども、それ以外にも周知徹底する方法を今後は考えていかななくてはならないというふうに思っております。えー課長の方からもお答え申し上げます。

○住民税務課長

あの町長の答弁と多少重複いたしますけれども、あのおーこのおー住民への周知をどうするかっていうことでもありますけれども、まあ本当に制度もここへきてまた新たな凍結というようなことで変わっております、えーこれの厚生労働省からの通達やら、長野県の広域連合、後期広域連合からの情報の提供遅れておりました、えー現在まででは辰野町としましては7月の16日に、担当者が有線放送で高齢者対象の番組に於いて、行った放送はしております。また7月号の広報ですか国保医療係ということで、制度のお知らせはしてあります。またあの11月の

国保連合会発行の『信濃の地域医療』これを隣組へ回覧してやるか、ありましたのでこれをご覧いただいたかどうかということでありますけれども、隣組への回覧もしております。それとあの高齢者の各種受給者証の更新時、これには個人宛のチラシを同封しましてこれをもっている方は、届いているんじゃないかと思っております。それと今月に入りまして、6日の日ですか老人クラブの連合会の役員会がございまして、えー60名くらいいた、私は行きませんでしたでしたが内の係の者が行きて、制度の仕組みについて説明会を行っております。また今後につきましては、あー1月の広報の配布時にえー各戸配布、こんなチラシを考えてもおりますし、また今後も高齢者、老人クラブの皆さんの集まりがあれば、お呼びいただいてそのへんでの周知を図っていきたいと思っております。

○宮下（6番）

この制度は高齢者のみが対象であるため、さきほど言われたように老人会等の会合等を利用するとの的を絞った説明をしていただき、後々までトラブルの残らないよう適切な対応取り組みを要望して私の医療改革制度についての質問は終わります。

次に防災対策について、次の質問をします。昨年7月17日の365.5ミリの観測史上最高雨量を記録した豪雨災害は、全町内各地で土砂災害による家屋や人命を失う被害を受けたことは記憶に新しいことです。辰野町の85%が森林であり美しい景観である反面、土石流災害の危険にさらされております。町は土砂災害防止法による土石流の警戒区域指定を県より平成18年3月30日付にて一部の個所で受けておりますが、昨年の豪雨災害を契機に土石流の発生が懸念される各地の基礎調査を長野県が行っていると聞きました。その結果を最近、近隣の自治体では説明会を開催しており、指定地域では様々な問題もあるように聞いております。そこでお伺いします。辰野町の土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定の状況と説明会実施の時期及び指定された地域住民への影響について、法的制限並びに土地評価の低下などによる固定資産税の見直しはあるのかお伺いいたします。

○町長

それではあのう次の質問にあのお答え申し上げるわけでありますが、えーこれあのう特別警戒区域などを指定していくんで、現在も実は調査中でありまして、県の方で移管してやっております、小野から下辰野に掛けて11月に行ったり、そ

れから更にまた進めて他の方もやったりということで、やっております。えーそしてえー調査終わりますと、あの区域の調査書が作成されてそれからあの地域住民への周知徹底がなされます。その結果区域を指定していくというものであります。区域の指定もこれあのイエローゾーンとレッドゾーンというように、両方分かれていくんですけれども、しかし厳密に言うところどこも日本中どこも全部危ない、えー平地なら平らな所で山がなくても危ない。えーってということであります。じゃ更に、厳密に更にやっていくと辰野町あたりでも、ほとんどが警戒地域にその防災だけを考えて安全かどうか、あん時に安全指定していなかったじゃないか、警戒ってなかったってということになると、全部色塗りしちゃった方が早いわけでありまして。しかしそうすると人々が暮らすのに一体どうしたらいいのかということでもあります。またさりとてレッドゾーンにしても、これから300年1千年ないのかもしれませんが。えー普段この間の災害で一番大事なことは、普通考える想定外の所で起きているということ。相当の急傾斜の山を持った所ではないところで、30度も傾斜角30度もないような所でえー起こり得ていると、ということで人間の想像外のところでもあります。えー特に谷間で扇状地のように昔から、あの土砂が山から段々こう平らな所へ流れ出てくる所、水も湧いて非常に良い所なんですけど、人間の住む環境も良いわけなんですけれども、まそこもあえて言うと危ないということになる。しかし扇状地的に溜まり溜まっている所は、集積度が相当押し流されておりますので、逆に見ると安全ということになります。したがってこの警戒区域っていうのは非常に問題点を孕んでいるわけでありまして、ましかしえーほんとにあの明らかな所だけは、あの早く徹底させていく方がより安全であろうということでもあります。さて警戒地域を作ってしまうと、その固定資産税安くするかとか、そういうことになってくるわけなんですけれども、えーそういうことは現在は考えておりません。えー警戒区域でもそこが気に入って住む人もあるでしょうし、しかしあの議員ご指摘のとおり特別警戒区域、誰が見てもこれだって言う所は勧告を辰野町はしていきたいというふうにも思っております。えーまた明らかな問題に対しましては若干の国、県の補助も取れるかというふうにも思っております。それ以外はまあ気をつけてくださいよというぐらい、しかしその指定地から外れた所、くどい話ですが、も気をつけなくて良いかって言うところもとても、地球上である以上は危ないわけでもあります。えー特に直下型の地

震に対しましては、もう日本中全部特別警戒区域と入れても良いぐらいであります。自分の下が直下型があった場合です。じゃあ東海地震に対してはどうなのか、えー南海地震に対してはどうなのか、全部こう違ってきます。同時にまた土砂災害についてはどうなのか、土砂災害って言いましてもまず地滑りについてはどうなのか、崖崩れはどうなのか、土石流がくる時どうなのか、いろいろこう鑑定が難しいわけでありまして。えーこれは大変に問題を孕んだ、あの複雑に考えるとですね、問題を孕んだ警戒区域の指定になると思いますけれども、ご理解いただいてえーそしてまあできるだけお互いに気をつけるなかで、えーがんばっていかなければならない、同時にまたえー200年300年に一遍の忘れたころやってくるような災害が、忘れないでもやってくるわけですが、安心するわけにもいきませんし300年に一遍の方が来年くるかもしれませんし、あるいは本当はないのかもしれませんが。こういったなかでそれぞれが一つの参考の指標になるようなものであって、えーあくまでこれは指針であり指標であるというふうに考えていかなければならないとこんなふうにも思っているところであります。以上であります。

○宮下（6番）

えー今あの町長から言われたとおりでございます。あの特別警戒区域の指定は後世まで影響する問題だと思いますので、えー慎重な審査による指定をお願いいたします。え、以上で私の質問は終わります

○議長

只今より暫時休憩といたします。なお再会時間は11時25分といたします。

暫時休憩 11：16

11：25

○議長

休憩前に引き続き再会いたします。質問順位12番、議席2番、矢ヶ崎紀男議員。

**【質問順位12番、議席2番、矢ヶ崎紀男議員】**

○矢ヶ崎（2番）

えーあの毎日のように病院あるいは医師不足等の問題が新聞紙上を賑わしているわけでございます。あの今日の朝刊でも、上田地域広域連合は国立病院機構、

長野病院も産科医を派遣元の昭和が大が引き上げる方針を示していると、連合として昭和に派遣の継続を申し入れるとともに、他の医療機関からの産科医確保も検討する。また南信州広域連合や連合議会などは10月の飯田市立病院の産婦人科医増員や県の医師確保に向けた取り組みの強化を求める要望書を村井知事に提出したようであります。まあここにきて厚生労働省の医療審議会部会は10日の日に、都市部に集中している研修医を地方に誘導するため、大都市の病院に研修医の募集定員削減を要請することを柱とした、報告書をまとめたようであります。また医師不足が指摘される診療科を早い時期に経験させるため、現在は2年目に研修する産婦人科、小児科などを1年目から研修できるよう提言したというような記事が今日載っております。それではあの質問に入らせていただきます。辰野町総合病院の移転新築計画についてでございますが、来年度予算編成のなかで具体策やスケジュールを明らかにしていくとのことでありますけれども、医師確保や町の財政状況等を十分考慮し、最終判断をするとのことであります。その時期は来年2月上旬とのことなのですが、その時期がそれ以後にズレ込むようなことはないのか、まずこの点を伺いたいと思います。

○町 長

えー今回はそのように守っていきたいと思いますけれども、さきほど昨日今日ともお話申し上げているとおり、末端行政でありますのでしかも自由・自立でなくて、規制がなじがらめのなかでの、運営をしていかなければならない。そのなかでの移転新築であり、また病院運営である。また病院の今後の改革であるということでありますから、大きな国の方の指標、あるいはまた指導がいつどうやって出るか分からない、揺れ動いている時でありますのでえー100%完璧に言ったら守れっていう、普通は行政はそうあるわけでなんですが、そういうことができかねている状態でありますので、そのへんのニュアンスを汲んだ上できるだけ早いうちに結論を出していきたいとこういうふう考えているところであります。以上であります。

○矢ヶ崎（2番）

それではあの自治体財政健全化法に基づく、実質交際費比率や実質赤字比率など4指標について、財政評価の基準が国からまだ一部示されたか分かりませんが、知らされていないと、町長常に言う日替わりで変わるということであり

ますけれども、また総務省が検討している公立病院の経営改革ガイドライン素案によると病床利用率が過去3年連続で70%未満の病院には、病床数削減などの抜本改革を求めるということでもあります。この改革案では民間には提供困難な地域医療の確保を究極の目的とし、持続可能な病院経営を目指すとしているわけであり、このため各自治体が2008年度内に数値目標を盛り込んだ、改革プランを策定することになっているが、どのような改革プランを今考えているのか伺いたいと思います。

○町 長

え後、事務長の方からもお答え申し上げますけれども、昨日来やはり申し上げますとおりであります。え一前から出されました総務省からの、4指標この12月に入りましてつい一昨日ですか、え一応のラインが示されました。しかしそのなかでもまだえ一将来負担率に對しましては、どう算定していくのか土地開発公社などが持っている土地のその単価をどう見積もるか、この指標が出ておりません。したがってえ一4項目のうち、3項目はピシッと出ましたが4項目目のその部分のその解釈の仕方がまだ明示されておりませんし、国も迷っているようであります。国はある程度見ながら、え一このことに対しては、え一目的がどうもあるようでして、え一県で2、3ずつそういうところを出していくって前に言ったとおりにかもしれません。ま一つの噂かもしれません。え一タ張のような所あってはいけないんですけれども、それをある程度出す段階まで切って数字を切りますので、これ人間が作ることでですから、どっから危険です。え一このラインにしよう、あのラインにしようって自由に動くわけですのでそのラインを県を見ながらですね、県の市町村を見ながらやって一つ二つぐらいがそこに引っかかるように作るのではないかと、一応思われます。そうして最終的にはやはり苦しいでしょうと、苦しいですよね当たり前です。交付金切っているんですから、それ言わずに、ですから増税だというところで持ち運ぶんじゃないかと思われる懸念を持っています。え一そうならないように、え一まあこれもやっぱり地方7団体、あ6団体のなかで一生懸命に賢明に努力し国へ陳情しなきゃならないと思っています。え国はお金がないからって地方切っているわけです。え一それで地方が今大騒ぎですから、福田内閣のなかでも、じゃあお金のあるあのう人口が過密に集中している首都圏、あたりは逆にあの沢山税金が入りますので、そのお金の

一部なんてやるから、あのう例えば東京都知事が怒るわけで、そうじゃなくて元に戻せばいいんですね、元に戻して交付金は交付金で出すようにすればいい、しかし財源がないのではないか、財源は地方も県もみんなあのう儉約して必要な人数まで削減してやっているんですから、国自体の本体も身軽な政府になるように、国家公務員、特に官僚の数を減らすべきだって、こういうんなところまで押しつけなければ問題は解決しないだろうと思われまます。え病院の問題に対しましては全く同じでありまして、えー医療改革制度っていうことで、えーいつも申し上げとりますとおり、臨床医の研修医制度まずこれが、えー自由になったために自分の卒業大学じゃなくても、どこへ行っても良いよってやっちゃったために、こういう問題が起こっているんですから、そこの点を手直ししなんで、受け入れる方を定員を減らすとか、それもやらんよりいいですが、えーおっしゃるとおり、議員がご指摘のとおり、産婦人科だとか小児科今不足の、あの医師の確保のためにはもう1年からドンドン研修できるとか、いろんなことにこう先進んでいって手直ししているんですね、やはり根本の問題のところをついていない。そこにこの問題がある。やっぱり元、元から立たなきやダメというその論理があのお僚の皆さん方はどういうことですか、まやっぱり自分たちのメンツがあるんですから、そこを直そうとしないから、問題がいつまで経っても波及しているんじゃないか。このまま進めばまだまだ暴動が起こるんじゃないかと、こんふうにも私どもは考えているところであります。えそういうなかで、さきほどの4指標はそのとおりでありまして、4つ目の問題、えー将来負担率の問題の指標がはっきりしません。えーそれによって350ぐらいいくのか、とみるのか400と見るのか、200と見るのかってまあそのへんちょっと詳しく説明できませんけれども、時間の問題で、えそのへんでいくだけでも人間の作る基準で変わってしまう、というところがあります。えその他に病院に関しましての、やはりガイドラインがご指摘でありますし、これも総務省から今年えー秋出たばかりです。まホントに次から次へいろんなことやってくるなあと思うんですが、これも医師不足にして医師不足にえー比例して看護師不足になります当然、また不要です。医師がいない所に看護師さん大勢いらぬわけです。というようななかで、この指標を作るんですから当然引っかけますよね、それでこの指標に引っかけられない良い多案方策はないか、どういうふうに考えるかというふうなことでありますが、今現在は辰野町の

病院の場合、町立辰野総合病院の場合は、現在 130 床で計算していますので、医師が16人いた時の認可のままの 130 床から、えーまあ病床利用率を計算していますので、若干そういう問題が出てくるかと思いますが、それは適宜今の 8 人のお医者さんなりに若干プラスのお医者さんのぐらいのなかで、病床数を見直せばその点の利用率は上がってくるものだろうと、こんなように思います。えー看護師さんたちもえーまあ辞めて他の方へ行く方も当然あります。えー医師に比例して看護師さんばかり大勢いても困るわけですので、そういうときには比較的若い看護師さんが抜け出てってしまいます。でえー他の方でも年齢制限に掛かるような方は、残るってというようなことになります。そうしますとこの給与の問題ですね、給与のこの今頃こんなの出してきているんですけども、職員給与比率がどうであるかと、ダメに決まっているに決まっていますよね、これ。減らしておいて若い人抜けて、年寄りの皆さん、年寄りって言いますかある一定の年齢以上の職員がいるところでやりなさいっていったら、ダメに決まっているじゃないですかね。これで何だかんだ言ってまた病院を踏みにじる、結局地方の小さい病院はあのう成り立たないような指標を今出しているのと、しかしこれにめげず辰野病院もがんばっていきたいと、こういうふうになら考えております。えー経常収支比率も全く同じであります。あの詳しくはまた事務長の方から必要があればあのお答えを申し上げますが、そういう指標ということに一応お考えいただきたいとこんなように思っております。ですから病院考えるにはえー20項目ぐらいの総数をいろいろアレンジしないと簡単に気持ちだけでは、決断ができるものではないです、と思っております。以上です。

#### ○病院事務長

えそれでは私の方から、えー改革プランの基本的な考え方について、申し上げます。まず一番大事なものは経営の効率化ということを考えています。えーそのなかにもありまして、えー日常の収支の改善、これについて一つの項目といたします。そのなかではあの各種の分析比率というものがございましてけれども、その比率を算定する上で医業収益、それが一番の基本線になります。それをどういうふうにならえー医業収益を伸ばしていくとか、そういうようなことを検討していくもの。それからそれに併せて経常収支比率、それから医業収益比率、えーそれから今町長申し上げました職員給与比率といったものを分析していく必要があるんで

はないかというものです。2番目に経費の削減であります。これも医薬材料費の関係やなんかを一括購入する手とか、いろいろそういう方法も考えた改善を図っていく必要があるんじゃないかと考えております。また3番目に一番基本線となります収入の確保、これをやっぱり考えていくというものでございます。またあもう一つとして経営の安定化、これをやはりえー最大の目標としながら考えていくと、そういったものを考え合わせて、経営の効率化としてえー理解しながら、今後進めていったらどうかということでプランを練る予定でございます。以上です。

○矢ヶ崎（2番）

それではあのう、経営効率化をですね3年程度、病院統廃合などの再編ネットワーク化や経営形態の見直しを5年程度で行うとしてるわけでありましてけれども、数値目標の設定では経営収支比率や病床利用率などの指標を活用し、各自治体が、の一般からの財政支援も得ながら、えー最終的には黒字化の方へあの達成を目標としていかなければならないようでありましてけれども、辰野病院に於いてもやはりあの非常に厳しいであろうと思うんですが、黒字化を達成するような何か策というかアレはあるか伺います。

○町 長

えー黒字化の一番大事なところは、基本的に誰が考えても入りを上げて出を下げれば良いわけです。しかし入りの方が努力して云々っていうことは患者さんを沢山診るっていうことでしょうけど、今お医者さんがえー16人いた常勤医が今8名、ま応援隊のお医者さんは入れるともっと多いですよ。えーですけどまあ常勤でキチッと決めてくれている人をいくと半分です。じゃあ半分で努力してないかっていうと、患者数は半分になってません。2/3ぐらいじゃないでしょうかね。ですから非常にあの酷使されている状態です。それでも黒字にならないんですね。これどういうことかって計算していってみますと、一番黒字のポイントは診療報酬が上がることです。これがドンドン下げられているということです。えーそれから薬価まあこれはあのう賛否両論ではありますが、あー薬価差がありまして薬のあのう入りと出の、その範囲があった時には病院の方でも利益になっておりましたが、それを殆どゼロにしてしまった。したがって院外処方にしてしまって、病院では薬は扱わないように、入院患者さんの分だけにしなさいというふう

なってきましたので、えー薬を出してみても黒字が出ないということになります。またその分野が営業から、営業的に考えるとなくなっちゃたということで良いんで、見方がそれで良いんだと思います。あの院外になりましたので。まこんなようなことなかで、えーありますが、じゃ医師だとかあの給料の問題をもっと下げればいだろうという形にもなってまいります、これは今医師不足にされちゃってますから、給料下げるところじゃない、えー下げたらとたんにおかしくなっちゃうと、少しでも上げてというようなねあの日本中で、えーまあそんな流れになっちゃってるところですからそれもできないだろうと、こういうことあります。まああのうしかし国の方もこの官僚の皆さんも、頭の良い皆さんがこうやってるわけですから、どっかで黒字が出るような指標にしないとこれは国民から叩かれますので、えー日本中の全病院が赤字になるような指標を出したっていきませんからっていうと、やはりある一定のですねある一定の規模以上で黒字になるように作られています。したがいましてもう規模を見ればどんな努力してみても、あの黒字ということは非常に難しいだろうと思います。ただそこでめげずという言葉があります。同じ赤字にしても大きな赤字と小さな赤字と、まあ努力して、えーこの赤字を減らすという病院いろいろありますので、そういったことに関しましては、辰野は今これからさらに今までもそうではありますが、えー努力の上努力をあの医療スタッフが考えてですね、がんばってくれていることは事実であります。えー努力目標につきましてはまた事務長の方からお答え申し上げますが、えーほんとに節約をしながら大事なものはしっかり買っていく、えーそして払うべきものはしっかり払っていく、えー公立でありますのでどうしてもやむを得ない場合は、町の一般会計の方から繰出をすると、こんなような形態になっております。したがいまして魔法のようにあるいは、一般の企業のようにあの一定のかせあめかせは、一応法廷国家ですからありますが、あと自由に何でも野放しでやっていこうということではない、全部がんじがらめのなかでさあ黒字出せっていう、だいたい無理を強いて、あの強いられている感じですね。しかしそのなかでもできるだけ赤字は大きくならんように、さらに努力はがんばってしていきたい、こんなふうにも考えているところでございます。以上です。

#### ○病院事務長

えー努力目標の関係でありますけれども、えー辰野病院の場合これまでえーそ

れぞれの部分で、えー明るいニュースと言いますかそういうものを少なかったわけなんですけれども、おー今年度の場合は職員の方でいろいろ考える部分で、えー既にご承知かと思えますけれども、小児眼科を開設してみようかとか、それからある時にはあのせっかく貰ってある、例えばサンプルのマスクとかそういった物もお配りしながら、えー病気の予防とかそういったものをPRする、っていうようなことで少し目先を変えた格好の部分で、えー患者さんに理解をいただくという方法をとっているのが現在の状況であります。以上です。

○矢ヶ崎（2番）

それではあのう病床利用率が過去3年連続して70%未満の場合ですね、病床数削減や診療所化などの抜本見直しを求めているが、地域医療の中核としてがんばっている辰野病院であります。どうしてもこれは診療所化だけは避けなければならないと思いますが、この点について町長の考えを伺いたいと思います。

○町長

あの、診療所化っていうふうにおっしゃいますけど、診療所と病院の、おー何が問題なんだろうかっていうことなんですけど、後でもしご質問のなかで言えるようでしたら、ご指摘いただきたいと思いますが、ま一般的に考えられますことは診療所っちゃうと入院がないだろう、と思いますが19床以下のベットは持てます。その代わり今の辰野病院から見れば非常に小規模なものだと、こういうことでありましてえーまあそのような病院は避けるべきだっていうふうにも思い、あの言われますし、私もそう思っております。えー有床診療所でもベット数が辰野町の場合、規模としてはこれから新たに進めて行くには少ないだろうと一応考えられます。えーしかし万やむなきの時は繋ぎとしてですね、将来の問題としてえー理論的には考えられるということではありますが、そういうことは今のところしたくない。なおまたあの夜勤、夜間の救急に対しましてはどうだということではありますが、これは病院でもあの夜間救急をやったりやらなんだりということもあります。またこれあの医者さん方とも話をしながら、どんなふうに進むかえー緊急避難的な措置も取らなきゃいけない場合も、これから病院を廃止しなんで続けていくためには一時的にやむを得ないことも起こりうるだろうと、いうことだけは申し上げておきたいと思えます。えーまあ一応今のご質問に対してはその答弁でお許しをいただきたいと思えますがいかがでしょうか。

○矢ヶ崎（２番）

わかりました。あのこの他ですねあの改革プランの実施状況の、年１回以上の点検とかあるいは公表、学識経験者らの外部委員会による評価体制の確立なども、盛り込まれているようではありますが、以上の点を踏まえてですね国へこのような国、あるいは県へどんなふうにあー、要望をもし訴えていくのであればその点を伺いたいと思います。

○町 長

えー訴えは単独でも行いますし、またこの地域広域のなかでも行いますし、またえー公立病院開設者協議会もございますので、これは長野県にも入ってますしもちろん当然、全国の組織にも入ってますのでそんななかからも行っていきますし、また地方６団体っていうことで、これはあのう病院持っていない所だっってえー事実上お医者さんが今まで掛かった所を他町村であっても、いなくなることは困るわけでありますので、え全体的に県知事会まつわる県議会、えー市長会まつわる市議長会それから町村長会そしてまた、えーまつわる町村議長会、この６団体で更にまた強くあの要請要望って言いますか、こんなこと分かっていることでなんで要望は国はやっているのかっていうことで、ほんとに歯がゆいですけども、更にえー理論理屈ではなくてやっぱり力関係にもなりますので、力関係を結集してがんばっていかねばならないとこんなふうに思っております。やはりこの討論でいいから通るっていうもんばっかりじゃないですね、世の中っていうのは、力関係でえー論理が合わなんでも通ってちゃうことがありますから、今まであまりにもちょっと官僚の考え方が強すぎますので、そのへんは力を結集していかないと、単独ではなかなか難しいこともあるかなあとと思います。ただ昨日来申し上げているところでありますが、注意しなきゃならんのはみんなで作ったら、損しちゃったちゅうことがでてまいります。必ずみんなでもってやる時に小さい病院、そのみんなで作るなかで小さい病院が損するようにもまたできているんですね。これはえー理由はやはり潤沢にお医者さんが地方にいないっていうことです。みんなやると、マクロ的にはまあまああの苦情の少ない大勢でない所っていうような形で市の方、大きな人口の所へ優先して持って行かれちゃう、えー小児科の例も辰野の産婦人科の例もいいところでありますから、そのへんを気をつけなくては、あの要望をしていかなきゃならないとこんなふうに考えているところであ

ります。

○矢ヶ崎（2番）

まああの知恵と力を結集していただいて、がんばっていただきたいと思います。

それではあの次のガソリン灯油価格高騰対策についてを伺います。まああの毎日のようではありますけれども、原油価格の高騰によるガソリンや灯油の価格上昇が止まらないわけでありますが、1箇月で10円とかそういう前後のまさに急騰であり、本格的な需要期を迎えて大変であろうと思います。少しでも燃料を節約しようという思いは我々も、あるいはあ一家庭も企業も自治体も同じであると思います。そこで役場庁舎ではどのような取り組みを現に行っているのか、またいづれ公用車のガソリン代の節減はどのような方法を講じているか、まず伺いたいと思います。

○町長

えーガソリン、灯油、石油類の値上がりで大変に閉口しているところであります。普通ならばまだしも交付金が下がり、いつも言っているとおりであります。えー大変特に地方は、えー更にまたこういった寒冷地とくるわけでありますので、ダブルパンチ、トリプルパンチもいとこだってということで、これ考えていかなきゃならないと思っております。えー今度の原因があろう、受給バランスが崩れたという、要するに供給が少なくなったということではなくて、えー投機というようなことで、サブプライムっていったあの所で、まあ詳しくやってもいけないんですけども、アメリカの住宅関係の方が引っかかるということのなかで、えーそういったところへ投資したお金が全部石油に向かったということですから、世界的規模の投機です。えこれは甘く見てますととても大変なことで、まだまだ上がります。えー「もう」が「まだ」、「まだ」が「もう」であります。もういいだろうと思うとまだまだ上があるということで、えーよくああいった相場っていいますか価格の投機の一つの例を見ますと、1段上げがあり、下がり、もういいかと思うと2段目で上がっていきます。これ1段2段の3倍出るのが3段目で、大体3段目が出きらないと、この一回の投機相場は終わらないということでもありますので、受給バランス以上に厳しいだろう、上がっていけば上がっていくほど、また供給もあるのに段々隠されてしまっって、また物不足になっって更に最後の3段上げは拍車が掛かると言われております。えー甘く見れないことでもありますの

で、しばらくえーもうちょっと中長期的にこれは考えていかなきゃならんと思います。役場の対策その他は総務課長の方からお答えを申し上げます。

○総務課長

えーこの間の原油の高騰によりまして、えーガソリンそれから灯油、重油等につきましてはえーかなりの値上げになってきております。えーガソリンにおきましては、4月と比べますと現在リッターあたり17円プラス税分が高くなっておりますし、灯油、重油につきましては、リッターあたり14円プラス税というふうな形での、値上げになってきております。こんななかで、とりわけ暖房につきましてはあの気候との関係も大きく影響をするわけでございますけれども、そんななかで役場といたしましては、えー庁舎のなかではウォームビズの徹底をお願いをしているところでございます。またそれぞれの全館暖房ということではなくて、こまめな暖房対策を講じておりまして、えー会議室等につきましてはストーブでの暖房対応をお願いをしてございますし、えー室温を確認するなかで、こまめに暖房を入れたり切ったりというふうな形での対応をお願いをしているところでございます。またえー公用車につきましては、ガソリンがかなり上がってまいりましたのでここ助役車につきましては、えーハイブリット車を導入いたしまして、えー対応をさせていただいておりますし、公用車の買替につきましては、軽自動車対応ということでえーこの間進めてまいっておりますし、また19年度の予算編成会議のなかでもえー買替る場合については軽自動車に変更するようという、指示もいただいておりますのでそんなことで対応さしているところでございます。よろしく願いいたします。

○矢ヶ崎（2番）

それではあとう特にあとう学校や保育園などでは、今後どのような取り組みをしていくか等でありますけれども、当然あの節約はしていかなくはなりませんけれども、やはり子どもたちの健康面への配慮というものは十分に行っていたかなければならないと思います。その点からも極端な取り組みというものは難しいと思うんですが、最小限度の節約はお願いしなきゃいけないと思いますが、学校関係についてのお一配慮はいかなものかお伺いをしたいと思います。

○町 長

えその件につきましては、また教育長他からもお答え申し上げますけれども、

できるだけ儉約するなかで優先はしていきたいとこんなふうには町としては考えます。えー一言あのさきほど、あのう相場高騰投機は1段目あり、2段目があり、3段上げはこの1倍から2倍の時の3倍出るって言いましたけれども、この石油価格が3倍になるっていう意味じゃありません。原油価格です。で石油価格はこう原価があってこう販売値がありますと、原油高ってというのはこれだけ占めてますので、これが倍になってもこっちは10円上がるとか、8円上がるとかこういう意味ですから、えー今のガソリン代が例えば3倍になるという意味ではありません。あの原油の方がそうなっていくますので高騰が続くし、最終の3段上げでは商いができないまま、売りと買いが同数で単価が決まるんですけれども、買い手だけで売り手があー6、7割で3割がまだ売り手がないってというような時が、あの商いができないままストップ高ってというようなことで、商いないものは値段だけがトントントントンって毎日跳んでっちゃうような現象も起こるんじゃないかと、こういうことを警戒しているところでもありますので、えー付け加えておきます。えー他お答えを申し上げます。

○教育次長

えー学校や保育園の関係ですけれども、おーさきほどの話のように燃料関係が単価アップになっております。えーそれで現在予算の関係でも足りないような状況になり始めてます。まああの学校関係でも保育園関係でも節約はお願いしているんですけれども、やはり限度があると思います。まああのう授業やまたはあの給食関係も燃料関係使ってますので、えーそんなような関係で今回補正をお願いしてありますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○矢ヶ崎（2番）

それではあの、水田農業推進について伺います。え我が国の農業は農業者の数が急速に減り、また農村では都会以上のスピードで高齢化が進んでいます。世界貿易機構の農業交渉では、貿易自由化関税引き下げが検討されております。米の生産調整いわゆる減反政策が昭和45年から始まり、減反政策から転作等変革してまいりました。国の状況は新たな取り組み、食料・農業・農村基本計画が平成17年3月の答申後、閣議決定され食料自給率目標を設定し、向上の取り組み、カロリーベースで現在40%の自給率を、平成27年度に45%に向上する。また担い手の経営に着目した経営安定対策への転換や担い手の農地の利用、集積の促進の取り

組み等であります。経営所得安定対策大綱が平成17年10月に決定されました。そこで3つの柱は一つとして担い手に対して施策を集中する、品目横断的経営安定対策の創設、これと一体の関係にある米の生産調整支援対策の見直し。3つ目農地、水などの資源や環境の保全向上を図るための対策の創設、といった内容が盛り込まれこれが国の農地政策の改革のあらましであります。当町において担い手に対して耕作を集中する、品目横断的経営安定対策では旧農協単位5地区であります。で取り組みを検討し、部落懇談会等を経て平成19年度産で小野、川島、羽北地区で取り組むことになり、残りの辰野朝日地区は平成20年度から取り組むこととなりました。辰野町全地区で、営農組合が立ち上がり今後の活動が大いに期待されるわけであります。生産者19.3%、水田面積24.8%の加入となっております。農地、水などの支援や環境の保全向上を図るための対策では、平成19年度からの事業で羽場、新町、沢底、上野地区で58.8haで取り組んでおります。平成20年度に新たに1地区が取り組みが計画されておるわけであります。20年度米の生産目標数量は、全国で約2万5,000haの減少。長野県では164haの減少となっております。当町においては土地の有効利用型転作、作物としてもソバは大変に有効な作物と思われまます。今まで行っておりますソバ刈り取り補助は、荒廃農地を防ぐ見地からも大切なものであると思ひます。今後とも20年度も引き続き補助を実施すべきものと、考えますが町長の考えを伺ひます。

#### ○町 長

えーご指摘のとおりでありまして、水田農業の推進についてということでありまして、大変にあのこれも国の方の農水省の政策が、いろいろこう七転八転してきたなかで、品目横断的経営安定対策というふうなことが打ち出されたわけでありまして、まあこれは満点とも言わない、言えないんですけれども、いろいろ矛盾が今こう出てきておりますけれども、一応これに沿わざるを得ないということで、それに沿ったまた補助金などもまあ町も県をとおしていただいて適宜出して、農協と一緒にあって、これを活性化するように考えているところであります。まあこいつたあのおう農業政策の問題でありますけれども、おかげさまでこれをご理解いただいて当初は、個人では4ha以上。あのおう営農組合になると20ha以上でないといふと適合しないと言われていましたけれども、そんな無理を言うなということであらうといった狭隘の谷の始まりのような町に対してはそんなこと言うことが無理で

すから、えーそれを見直していただいてもっと少ないヘクタールのなかで、認められて現在おかげさまで集落営農組合があの数箇所できてきたわけでありまして。更にもう少しこれを各地へ進めていきたいと思っておりますが、まそういうなかで、えー早くこの集落営農組合も法人化されることを私どもは願ってるわけでありまして。えー法人化することによって今の組合が更により強化になり、そしてまた加盟者が増えてよりこの効果的にえーその組合の運営のなかで、えー有休荒地を防ぐように働けなくなって、人に貸しても良いつていう所はどんどん借りて、そして雑草を生やさないようなふうに、やっていっていただきたいなあとこういうふうに願っているところであります。えーと申しますのもいつも言っておりますけれども、えー2000年には2000年には約61億人くらい日本の人口あったものと思われまますが、2025年ですからこれは先かなあと思いましたら、もうすぐですけれども世界人口85億人になると言われてます。そういうなかで段々あのいろんな食料効率も考えて、世界各地で作られているわけでありましてけれども、あのうアメリカなどは170%の穀物があるわけですから自分たちで食べて70%余分にあの輸出できるわけですし、ドイツでも食料供給率自給率というのは100%ちょうどあるわけでありまして。日本が今おっしゃったように40%、45%これカロリーベースですから数量ベースに直したらもっと低いわけですから、えとても大変な国でありますがあのようにやはり自給率は上げていかないと、この85億人にも世界人口がなつて、日本だけ減っているわけですけれども、日本だけって言いますか日本は減っている仲間に入っちゃってます。あの人口のですね。しかし世界的にはドンドン増えている、そういうなかで供給される食料量は80億人分だけだろうと言われて算定がありますので、そんな指標もありますから必ず食糧危機になると、いうふうに世界的に見るとマクロ的にはそうでありますから、輸入にばかり頼っている日本なんか真っ先に切られるんじゃないかと思っておりますので、あのう農業の育成等そして農耕地を荒らさないように、えーさきほどの病院の話じゃないですけども赤字であっても歯を食いしばって我慢して、繋いでいってやがてまた、それが花咲く時代も来るわけでありまして、大事なことでありますので町としても政策優先的に上げていきたい、まこれも末端行政ですから一応国の政策乗っ取ってやっていかざるを得ませんので、そういうなかで町としての知恵が変えられるところがあるかどうか、模索しながら進めていきたいとこんなふうにも考えているとこ

であります。えーなお水、農地の資源の活用と大事にしなければならんということ  
であります。おかげさまで中山間総合整備事業が、えー21億 5,000 万円ですか、  
えー長野県下トップの金額で辰野は竣工が終わったところでありますので、更にま  
たこれに入らなんだとこなども、考えて進めていきたいとこんなように思ってい  
るところであります。課長の方からお答えいたします。

○産業振興課長

それでは私の方からえー19年度のえー転作の状況について、ご説明したいと思  
います。転作面積につきましては 213ha、えー辰野町で19年度転作を行いました。  
そのなかで一番多い転作作物はソバでありまして、46.3ha。転作の21.7%となっ  
ております。そのうちのコンバインでの刈り取り補助分につきましては、41.9%  
となっております、さきほど町長言いましたけれども、えー刈り取り補助につ  
いてはあのソバの単価が安いということのなかで有効な手段となっているように  
考えております。以上であります。

○矢ヶ崎（2番）

まああのう今町長言われましたように、農業は非常にあの食料自給率の問題か  
ら、カロリーベースですね45%と、やはり農業の果たす多面的な機能というもの  
は大変なものであると、これからも中山間地農業を始めとして農業は大切にし  
ていかなきゃならない。その意味に於いて、えー20年度もソバの刈り取りに対し  
ての補助を前向きに考えていただけるということで理解いたしまして、私の質問  
を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位13番、議席 5 番、宇治徳庚議員。

**【質問順位13番、議席 5 番、宇治徳庚議員】**

○宇治（5番）

えーと私は2つの観点から質問させていただきます。え 1 点目は自立を選択し  
た町政のその後についてであります。平成の大合併騒動から約 5 年、えー県下の  
市町村もかなり合併が進み、自治体数は81まで減少しました。もちろん合併の内  
容もさまざま、飴とムチを受け入れ合併したが合併してもよくなるどころか、

かえって大変になったという自治体も少なくないと聞きます。えー自立を選択した、当辰野町は今どのような状況にあるのでしょうか。その当時の資料を紐解いてみますと合併しないメリットとして、4つの項目が挙げられておりました。1つは特色を活かしたまちづくりができる。2つは行政と住民のコミュニケーションが取りやすい。3つ目は他市町村の財政状況による影響を受けない。4つ目が辰野町の名前が残る、とあります。それは確かにそうかと思えます。しかし合併との比較で論じているときはこれはまさにメリットでも、ひとたび自立を決めた瞬間それは日常の行政経営の一項目に過ぎない、当たり前のことだということではないかと思えます。その一方で唯一挙げられているのが、「懸念材料は厳しい財政運営になります。」という項目こそ今の辰野町を象徴している項目であると考えます。私が見る町の現状は国の交付金の削減のなか、自主財源の確保のために町あげでの取り組みが当時の財政見通しを上回るペースで、がんばっていることです。なんとしても第2の夕張市あるいは大滝村やその予備軍にならないために、更なる知恵とパワーを結集しなくてはならないと考えます。そこでお尋ねいたします。自立を決断して5年、現在の町長の率直なお気持ちをお聞かせいただきたいと思えます。

#### ○町 長

えー質問順位13番目の宇治徳庚議員の質問にお答え申し上げます。え合併と自立選択後の自立に対しての町長考え、考えて言いますか感想はって言うか、気持ちはということでございます。えーどういうふうに答えて良いかというふうなことでいろいろ、総合的にお答えを後で申し上げますけれども、先に指標として4つ挙げていただきましたので、非常に答えやすく思っております。ま特色、コミュニケーション、コミュニケーションは良くできてるとこれは思っております。またコミュニケーションがあろう財政の問題でできるかできないかってこのことは別にして、コミュニケーションを活かすっていうことで行政に反映されていることはある。合併した時よりはある。ああ合併するよりは当然これは理論的にもあろうそのとおりであろうということ、えーまさに協働のまちづくりが進んでいるゆえんであろうかと、こんなに思います。大きな所へ行って辰野でいろいろ言ってみてもそれは全体のなかのほんとは一泡に過ぎないだろうというふうにも考えられます。それで町の名が残るっていうとこれは確かに残ってますので、そ

のとおりであります。えー特色が活かせるというようなことでありますが、町の特色ということで企業誘致をしたり、いろいろこの政策であげておりますけれども、まさにこれは残っているでしょうと思います。合併されていけば他の方へ来る、町の力があってもどっか他の方へ移っていく可能性もあるのかもしれませんが。えー病院とてまた苦しいわけですが、あーそんなようなこともあり得るでしょう。また合併していけば万が一、一つのあの選択肢の一つとしては、えー診療所化されている可能性も出てくるのかなあとも思います。しかし町が独自に診療所化しなきゃいけない時も考え方の一つとしては、なきにしもあらずでございますけれども、そうならんように努力はしていくってということで、さきほどお答えしたところですが、合併していれば、ま、前にそういう話がありましたので、そうなっちゃったろうなあと。えー財政状況を受けないということは、財政の他の影響を他の町村の影響を受けないって意味でしょうか、ちょっとそこが分からなかったんですが、3つ目の問題ですがまあまた後で必要であれば、それも含めてあのご質問いただければお答えいたします。えー後私としてどういうふうに考えるかと、町の長として皆さんが考えと全く同じだと思いますけれども、今それを考えている間があるかないかってどこじゃない、たいへんなあの次から次へと問題が起きてまいりまして、えー一番ガーンときたのはですね、一昨年の災害ですよ。その前にも16年の10月に22、23号台風の災害もありました。あんなっちゃうともうほんとにあのう、普段の行政の仕事をどんどん推し進めるだけが精一杯で、えー他が良いか悪いかじゃない、とにかく復旧どうしたらいいか、予算をどうやって取ってくればいいのか、そんなことに東奔西走されますので、そんなように瞬間ポンとこう今の位置、自立だ、合併だ、そのことを意識する時間が普段よりないと空白があったということは事実であります。ましかしそんなことばかり言っちゃいられませんが、常に合併した所はどうかなあと、しなんだ所はどうかなあ、こんなようなことは対比しながら考えさせていただいております。えー合併しても、えーもし過疎債がなくなったら大変な目にあっているだろうなあっていう町も想定されます。過疎債が来年の3月でいったんこれで時限立法切れますので、それを今あのう町村会の、県の私も総務部長やっておりますので取り上げて、延伸をしていくように、まあ辰野は直接関係ないんですけれども、おー今、国の方へ関わって進めているところであります。それと同時に辺地債っていうやつもあります。

ま辺地債あたりは、辰野でも有効に活用できるわけですが、ましかしそれもなかなか採択しにくくしてありまして、辺地債で 300 万 500 万の事業をやってくれて、当時は通ったんですけれども、今はあの辺地債を使ってやる事業が 1,500 万以上じゃないともうそれは対象にしませんよ、っていうことでもありますから 300 万の事業やりたくても、1,500 万のものを作ってそれでやっかないとっていうことでもありますから、まあ町の持ち出し分もありますので、とてもあのいらん事業もできないし、町の持ち出し分が増えちゃうもんで困ったなあということもありますが、まいずれ辺地債、過疎債は有効に活かしていかなきゃならないしということでもあります。えー同時にまたあの、合併その他の問題を見ているなかでも、共通のですねやっぱり道路特定財源を国の一般財源化してしまうとかですね、とんでもないことがいろいろ起きてきて、同時にまたこの病院の問題もそうですね、医師不足からえー始まって大変な騒ぎになってきておりますし、またこれで保険も変わりますんで、えさきほども後期高齢者の問題だとか、これも広域ってもんで上伊那でやるとしたら長野県全体の大々広域でやっていくんだということだそうですし、まあほんとにあの一律か何かってこう考えてピタッてこうまあ寝ている間に考えろっちゃ、それ考えるわけですけども、余裕なく今進めているところでもあります。ま、しかしくどい話ではありますが、合併をしなんで自立をした住民意志の選択は活かせるように、がんばっていきたいと思いますので、水道料もおかげさまで上伊那でも安い方で推移しておりますし、そういったところはしっかり死守していかなければいけないあと、え国民保険もおーまあ中間ぐらいだったと思いますが、あんまり合併して上がっちゃうっていうようなことはなくて、進んでるのかなあよかったかなあところというメリット、デメリットなどもいちいちチェックしながらは現在は進んでいるところでもあります。えー以上であります。

○宇治（5 番）

えーさきほどのあの他市町村の財政状況による影響を受けないというこれは、私の当時の記憶ではですね「合併すれば、伊那中央の病院の 250 億を負担せざるを得ないぜ。」っていうようなそんな議論がされたような、記憶がございます。えー今やかかってないほど、住民の視線は辰野病院新築計画も加わって、町の財政に対する「関心と監視の目」はかなり向上していることは、町にとっても大切な財産じゃないかというふうに思っております。えーそれを是とするか非とするか

は、ま当局の判断に任せるとして今や厳しい財政運営のなかで行政等、住民の関わり方も否応なしに変わらざるを得ない状況にあり、協働という新しい行動様式が芽生え、定着しつつあることは一つの前進であり、単に金と物の足し引きだけでない心とか思いといった財政も大切なソフトウェアではないかと、私は考えます。その意味でこのほど示された「辰野町協働のまちづくり指針」は時宜を得た内容であると思います。しかし拝見した限りでは、行政の手法や思いが詰まっています。私は今ひとつ町民サイドの視点が弱いようにも感じました。そこでお尋ねいたします。指針のなかに町民満足度の高いまちづくりとありますが、もう少し分かりやすくご説明いただきたいと思います。

○町 長

あのこれは、CSっていうことでありまして私もあのう自分の選挙公約にも書いてありますが、あのうまあ何であるかって言いますとカスタマーズ、お客さん住民の皆さん、町から見るとお客さんなんて言うてはいけませんが、住民の皆さんのサティスファクションっていうことですから、あの満足度であります。えこれはあのうまちづくり、協働のまちづくりの委員会のなかで進めておりましてえこれは一人よがり町で決めるものじゃなくて、住民の皆さん方に対しましてこの意見を徴収して、そしてこの事業に対して満足度がどうか、現在はどうかこういうチェックするものであります。え一課長の方からお答えを申し上げます。

○まちづくり政策課長

え一あのう住民満足度の高いまちづくりを目指しましては、幾つかの方法があるかと思いますが、今あの町の方、まちづくり政策課を中心に今進めておられるのがその一つで、え一行政評価システムの構築ということであります。で3年間のまあ期間というなかで、え一現在え一2年目に入りましてえ一17年18年そして19年にはまあ政策評価、施策評価ということであのう住民の方の満足度をまずは職員のなかで、え一評価をし、そして外部評価ということで住民の方にその施策を評価をいただくことによりまして、え一満足度の高いまちづくりを進めていきたい、そんなふうになっているところであります。あのうこの協働のまちづくりが出てきた発端が多様化する住民の方のいろんなニーズにえ一対応するには、行政が今までのようななかでは、なかなか対応しきれない部分でこの協働のまち

づくりという方法が出されたわけでありまして。えー一つずつ進めていきたいと、そんなふうに思ってます。よろしく申し上げます。

○宇治（5番）

えー確かにまあそのとおりだと思いますが、あー町民満足度と言うからには町民に聞かなければ測定・判断できないと思いますが、住民の真の声やニーズを的確に把握するため私は大規模かつ定期的な調査を行って、行政評価と数値目標にリンクしたシステムにしていく必要があるんじゃないか、それがすなわち縦割り、横並び行政を補完する必要性があるのかなと、いうふうに思ったりも感じております。そこでお尋ねいたします。えー町民満足度調査あるいは町民が何を優先すべきか、自ら示す町民優先度調査、こういったものを実施するお考えはお持ちでしょうか。

○町長

えーこれからの進め方のなかで選択肢の一つとして、それは捉えていかなきゃならないというふうに私ども考えております。えーまた定期的な問題としては、前から従来からそうではありますが、えー町政懇談会は各区、まあ全部の区とは言いませんけれども定期的に行っておりますし、そこで住民の皆さんの声やまた行政評価があって初めて、えーCSって言いますかあのお顧客満足度っていうのがあるわけでありまして、住民満足度、えー行政評価システムも今課長申し上げましたように、どんどん庁舎内で進めてそしてえー提示するように努力をし、またその準備をいたしておりますので、えー各ワークショップもそうではありますが必要に応じてやっておりますが、えー住民の皆さん方の気持ちが聞け、同時にまた要望も聞け、また時によってはそこで練ってもらう、結論まで出してもらうと、こういった方法も更に進めていきたいとこんなふうに思っております。以上であります。

○宇治（5番）

まああのお地方の時代と言われて久しいわけですが、今や地方は埋蔵金ならいざ知らず、借金に追われ共通の夢を持たない冬の時代にあって、進むも地獄立ち止まるも地獄といった地方自治体が山とあるわけです。そこで改めて辰野町の形を考える時に、町長にもう一度お尋ねしたいと思いますが、現町政下で近隣の町、村あえて市は除きますけれども、再び合併論はあり得るのでしょうか。あるいは

あるとすればどんなタイミングか、はたまた全くあり得ないというふうにお考えでしょうか。

○町 長

えー率直に申し上げて今後あり得ると思います。えーただ今県はあのうこのように言っております。まあ国の方からはある程度進めろって言われているのかもしれませんが、そのへんは内情は言わないので分かりませんが、「合併する市町村があれば、積極的に県はえー人的あるいは財政的にも一部応援をします。」とこういうふうに総務部会のなかでは、知事との会談のなかで捉えそして各市町村へ流しております。えー現在全国では 3,229 の市町村になりました。そのなかで 1,817 の町村ということです。長野県は今議員も、宇治議員が言われましたとおり 120 の市町村が現在は 81 です。そのなかで 62 が町村であります。ってということで、町村が多いせいかどうか合併論議だとかいうことは、あのういろんな話としては出ております。ただ合併既にした所、もうすでに合併して中核の市になった所が回りを更に合併しようって呼びかけは、ほとんどありません。これは面白い特徴だなあって思っております。えーただ財政的な問題からその他などから見て、結局マクロで大きくならないとあのうまあ利益が出ないと言いますか、やっていけないような指標がありますので、えーそれに苦しくなってくるとそちらの方へ掻き込む所も出てくるかなあとか。しかし国の方の動向はそれ以前にもうすでにあの道州制っていう方が県も沢山あるから、えー一緒にして 2 つ足して今までと同じ金額じゃなくて、2 つ足して今までと同じ金額じゃなくて下げて出すっていうふうですよね。国はそれだけ考えている。合併もそうでしたね。6 つのえー各市町村へ交付金出していますが、6 つ一緒にして 6 つ分出すんじゃなくて、4 つか 4.5 分ぐらいしか出さないとかいうことのなかでの合併ですからね。えー当然もらってくる場所は少ないでしょう。しかし中心部は多くなったように見えるでしょう、しかし末端部に対しましてはあのうやっぱり静脈、うーあるいはまた毛細血管まで血が流れないということが起こりうるわけで、それが見抜けているところが非常に増えてきておりますので、えーすぐには進まないと思いますが、しかしえードンドンと国の方が締めていくと、そういうこともないとは限らないと、こういう意味で私は今お答えを申し上げたところであります。えーはい以上であります。その件は。

○宇治（5番）

それでは2点目の質問に移らさせていただきます。えー両小野病院存続のための施策についてであります。両小野病院については地域医療の担い手として、住民にとって欠かせない病院として今日まで、大きな役割を果たしてきました。少なくとも平成13年から16年までは、厳しいといわれる病院経営のなかで病院側の努力と住民の理解が相まって黒字に転じた立派な実績があります。しかし3年前からは国の診療報酬の引き下げで一転して赤字経営となり、年々その幅が大きくなり地元住民も不安を感じながら、多くはその存続を強く望んでおります。えーそれにも増して存続するためには、現状を打開するべき方策が必要かと思いますが、このほど両小野病院経営研究委員会を行政主導で立ち上げたことは、一定以上の評価ができると考えます。そこで組合長である町長にお尋ねいたします。まず両小野病院の現状をどう認識され、設置された研究委員会の狙いについてお願いいたします。

○町 長

えー両小野国保病院につきましては、私の代に丁度移った時からえー赤字で赤字で、しかし今ほどの赤字じゃないんですけれども、4、5,000万ぐらいの赤字が続いてたと思いました。えーそれでまた院長さんが交代されて、えー少し上向きましたが、やっぱり赤字でっていうことですが、現体制のお医者さんと院長のもとで奇跡的に黒字に転換をしていただきました。これが5、6年続いたと思えます。これもほんとにあのう小さな病院で、あつ病院としては小さいっていう意味ですが、えー35床ですので、えー奇跡的なあのう業績を上げていただきました。まそのなかで平成14年の2月に長期療養型病床群っていうことで、療養型を私の方から提案をして10床、35床のうち、10床をそれに指定しました。即刻満員でありました。これも功を奏しまして常にえーまあまあ、常に100%っていうことあり得ませんので、出てすぐ入るわけじゃありませんから、90%代をもうそれも高位の方を占めるあのう、ベット利用率のなかで推移しなおさきほど言いましたように黒字の状態が続いていたということでもあります。えーお医者さん方やまたスタッフのご努力には心から感謝申し上げているところであります。しかし現在はまた大赤字になりまして、着任早々の時の赤字なんてものじゃないような赤字が

もう予想され、出つつあります。まこれはどういうことかって言いますと、ま同じ患者数その他は当然診ているわけですが、まあ一人の医師があのか療、医療のか療にちょっと入ってしまったということも現実であります、まずは長期療養型病床群、療養型、医療型の病床が昨日来お話をしておりますと、37万床作ったものを15万床に減らしてしまう。ちょっと減らす、何がちょっとだっということですが、半分以下に減らされちゃった、そういうなかで併設的にえ一療養型を導入した両小野国保のような病院は、真っ先に切られましたということで10床が今普通病床になりました。したがって療養型ができないということです。まそれとそれから診療報酬の削減ですね、というようなこと。それからまたあのことでお話するのは初めてかと思いますが、え薬は昔は、昔ってつい最近の前ですよ、え一医者へしょっちゅう行かなきゃいけない、今この薬は1週間分しか最大で出せない、やあこの薬はまあまあせいぜい出してもらっても2週間分ぐらいだということですが、そうしますとお医者さんへ沢山行く回数が増えますので、ついでにいろいろ診てもらうことがあったり、というようなことで国の方はそこまで目を付けまして、これをあの今まではあのお沢山薬出しちゃいけない、薬を出し過ぎるからってこれを院外処方であのかットしちゃいましたので、今度はうんと長く出せということになっちゃいまして、えらいことです今は。2箇月分も出すような3箇月も出すような薬が現れてきました。それであまり来させない。そうすると診療報酬も下がるだろうって、えらいことをまあ考えてますが、患者のことを考えているのか、え一経費のことを考えているのかよく分かりませんが、そんなような減少もこれに加味されまして、え一患者さんがあのお1箇月分ください、2箇月分ください、ああ良いですねこれは3箇月まで良いですよ、っていいようなことで、異常がない限りはあまり来させないような方向が国の思考でえ一考え方で取られましたので、そういったことも絡んできてます。まいろんなことがあの複雑な問題も他にもあるわけですが、現在大赤字になってしまったんです。ということでこの議会でも問題になると思いますが、あのお辰野町議会でも当然大事な問題になると思いますが、え一塩尻市とあの半々の組合立でやっていますために、両方のまず議会の方でそちらの方が優先議会として、あのお話題があ一挙げられてそうしてじゃこれからどういふんにしていくんだらうと、こんなに赤字補填ばかりで良いでしょうかと、いふようなことのなかで

研究が始まったということであります。同時にまたえー長く経つ歴史のある病院でありますので、今後の病院のあり方についても模索していかなきゃならないとこのことで研究委員会が立ち上がったわけであります。えー病院事務長も今来てますので、もう少しお答えを申し上げます。

○両小野国保病院事務長

えそれでは私の方からは、あのう両小野国保病院の経営研究委員会のまあ、委員会の形態につきまして少し詳しくお話申し上げますが、えー経営の内容等につきまして、えー塩尻市、辰野町の病院担当課及び病院の事務局、私でありますけれどもそれでまあ5月から9月頃までえー院内で運営形態の研究をしてきまして、えーその内容がまとまった段階で、えー管理者である辰野町長及び副管理者であります塩尻市長の方へ説明申し上げます、えー11月の7日の日に経営研究委員会の初会合を持ちました。えー住民代表及び組合議会の代表及び両市町の担当課の代表でありまして、11名の構成で委員会を設置してございます。えー11月7日の日にまあ経営、今までまとめてきました経営材料をお渡しするなかで、えー検討をお願いしまして、えー一次回の会合を12月20日の日に設定してございまして、えーそこでえーもう少し突っ込んだ議論を進めていく予定でございまして、以上であります。

○宇治（5番）

ま経営収支の大前提となるまあ患者数の推移を私も見たんですが、えー損益イーブンになった平成2年、この時を100とした時に昨年度の18年度の患者総数は指数的に見ると60。ですから平成2年の1/3まで減少しているという指数上のまあ数字になるわけです。で医師は3人ですから実態としては医師2人分のまあ患者数でしかない、ということであるかと思えます。でちなみに辰野病院の場合ですと損益イーブンになった平成13年を100とすると昨年度の平成18年度は114ですから、医師一人あたり14%増加していると、これはまさに医師不足の実態を数字の上からも示しているのではないかと思います。で残念ながら両小野病院は医師が端的に言えば一人余るという計算になってしまうわけです。まそこでお尋ねいたしますが、この実態をやむを得ないとすると医師2人では病院形態は無理ではないかというふうに考えます。で研究委員会の議論の方向性も自ずから決まってくるかと思えますので、この点につきましてスケジュールと併せてどのよう

にされようとしているか、お尋ねしたいと思います。

○町 長

あの病院形態っていうのはあのう、法的な言葉の上の病院ですか。診療所にするだとか、病院だってそういう意味の。

○宇治（5番）

はい。

○町 長

えーそれはあのう維持数でなくてですね、あのベット数で決まりますのでさきほど言ったとおり19床以上、あーだから20床以上あれば病院、一人の病院もあるでしょう、あまりほんと実例はないでしょうけども、2人でも3人でも4人でも病院っていうことは名前は取れるということであります。えそれよりまあ実際の問題を追及されているんだと思いますが、え今後どういうふうにしていくかという事で、いろんなことが考えられますが、それをその今の研究委員会のなかで、検討していただくということで、え行政としてはこういうふうな方向でとかこういうふうにしてもらいたいとかいうことは、今回は申してありません。えー特にあのこれも塩尻市議会の方でも問題になっているようでありまして、えーま辰野町の場合は、まこれ良いことじゃないんですけれども、辰野病院だとかいろんな所で入りより出の方が多いうふうな、いろんな事業って言いますかえー施設があってまあ赤字に慣れているっちゃおかしいんですけれども、慣れてても大変なことなんですけれども、塩尻市の場合はそういうことがあまりないようで、考えてみたら塩尻市立病院なんて公立病院ないんですよ。それからまたいろんな赤字を排出するようなものもあまりないんじゃないかと、思います。ただ今度合併されましたので、えー合併された所の診療所が赤字ぐらいで、というようなことで、したがってちょっと赤字でも出ると議会が大変に目くじらを立って追求されているんじゃないかと、想像されるだけです。したがって、えー両方の議員の皆様方の意見も代表が来て議会やってくれますから、しかりこうすり合わせをしてどのような方向なら許してもらえるのか、どうしてったら良いのか、えー詳しく具体的にあのう精査をして検討をしていただきたいと、こういうふうに思っております。

○宇治（5番）

えーっといずれにしましてもまあ関係組織や住民両両相まって責任あり、ま早く議会と協力得る努力を望むものですが、まあ今町長も言われましたけれども、一つ気がかりな点は自治体病院を持たない塩尻市の行政サイドや、えー議会から赤字病院は端的に言えば、いらぬという声も時として聞くわけです。えー塩尻側の理解と前向きな対応を期待したいのですが、直接矢面に立たれている事務長にその点をお聞きしたいと思います。

○両小野国保病院事務長

あのういずれにしても塩尻市と辰野町の半々で運営している病院でありますので、えー塩尻市側の意見もま当然聞くなかで、確認したところでありあますけれども、このお一両小野国保病院の研究委員会が設置されましたので、この委員会のえーま管理者への提言の内容、時期によってスケジュールは決まってくる、と同時にあのうまとめた意見を組合議会及び両市町の議会で協議をいただきまして、えー取組める内容につきましては早期に実現できるようにしたい、というふうに考えております。以上です。

○宇治（5番）

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議 長

以上で一般質問は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦勞様でした。なお、この後、午後1時30分から町長要請によります全員協議会を行いますので、時間までに全員協議会室へお集まりください。ご苦勞さまでした。

9. 閉会の時期

平成19年12月11日 12時37分

この議事録は、議会事務局長 竹入俊男、庶務係長 飯澤誠の記録したものであつて、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番